

明治大学人文科学研究所年報

第60号

2018年度

*Annual Report
of
The Institute of Humanities*

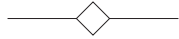
Meiji University

No. 60

2018

明治大学人文科学研究所

目 次



I 人文科学研究所概要

1. 概要	1
2. 2019年度運営委員・各種委員及び事務担当部署	1
3. 研究所所員数	2
4. 人文科学研究所予算及び研究費の年度別予算推移	3
5. 2019年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	4

II 2018年度運営記録

1. 2018年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧	6
2. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行	8
3. 「明治大学人文科学研究所紀要」第84冊, 第85冊の刊行	8
4. 「明治大学人文科学研究所欧文紀要」THE JOURNAL OF HUMANITIES MEIJI UNIVERSITY VOLUME 25の刊行	9
5. 「第43回公開文化講座」の開催	10

III 歴代所長

IV 2018年度研究種目別研究実施報告

1. 総合研究第2種実施報告

暴力の表象空間	岡本 和子, 岩野 卓司, 大西 雅一郎, 釜崎 太, 齊藤 毅, 鈴木 哲也, 関 修, 宮本 真也	15
---------	--	----

2. 共同研究実施報告

日本の女性雑誌におけるジェンダー表象: 『an・an』を事例に	田中 洋美, 高馬 京子	18
---------------------------------	--------------	----

3. 個人研究第1種実施報告

(1) パリ圏における文化的混成～映画分析を中心とした地誌的アプローチ	清岡 智比古	21
(2) 18世紀ロシアの民衆運動と古儀式派教徒との関係についての研究	豊川 浩一	22
(3) 「借用」という反復による「アサンブラージュ」が啓く共同体及び環境世界との調和	虎岩 直子	23
(4) ピエール・パシェの作品における個人と文学の問題	根本 美作子	24
(5) 世紀転換期フランスにおける女子師範学校の「世俗化」とカトリシズム	前田 更子	25
(6) 第二次世界大戦期の英領黄金海岸植民地における「日本人」抑留者に関する実態調査	溝辺 泰雄	26
(7) 古英語訳オロシウス(C写本)の本文校訂	石黒 太郎	27
(8) 森鷗外の演劇翻訳の生成に関する日独比較文体論・言語論的分析	井戸田 総一郎	29
(9) 中国語を母語とする日本語学習者の日本語の語彙習得 — 日本語と中国語の意味用法の異同を中心に —	小森 和子	30
(10) 『古事記』下巻の注釈と研究	居駒 永幸	32
(11) ウィーンの都市空間における文学・芸術・科学の相互作用についての総合研究 1850-1950	関口 裕昭	33

4. 個人研究第2種実施報告

(1) 近世初期における日本海沿岸地域の社会構造と生業	野尻 泰弘	34
(2) 新旧世代の関係—20世紀初頭, スペイン小説家において	大楠 栄三	35
(3) ウィリアム・フォークナー研究 — 「近代」と「家族」の表象	竹内 理矢	37
(4) W.H. オーデンの中国旅行記, キリスト教回帰と宗教的表象	辻 昌宏	38

附

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準

・ 明治大学研究企画推進本部規程 (抜粋)	43
・ 基盤研究部門にかかわる研究所要綱	43
・ 明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程	45
・ 人文科学研究所運営委員選出に関する内規	46
・ 人文科学研究所各種小委員会内規	47
・ 人文科学研究所個人研究, 共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規	47
・ 人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び成果提出一覧	50
・ 研究所客員研究所員に関する内規	51
・ 明治大学特別研究者制度規程	51
・ 特別研究者に対する研究費助成に関する基準	53
・ 人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則	54
・ 明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程	55
・ 研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準	57
・ 人文科学研究所の査読に関する内規	58
・ 人文科学研究所叢書応募要領	59
・ 人文科学研究所紀要応募要領	59
・ 人文科学研究所紀要成果執筆要領	60
・ 人文科学研究所欧文紀要 (The Journal of Humanities) 応募要領	60

2. 2018年度募集人文科学研究所各種募集要項

・ 2018年度人文科学研究所紀要原稿募集について (お知らせ)	61
・ 2018年度人文科学研究所欧文紀要原稿募集について (お知らせ)	61
・ 2019年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について (お知らせ)	62
・ 2019年度人文科学研究所叢書の原稿募集について (お知らせ)	63

3. 2019年度人文科学研究所所員名簿

4. 人文科学研究所叢書一覧

5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覧

I 人文科学研究所概要

1. 概 要

設置年月日…1959 (昭和34) 年 4月 18日

設置目的……人文科学研究所は、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩・発展に寄与することを目的としている。当研究所の中心をなす事業として、第1に、複数の研究者で行う研究及び個人で行う研究活動への助成、第2に、これらの研究経過及び成果を公表するために、叢書や各種機関誌を刊行している。また、地域社会に対し、研究成果の還元及び「開かれた大学」を目指して、公開文化講座を開催している。

2. 2019年度運営委員・各種委員及び事務担当部署

人文科学研究所長 豊川 浩一 (文)

運営委員

選出区分 (分野)	運営委員期間・氏名	2018～2019年度委員	2019～2020年度委員
日本文学及び文芸学の分野		春学期:内藤 まりこ (情) 秋学期:牧野 淳司 (文)	伊藤 剣 (法)
英米文学の分野		梶原 照子 (文) 織田 哲司 (農)	波戸岡 景太 (理工)
独文学, 仏文学, 中国文学, 露文学, スペイン文学及び演劇学の分野		大楠 栄三 (法) 竹内 拓史 (経営)	奥 香織 (文)
日本史学, アジア史学及び西洋史学の分野			清水 有子 (文)
考古学及び地理学の分野			中川 秀一 (商)
教育学, 哲学, 倫理学, 博物館学, 図書館学, 美術, 心理学及び社会学の分野		池田 喬 (文) ワルド・ライアン (国日)	波照間 永子 (情)
保健体育学の分野			釜崎 太 (法)
所長指名枠		清水 則夫 (理工)	石黒 太郎 (商) 生方 智子 (文)

各種委員会委員

(◎印は委員長)

- (1) 出版刊行委員会委員 …………… ◎梶原照子 (紀要担当), ◎清水則夫 (叢書担当),
牧野淳司, 中川秀一, 奥香織
- (2) 公開文化講座開催委員会 …………… ◎池田 喬, 釜崎 太
- (3) 制度検討委員会委員 …………… ◎竹内拓史, 生方智子
- (4) 研究費申請審査委員会 …………… ◎石黒太郎, 竹内拓史, 大楠栄三, 波戸岡景太, 清水有子
- (5) 自己点検・評価担当 …………… ◎釜崎 太, ワルド・ライアン
- (6) 「新領域創成型研究」及び「若手研究」審査員…………… 内藤まりこ, 生方智子, 波照間永子, ワルド・ライアン,
伊藤 剣
- (7) 連合駿台会・学術奨励賞選考委員会委員 …………… 織田哲司

事務担当部署 研究推進部 部長 飯塚 浩司
 研究知財事務室 事務長 鈴木 一弘

3. 研究所所員数

(1) 所員構成

(2019.4)

学部	職名	教授	准教授	講師	計
法 学 部		19	7	2	28
商 学 部		23	6	4	33
政 治 経 済 学 部		18	7	13	38
文 学 部		67	30	10	107
理 工 学 部		7	7	1	15
農 学 部		3	3	4	10
経 営 学 部		15	4	1	20
情報コミュニケーション学部		6	8	5	19
国 際 日 本 学 部		18	8	3	29
総 合 数 理 学 部		3	0	0	3
グローバル・ビジネス研究科		1	0	0	1
計		180	80	43	303

(2) 所員の異動

新 任 (2019.4.1)

越門 勝彦 (法学部 准教授)
 佐藤 公紀 (法学部 講師)
 水谷 尚子 (商学部 准教授)
 佐久間 寛 (政治経済学部 講師)
 中島 満大 (政治経済学部 講師)
 井上 由佳 (文学部 准教授)
 能地 克宜 (文学部 准教授)
 ワトソン, アレックス (文学部 准教授)
 川島 義高 (文学部 講師)
 鈴木 開 (文学部 講師)
 水野 真紀子 (理工学部 講師)
 野田 寛達 (経営学部 講師)
 鈴木 雅博 (情報コミュニケーション学部 准教授)
 坂本 祐太 (情報コミュニケーション学部 講師)
 大矢 政徳 (国際日本学部 准教授)
 小谷 瑛輔 (国際日本学部 准教授)

退 職 (2019.3.31)

金山 秋男 (法学部 教授)
 櫻井 直文 (法学部 教授)

福本 勝清 (商学部 教授)
 飯田 年穂 (政治経済学部 教授)
 佐藤 義雄 (文学部 教授)
 寺内 威太郎 (文学部 教授)
 矢島 國雄 (文学部 教授)
 吉田 優 (文学部 教授)
 菊池 良生 (理工学部 教授)
 守屋 宏則 (経営学部 教授)
 細野 はるみ (情報コミュニケーション学部 教授)
 アレン, キャサリン, O (国際日本学部 教授)
 吉田 悦志 (国際日本学部 教授)

4. 人文科学研究所予算及び研究費の年度別予算推移

(1) 人文科学研究所予算

単位：円

項目	2019年度	2018年度	2017年度
研究費	15,080,000	16,260,000	17,220,000
人文研発行費	6,786,000	5,606,000	4,646,000
運営費	240,000	240,000	237,000
講演会費	463,000	463,000	466,000
年報発行費	184,000	184,000	184,000
計	22,753,000	22,753,000	22,753,000

(2) 研究費の年度別予算推移

単位：円

年度	総合研究	共同研究	個人研究	特別研究	合計
2014	2,195,000 (1)	970,000 (1)	11,750,000 (19)	9,275,000 (8)	24,190,000
2015	1,720,000 (1)	0 (0)	12,660,000 (21)	4,660,000 (6)	19,040,000
2016	1,500,000 (1)	750,000 (1)	10,170,000 (21)	3,060,000 (5)	15,480,000
2017	1,840,000 (1)	1,840,000 (2)	9,712,000 (16)	3,828,000 (5)	17,220,000
2018	2,000,000 (1)	1,000,000 (1)	8,400,000 (15)	4,860,000 (5)	16,260,000

() 内は採択件数

※ 2016年度総合研究 1 件辞退

5. 2019年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

総合研究第2種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎岡本和子	文	暴力の表象空間	2018-2020	2,000
	岩野卓司	法			
	釜崎太	法			
	鈴木哲也	法			
	関修	法			
	宮本真也	情コミ			
	大西雅一郎	成蹊			
	斉藤毅	大妻女子			
◎研究代表者				合計	2,000

共同研究（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎荒又美陽	文	現代都市を捉える理論的基盤の探究 — 都市研究の再構築のために	2019-2020	980
	大城直樹	文			
◎研究代表者				合計	980

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	石黒太郎	商	古英語訳オロシウス（C写本）の本文校訂	2018-2019	700
2	井戸田 総一郎	文	森鷗外の演劇翻訳の生成に関する日独比較文体論・言語論的分析	2018-2019	700
3	小森和子	国日	中国語を母語とする日本語学習者の日本語の語彙習得 — 日本語と中国語の意味用法の異同を中心に —	2018-2019	700
4	居駒永幸	経営	『古事記』下巻の注釈と研究	2018-2019	700
5	関口裕昭	情コミ	ウィーンの都市空間における文学・芸術・科学の相互作用についての総合研究 1850-1950	2018-2019	400
6	藤田結子	商	食のグローバル化と人の国際移動	2019-2020	700
7	廣部 泉	政経	ルーズベルト民主党政権期における共和党関係者が対日関係に果たした役割の研究	2019-2020	700
8	内田 兆史	政経	フィクションは歴史をどう刻むのか 軍政下アルゼンチンにおける短篇小説の動向	2019-2020	700
9	阿部 芳郎	文	縄文土器の作り分けと使い分けに関する研究	2019-2020	700
10	今野史昭	商	シェイクスピア上演における地域性とその変容	2019-2020	700
11	高峰 修	政経	東京オリンピック・パラリンピック大会の評価に向けた予備的調査	2019-2020	700
12	中江桂子	文	民芸の思想家柳宗悦と民芸の実践家との間の社会関係資本構築に関する研究	2019-2020	700
				合計	8,100

個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	野尻泰弘	文	近世初期における日本海沿岸地域の社会構造と生業	2018-2019	200
2	大楠栄三	法	新旧世代の関係—20世紀初頭, スペイン小説家において	2018-2019	200
3	竹内理矢	文	ウィリアム・フォークナー研究—「近代」と「家族」の表象	2018-2019	100
4	辻昌宏	経営	W.H. オーデンの中国旅行記, キリスト教回帰と宗教的表象	2018-2019	200
5	柴崎文一	政経	道徳的規範性：R.M. ヘアーの選好功利主義とB. ウィリアムズの内在主義	2019-2020	200
6	古山夕城	文	クレタ青銅武具法碑文「スペンシティオス規定」の形質・形態とポリス社会の法受容	2019-2020	200
7	根本美作子	文	ピエール・パシェと現代フランス文学における外の視点	2019-2020	200
				合計	1,300

特別研究第1種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	河野円	総数	バイリンガリズムの視点から見る効果的な English for Academic Purposes (EAP) 研究	2019	1,500
2	石井透	文	理論言語学における局所性条件のパラメータについての理論的・実証的研究	2019	1,200
				合計	2,700

Ⅱ 2018年度運営記録

1. 2018年度人文科学研究所研究員・研究課題・研究費一覧

総合研究第2種（研究期間：3年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	◎岡本和子	文	暴力の表象空間	2018-2020	2,000
	岩野卓司	法			
	釜崎太	法			
	鈴木哲也	法			
	関修	法			
	宮本真也	情コミ			
	大西雅一郎	成蹊			
	斉藤毅	大妻女子			
◎研究代表者				合計	2,000

共同研究（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
2	◎田中洋美	情コミ	日本の女性雑誌におけるジェンダー表象：『an・an』を事例に	2017-2018	1,000
	高馬京子	情コミ			
◎研究代表者				合計	1,000

個人研究第1種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	清岡智比古	理工	パリ圏における文化的混成～映画分析を中心とした地誌的アプローチ	2017-2018	700
2	豊川浩一	文	18世紀ロシアの民衆運動と古儀式派教徒との関係についての研究	2017-2018	700
3	虎岩直子	政経	「借用」という反復による「アサンブラージュ」が啓く共同体及び環境世界との調和	2017-2018	700
4	根本美作子	文	ピエール・パシェの作品における個人と文学の問題	2017-2018	700
5	前田更子	政経	世紀転換期フランスにおける女子師範学校の「世俗化」とカトリシズム	2017-2018	700
6	溝辺泰雄	国日	第二次世界大戦期の英領黄金海岸植民地における「日本人」抑留者に関する実態調査	2017-2018	700
7	石黒太郎	商	古英語訳オロシウス（C写本）の本文校訂	2018-2019	700
8	井戸田総一郎	文	森鷗外の演劇翻訳の生成に関する日独比較文体論・言語論的分析	2018-2019	700
9	小森和子	国日	中国語を母語とする日本語学習者の日本語の語彙習得—日本語と中国語の意味用法の異同を中心に—	2018-2019	700
10	居駒永幸	経営	『古事記』下巻の注釈と研究	2018-2019	700
11	関口裕昭	情コミ	ウィーンの都市空間における文学・芸術・科学の相互作用についての総合研究 1850-1950	2018-2019	700
				合計	7,700

個人研究第2種（研究期間：2年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	野尻泰弘	文	近世初期における日本海沿岸地域の社会構造と生業	2018-2019	200
2	大楠栄三	法	新旧世代の関係ー20世紀初頭、スペイン小説家において	2018-2019	200
3	竹内理矢	文	ウィリアム・フォークナー研究ー「近代」と「家族」の表象	2018-2019	100
4	辻昌宏	経営	W.H. オーデンの中国旅行記、キリスト教回帰と宗教的表象	2018-2019	200
				合計	700

特別研究第1種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	山崎健司	文	萬葉集の本文解釈学的研究	2018	1,000
				合計	1,000

特別研究第2種（研究期間：1年）

（単位：千円）

No.	氏名	所属	研究課題名	研究期間	交付額
1	柴崎文一	政経	形式主義と狂信主義：R.M. ヘアー選好功利主義の批判的検討	2018	990
2	中村和恵	法	持続可能な物語：現代先住民族のアート／クラフト／ツーリズムとエコクリティカルな文学	2018	980
3	井上善幸	理工	ベケットにおけるカメラ・オブスクーラ	2018	900
4	渡辺響子	法	モーパッサンにおける身体表象の近代性を巡る考察	2018	990
				合計	3,860

2. 「明治大学人文科学研究所叢書」の刊行

「アジアの政治社会の民主化と明治大学留学経験についての総合的研究」……高田 幸男（文学部）編
 東方書店 A5判 320頁
 2019年3月31日発行
 定価本体 3,200円+税
 発行部数 600部

3. 「明治大学人文科学研究所紀要」第84冊, 第85冊の刊行

(1) 第84冊掲載論文（2019年3月31日発行）

《共同研究》

オリンピックと地域・環境・マイノリティ …………… 高峰 修・石山 徳子・兼子 歩・後藤 光将

《個人研究第1種》

排外的ナショナリズムの形成と社会的影響 — 富国強兵・尊王攘夷 — …………… 須田 努

《個人研究第1種》

グローバルな文化産業界 — 東京ファッション・ウィークにおける若手デザイナーの事例研究 — …… 藤田 結子

《個人研究第1種》

英語学習者のプロファイリングを利用した自律学習支援に関する研究 …………… 廣森 友人

《個人研究第1種》

日本列島における火山体の巨大崩壊の発生方位には規則性を認めうるか …………… 吉田 英嗣
 縦組《個人研究第1種》

応神記の歌と散文 …………… 居駒 永幸

縦組《特別研究第2種》

「平家物語」と唱導文化との関わりについての総合的研究

— 後白河法皇をめぐる唱導の観点から — …………… 牧野 淳司

縦組《公募論文》

福永武彦「忘却の河」と1960年代の純愛ブームとの比較 …………… 木下 幸太

(2) 第85冊掲載論文（2019年3月31日発行）

《特別研究第2種》

ジークフリート・レンツの『国語の時間』

— ノルデの《描かざる絵》とナンセンの《見えない絵》について — …………… 渡辺 徳美

《特別研究第3種》

日本武道の固有性に関する研究 — budo 概念の検討と、海外武道クラブ調査 — …………… 長尾 進

《特別研究第3種》

アグネス・キースのボルネオと日本 — 『白人の帰還』を中心に — …………… 林 ひふみ

《公募論文》

何が起こった（ている）？

— ウィリアム・ドレイの歴史的説明論と戦後社会学、現代日本の社会運動論 …………… 大畑 裕嗣

《公募論文》

高等学校と警察の連携によるボランティア活動に関する研究 (2)

— 愛媛県西条市の高校生防犯ボランティア C. A. P. の事例に基づく考察 — …………… 林 幸克

《公募論文》

トスカーナ大公国における封建貴族とコジモ1世

— アリドーシ家の一族間係争と君主 …………… 北 田 葉 子

《公募論文》

ジェイソン・コンプソンの不安といら立ち — 『響きと怒り』, 近代との格闘 …………… 竹 内 理 矢

《公募論文》

米国大学のフラタニティとソロリティの家庭環境と入会動機に関する一考察 …………… 天 木 勇 樹

《公募論文》

近代における和語の用字法の変化 — カワル・カエルとアラワレル・アラワスを中心に — …… 高 橋 雄 太

2018年度 第43回人文科学研究所公開文化講座 記録

『2022年度, 高校地理必修化。どうする? どうなる?』

4. 「明治大学人文科学研究所欧文紀要」

THE JOURNAL OF HUMANITIES MEIJI UNIVERSITY VOLUME 25の刊行

Two Features of the Translation Style of the Old English *Bede* …………… ISHIGURO TaroThe Dream in Beckett's *Ohio Impromptu* …………… INOUE Yoshiyuki

Current Issues in Teacher Education in Japan …………… TAKANO Kazuko

5. 「第43回公開文化講座」の開催

第43回公開文化講座

総合テーマ 『2022年度、高校地理必修化。どうする？どうなる？』

開催日 2018年10月13日（土）
13：00～16：00（開場12：30）

会場 明治大学駿河台キャンパス グローバルフロント1階グローバルホール

聴衆 120名

プログラム 第一部＜講演＞

『「地理総合」とはどのような科目か？その設立の背景と特性』……………井田 仁康
(筑波大学教授)

『「地理総合」に何を求めるのか？その改定学習指導要領における位置づけ』……瀧野 清
(文部科学省初等中等教育局視学官)

『「地理総合」をどのように実践したのか？神戸大学附属中等教育学校の取り組みから』
……………高木 優
(神戸大学附属中等教育学校教諭)

第二部＜ディスカッション・質疑応答＞

総合司会 明治大学経営学部 教授 中澤 高志

Ⅲ 歴 代 所 長

期	氏 名	所 属	任 期
1 期	杉原 荘介	文	1959.6 ~ 1961.5
2 期	〃	〃	1961.6 ~ 1963.5
3 期	淀野 三吉	〃	1963.6 ~ 1965.5
4 期	渡辺 操	〃	1965.6 ~ 1967.5
5 期	〃	〃	1967.6 ~ 1969.5
6 期	山田 肇	〃	1969.6 ~ 1971.5
7 期	〃	〃	1971.6 ~ 1973.5
8 期	小室 栄一	〃	1973.6 ~ 1975.3
9 期	〃	〃	1975.4 ~ 1977.3
10 期	皆河 宗一	〃	1977.4 ~ 1979.3
11 期	江島 祐二	政経	1979.4 ~ 1981.3
12 期	〃	〃	1981.4 ~ 1983.3
13 期	大塚 初重	文	1983.4 ~ 1985.3
14 期	〃	〃	1985.4 ~ 1987.3
15 期	坂本 和男	法	1987.4 ~ 1989.3
16 期	〃	〃	1989.4 ~ 1991.3
17 期	〃	〃	1991.4 ~ 1993.3
18 期	福田榮次郎	文	1993.4 ~ 1995.3
19 期	〃	〃	1995.4 ~ 1997.3
20 期	近藤 正毅	理工	1997.4 ~ 1999.3
21 期	〃	〃	1999.4 ~ 2001.3
22 期	林 雅彦	法	2001.4 ~ 2003.3
23 期	〃	〃	2003.4 ~ 2005.3
24 期	永田 雄三	文	2005.4 ~ 2007.3
25 期	居駒 永幸	経営	2007.4 ~ 2009.3
26 期	〃	〃	2009.4 ~ 2011.3
27 期	杉山 光信	文	2011.4 ~ 2013.3
28 期	佐藤 義雄	文	2013.4 ~ 2015.3
29 期	守屋 宏則	経営	2015.4 ~ 2016.11
	高田 幸男	文	2016.11 ~ 2017.3
30 期	豊川 浩一	文	2017.4 ~ 2019.3
31 期	〃	〃	2019.4 ~

IV 2018年度研究種目別研究実施報告

1. 総合研究第2種実施報告

暴力の表象空間

Representation Space of Violence

岡本 和子 (研究者代表)
 岩野 卓司 大西 雅一郎 釜崎 太
 斉藤 毅 鈴木 哲也 関 修
 宮本 真也

OKAMOTO Kazuko
 IWANO Takuji ONISHI Masaichiro
 KAMASAKI Futoshi SAITO Takeshi
 SUZUKI Tetsuya SEKI Osamu
 MIYAMOTO Shinya

今年度は5回の研究会と、本研究主催の講演会を1回行い、そのつど研究員相互の意見交換を行い、「暴力」というテーマを多面的に捉える試みを行うとともに、各研究員がそれぞれの専門分野において個別研究を進めた。

〈研究会〉

研究会では、毎回研究員一名が「暴力の表象空間」というテーマでそれぞれの研究を披露し、それについて討議した。4月1日に開催された研究会では、鈴木研究員がアメリカの平和構築学部教授ジョン・ポール・レデラックによる平和構築と詩の関係を紹介したのちに、北アイルランドの詩人シェイマス・ヒーニーの作品における北アイルランド紛争と故郷喪失の問題を論じた。7月1日の研究会では、岡本研究員が、「暴力と家」というテーマで、ベンヤミンの暴力批判論を踏まえたうえで、19世紀以降のドイツ語圏文学における「家」というモチーフが、人間を庇護すると同時に拘束もする暴力性を持つものであることを論じた。9月22日開催の研究会では、大西研究員が、「試練としてのヨーロッパ、ジジエクの考察をてがかりに」と題する発表を行い、フランス革命という徹底されなかった暴力がヨーロッパで繰り返し表出していることを明らかにした。12月16日に開催された研究会では、関研究員が「親密性と暴力」というテーマで発表を行い、いかにして

暴力によらない他者との結びつきが可能か、という問題を、精神分析とクイア理論がどのように扱っているかを論じた。なお、この回の研究会では、12月6日と11日に明治大学で行われたジュディス・バトラー氏の講演会に参加した研究員からの報告もあり、バトラー氏の暴力論についても意見交換を行った。3月27日に開催された研究会では、斉藤研究員が『マンデリスターム:恐怖とムウサ』というテーマで発表し、スターリン体制下で創作を行なった詩人マンデリスタームの事例の中に詩作と政治、恐怖との本質的連関を見る視点を提示した。また本研究会では、宮本研究員が企画に携わったライナー・フォアスト氏の講演「寛容—論争的概念を分析するために」(2019年3月25日開催、於:明治大学グローバルフロント)に参加した研究員から、講演についての報告が行われた。

本研究では、研究員が他の研究組織が主催する講演会にも積極的に参加し、その内容を研究会で報告し合うことによって、多くの示唆を得ている。今後も、ほかの研究組織との連携も重視しながら研究を進めていく予定である。

〈マルクス・ガブリエル講演会〉

本研究の主催で、マルクス・ガブリエル、ボン大学哲学部教授による「ヘーゲルにおけるカテゴリー問題」についての講演会を2018年6月17日に駿河台キャンパス・リバティホールにて開催した。ガブリエル教授は講演において、ヘーゲルが構想していた「概念」を主観と客観という枠組にとらわれずに解釈することを提案し、「概念」を「論理空間」の全体として理解する必要性を主張した。質疑応答でもガブリエル教授は、哲学的古典の理解から、二十世紀哲学、現代哲学の傾向にいたるまで、幅広いテーマについて質問を受け、精力的に議論を展開した。多くの聴衆が来場し、その後の反響も大きかった。

〈今後の計画〉

2020年度にグンター・ゲバウアー氏を招聘し、スポーツと暴力というテーマで講演会を依頼することを決め、釜崎研究員がその交渉を行った。

〈各研究員の活動〉

岡本 和子：

19世紀以降のドイツ語圏文学における「家」や「住むこと」というモチーフが、人間を庇護すると同時に拘束もする暴力性を持つものであることを明らかにするために、カントやベンヤミン、ヴィトゲンシュタインらが「住むこと」と人間形成の関係をどのように捉えているかの分析を始めた。さらに、19世紀以降のドイツ文学においては、「家族」の形成と「家屋」の建設が密接に結びついているが、その結びつきの現われ方は、シュティフターというオーストリアの復古主義の作家、ゲーテ（近代以前のドイツ）、ベンヤミン（近代のドイツ・ベルリン）それぞれで異なることを明らかにした。2019年3月にはベルリンの国立図書館およびウィーンの国立図書館にて、近代文学、家具の歴史についての資料を収集した。次年度以降の研究でそれらを分析する予定である。

岩野 卓司：

今年度は贈与と暴力の問題についての研究に時間を費やした。贈与交換は、人にもものを与えるとき、相手を束縛し、また自分をも束縛するという慣習の上に成立しているが、これは贈与と交換に基づいた秩序をつくり、無法な暴力を排除することでもある。ただ、こういった秩序に収まらない根源的な暴力性が人間の中にはある。この根源的な暴力性は、例えばバタイユの「動物性」やマリオンの「直観の過剰」であり、人に本質的に備わっているものである。今年度は、この根源的な暴力性について宮沢賢治のテキストの読解と西田幾多郎のテキストの読解を通して探求し、それぞれシンポジウムと中国の大学での講演で発表し結果を残した。

大西 雅一郎：

難民に対する対応、およびヨーロッパ社会の中でその存在や権利をほぼ抹消されている人々を手がかりにして、ヨーロッパを読み解き、読み直す作業を、思想家のジジエク、ランシエール、F. ベラルディなどに準拠しつつ行った。ヨーロッパが否認する無意識の兆候として、カントの用語で言えばヨーロッパの「私的なもの」、私利私欲に基づくヨーロッパと、「公的なもの」としてのヨーロッパとの問題含みの関係の解明を試みた。我々はみな人間的存在であるといった共感や理解＝包摂を超出したところで、特に「非人間的な隣人」や「権利なき者の権利」という観点を起点に新たな普遍性を思考できないかどうかにかんじて焦点を当てた。

釜崎 太：

本年度は、エリアスの文明化論とジンメルの闘争論を中心に、スポーツの社会的発生について検討した。ジンメルの闘争論の視点からエリアスの文明化論を解釈すると、次のように理解される。すなわち、19世紀のイギリスにおいてスポーツの原型を形成したのは、キツネ狩りや闘鶏に代表される、いわゆるブラッディ・スポーツであったが、ブラッディ・スポーツは賭けの対象になることで、ルールを厳密化させ、多くの観客を集めたがゆえに、ルール化した「暴力」を観客に「見せる」という社会的な機能を獲得したのである。つまり、スポーツそのものが「暴力の抑制を表象する空間」として誕生したのである。

来年度からは、スポーツにおける暴力の表象とその変容について検討する。特に全体主義と民族主義、大量生産テクノロジーとメディア・テクノロジー、それらに伴う暴力をスポーツはいかなるかたちで表象してきたのか、歴史的に考察したい。

斉藤 毅：

本年度は9月に2週間、モスクワ、ペテルブルグを訪問し、マンデリシターム協会、マンデリシターム博物館その他の研究者と交流を行なった他、ロシア国立図書館、各地書店などで資料収集を行なった。2月には(自費にて)ウラジオストクを訪問し、マンデリシタームが死去したとされる中継収容所跡の現地調査、資料収集などを行なった。また、マンデリシタームの創作、およびソ連スターリン時代の文学に関する考察の成果として、論文『兇器の時—石原吉郎の詩における斧の形象について』（『マテシス・ユニヴェルサリス』第20巻第2号、獨協大学国際教養学部、2019年3月刊）、および『形象と「異なるもの」——1910-20年代ロシア詩学史より（ポテブニャー、シクロフスキイ、マンデリシタームその他）』（『スラブ研究』、北海道大学スラブ・ユーラシアセンター、2019年度刊行予定）を執筆した。さらに、ロシアで刊行予定の『マンデリシターム事典』（刊行時期未定）の日本における研究の項を執筆した。

鈴木 哲也：

本年度の目的は、平和構築ならびに平和維持活動において、詩がいかなる貢献を果たしうるかを、1960年代末から1990年代末まで続いた「北アイルランド紛争」を考察の対象として、考察を深めることであった。そのために、アメリカの平和活動家 John Pau Rederach と、ノーベル文学賞を受賞したアイルランドの詩人、Samus Heaney の理論が示唆することを比較検討した。

Rederach は平和活動家であるが、詩の言語に注目し、とりわけ、詩的言語の総合性の意義を強調する。彼によれば詩的認識は紛争を理性によって分析するのではなく、ある紛争が生みだした複雑な状況を全体として捉える想像力を賦活するという。また、そこで得られた認識は対立する諸勢力を一体化させる一つの理念を見いださせる力を持つのだともいう。平和構築・維持活動と詩論というきわめて異なった領域で活動しているにもかかわらず、Heaney もまた詩的言語の総合性が重要であることを主張している。

興味深いのは、詩的言語が現実認識のみならず、今ここには不在のもののイメージを喚起する機能を持つのだということ、両者ともに強調することであった。この不在のもののイメージは今ある現実に対して“counter-reality”を形成する「想像力」という、いわば、ありふれた人間の能力の重要性が両者の議論において強調されていた。

Heaney は「詩は戦車を止められない」と苦渋に満ちた発言をしている。だが、Heaney と Rederach の詩的言語観は、現実の政治の背後、あるいは、政治以後に人間が新しい「現実」を構築する際の言語の重要なあり方への考察へとわれわれを導いてくれるように思われた。

関 修：

今年度は「親密性」と暴力の関係に関して精神分析及び現代思想の関連書籍を紐解き、考察した。その途中経緯を、12月16日に行なわれた研究会で、「親密性と暴力 ベルサーニ／フィリップス『親密性』を読む」というタイトルで発表した。また、9月6日から8日にかけて、台湾の台北にセクシュアルマイノリティに関してフィールドワークを行なうべく出かけた。台湾ではアジア初の同性婚の法制化が期待されるが、抵抗勢力からの反発もあり、一筋縄ではいかぬようである。また、延命治療が確立した感がある HIV に関してもその分感染者数が増加傾向にあることなど、今後の研究に有意義な知見を得た。

宮本 真也：

今年度は「権威主義的国家と抵抗の沈静化」というテーマを掲げ、初期フランクフルト学派が社会分析と社会批判を行うために、いかなる共通の理念や方法にしたがっていたのかを確認する作業を行った。この学派のメンバーは、資本主義的文化の拡大に伴う社会的な病理的な現象の蔓延の批判的分析に関心を抱いていた。しかし、ここで注目すべきは、彼らが共通してそ

れらの社会的病理の発生の原因と影響だけではなく、それらの現象の発生自体の社会的知覚がいかにして妨げられるのかを説明しようとしたことである。このことは、抵抗のための活動が抑圧される現象とも関連し、暴力の占有を完成させる要素の一つであると考えられ、次年度も継続して取り組む予定である。

2. 共同研究実施報告

日本の女性雑誌におけるジェンダー表象： 『an・an』を事例に

Gender Representation in Japanese Women's Magazines :
The Case of *an an*

田中 洋美 (研究者代表)

高馬 京子

TANAKA Hiromi

KOMA Kyoko

1 はじめに

本研究は現代メディアにおけるジェンダー・イメージの構成について代表的な女性メディアである女性雑誌を例に検討するものである。いかなるイメージが、またなぜそのようなイメージが構成されなければならないのか。そのイメージにはいかなる社会的・文化的文脈においていかなる価値や意味が付与されているのか。さらにはその背景にはいかなる権力関係が潜んでいるのか。本研究では事例研究を通してこれらの問いへの答えを探るものである。

事例研究では日本の代表的な女性ライフスタイル雑誌である『an・an』（1970年刊行）を題材としている。分析を通して創刊号から現在（今年度は2016年まで）までの40年余の間に同誌においてつくられる女性像・男性像ならびに規範的女性性・男性性の特徴とその変遷を明らかにすることを目指している。

本研究の新奇性はこれまでの研究が十分掘り下げてこなかった女性メディアにおける男女のセクシュアル化について実証的・通史的に分析していること、またセクシュアル化の分析に「かわいい」概念を取り入れていることである。日本の女性メディアにおける女性像の構成を検討した先行研究においては、規範的女性像の構成要素としてかわいくあることの重要性とセクシーであることの欠如が指摘されてきた（飯野・伊佐次・竹内 1989; Lee 2002; 落合 2000, Frith, Shaw, and Cheng 2005）。しかし本研究の分析によって、近年それが変わりつつあり、両者が接合されつつあること、すなわち両方を兼ね備えた女性性が理想化されていることが見

えてきた。

2018年度に行った作業は次の5つに分類できる。

- ・ 文献調査
- ・ 表紙の分析の継続
- ・ 特集記事の分析の継続
- ・ 分析結果の発表
- ・ その他

以下、それぞれ報告する。

2 文献調査

今年度も引き続き、メディア、ポピュラーカルチャー、ファッションといった表象に関する文献、ジェンダーやフェミニズムに関する文献、その他のジェンダー表象の研究を行なう上で参照すべき文献を集め、先行研究の把握と理論的研究を行った。

文献調査で重視した視点は次の二つの視点である。すなわちジェンダー表象の分析においてジェンダーに関する理想像が幅広く現代消費文化の文脈の中で構成されていること、またメディアを含むポピュラーカルチャーを批判的に捉える視点である。今年度の調査においてもこれらの視点から研究することの重要性を再認識する結果となった。なお文献調査で得られた知見の一部は論文にまとめた（下記4参照）。

3 表紙の分析の継続

1970年から2016年までに刊行された全ての号の表紙データを集め、量的分析を実施した。動物や雑貨などのモノ、幼児、歌舞伎の女型など性別の特定が困難なものを除いた計1804のイメージ（うち男性像436、女性像1368）に対してセクシュアル化尺度（Hatton and Trautner 2011）を用いてコード化の作業を実施し、分析した。結果、創刊以来46年の間に男女ともにセクシュアル化の傾向が見られたこと、この傾向は1990年代以降に急激に進んでいること、また男女で比較すると女性の方がより著しく、且つ女性のみで統計学的に有意との結果は出た。ハイパーセクシュアル化については、やはり男性では統計学的に有意な変化は認められなかったが、男女ともに3桁の増加率であり、セクシュアル度が高い画像が表紙に用いられている傾向が認められた。

今年度は、昨年度予備的な分析に留まった質的内容

分析を進めた。その結果、女性のセクシュアル化については性的主体化の傾向が認められた。ただし欧米の類似研究の結果と比較すると幼児化の傾向が続いているという特徴が析出できた。他方、男性のセクシュアル化については従来女性的とされた要素（例えば、社会学者アーヴィン・ゴフマンが広告研究において「フェミニン・タッチ」(Goffman 1976=1979) と名付けた女性特有のポーズ)を取り入れた男性像の構成が近年の特徴となっていることがわかった。具体的には、逞しさや筋肉といった伝統的な男性性の誇張から女性的な要素を取り入れた男性像への移行がみられた。セクシュアル化については、男性ヌード特集で知られる『an・an』において統計学的に有意とはでなかったものの、質的調査においては過去と異なる新たな表象——すなわち男性像についてもセクシュアルな描写、露出度の高まり——が見られた。これは「男性の視線」(Mulvey 1975)ならぬ「女性の視線」の可能性を示唆している。また女性誌において女性身体のセクシュアル化が見られることについては、本研究の成果報告の方で詳細に検討する予定である。

4 特集記事の分析の継続

本年度は昨年度実施した『an・an』の「カワイイ」に関する特集記事と同時期に出版された『ELLE FRANCE』のファッションページの記事を分析対象とした。『ELLE FRANCE』研究の先行研究も調査しつつ、『ELLE FRANCE』のファッションページがどのような言説表現を用いて規範的女性像を構築しているかを考察し、『an・an』の結果を相対的に比較検討のための予備分析を行った。以下、その概要を述べる。

Pringle (1995) により、『ELLE FRANCE』では1960年代までは「良き幸せな妻」像が描かれていたが、1960年代に入り、女性解放運動が盛んになると、若いアイドルや、妻(母)だけではなく、娘も登場するようになっていったことが明らかとなっている。このことを踏まえ、1966年から1982年にかけて出版された『ELLE FRANCE』を分析した結果、「幸せな妻」から「パワーと愛を求める自由な女性」への変化が見られた。女優やファッションモデルだけではなく、政治家、発展途上国の女性なども描かれるようになるなど、多様な女性像が提示されていったことがわかった。『an・an』では、もともとは「カワイイ」が「クール」または日本の辞書的な意味で使用されていた。他方で、『an・an』で初めて「かわいい特集」が組まれた頃に出版された『ELLE FRANCE』1982年7月2日号を見ると、「グラマラス (glamorous)」という言葉を中心に「肌

見せ」、「タイトフィッティング」、「セクシー」といった表現が使われており、異なる女性像が作られていたことがわかる。Gundle (2010) は「La “glamour” et la presse feminine (グラムールと女性誌)」と題された論文で欧米の女性誌における規範的女性像は「*glamour/glamorous*」という語で語られることを指摘したが、本分析でも同様の結果が出た。

2000年代になると、日本の『an・an』においては「大人かわいい」といった表現が登場する一方で『ELLE FRANCE』では「セクシーであれ」といった特集が組まれた。『ELLE FRANCE』のファッションページでは「美しく」「強く」「力強く」「支配的」で「sexy」で「gram (グラマラス)」や日本語の「かわいい」に連携する「pretty」「chouchou (darling)」「girls」という語が用いられていたが、「強い」「支配的」といった表現は『an・an』では見られなかった。2010年代になると『an・an』は「かわいいからはもう卒業」特集を組んでいた(『an・an』2013年1月)。一方、同時期に刊行された『ELLE FRANCE』では「より若く見せる」特集が組まれていた。

以上が今年度の予備分析の概要である。今後は『ELLE FRANCE』で描かれる規範的女性像を鏡とし、先行研究、理論を検討しながら、日本の『an・an』における「かわいい」の特徴をフランスの『ELLE FRANCE』との比較検討を通じて明らかにし、報告書にまとめていく予定である。

5 分析結果の発表

今年度も作業の結果について次の口頭発表を行った。

- ・豪州アジア学会 (ASAA) 2018年大会 (The 22nd ASAA Conference) 於・シドニー大学 (パネルセッション「Multi-disciplinary Approaches to Femininity in Japan」、2018年7月5日)

…田中 (発表者)、高馬 (発表者)

- ・国際ジェンダー学会 2018年大会・於聖心女子大学 (ラウンドテーブル「ソーシャルメディア時代におけるメディアとジェンダー」、2018年9月1日)

…田中 (発表者)

- ・国際学会「The 12th Srinakharinwirot University Research Conference」・於タイ、バンコク、シーナカリンウィロート大学 (2019年3月20日)

…田中 (発表者)、高馬 (発表者)

学会発表では、これまでの研究の成果を口頭で発表した。学会に参加することで、他の研究者と議論し、自分たちの研究をまとめる上で重要なフィードバックを得ることができた。

上記口頭発表に加えて、今年度は下記の論文を執筆した。いずれもジェンダー表象に関するものである。

- ・田中洋美, 2018, 「ジェンダーとメディア研究の再構築に向けて」『国際ジェンダー学会誌』16: 33-44.
- ・Tanaka, H., forthcoming (scheduled 2019) , "Chapter 7 The Sexualization of Women and Men in Japanese Urban Media," D. U. Joshi, C. K. Permpoonwiwat, and H. Tanaka, eds., *Gendered Cityscapes: Revisiting Questions of Gender Identity, Equity and Marginalization in Urban Asia*, Jaipur, India/ Dordrecht, The Netherlands: Rawat/Springer.
- ・Tanaka, H., forthcoming (scheduled 2020) , "Japanese Manga (Anime) ," K. Ross et al., eds., *International Encyclopedia of Gender, Media and Communication*. Hoboken, NJ: Wiley-Blackwell.
- ・Koma, K., forthcoming (scheduled 2019) , "Constructions of Kawaii as an Idealized Femininity in the Context of Fashion in Modern Urban Japan," D. U. Joshi, C. K. Permpoonwiwat, and H. Tanaka, eds., *Gendered Cityscapes: Revisiting Questions of Gender Identity, Equity and Marginalization in Urban Asia*, Jaipur, India/ Dordrecht, The Netherlands: Rawat/Springer.
- ・Koma, K., forthcoming (scheduled 2020) , "Japanese Women in Popular Culture" K. Ross et al., eds., *International Encyclopedia of Gender, Media and Communication*. Hoboken, NJ: Wiley-Blackwell.

6 その他

今年度は国際比較の視点も交えて研究結果を検討した。その中で得られた知見がアジア的な傾向なのかどうか吟味する必要性を感じた。そこで近隣諸国のいずれかで研究発表の機会がないか可能性を探ったところ、台湾でその機会を得ることができた。現地研究協力者の厚意により、研究会ではなく招待講演として次の二つの大学で本研究について話す機会を得た。国立台北大学社会学科と国立台湾師範大学台湾語・文化学科である。

いずれの講演においても多数の学生を含む聴衆の前で講演することができた。中でも国立台北大学での講演には、本研究にとって重要な先行研究の一つであり、本報告においても引用している Frith, Shaw, and Cheng (2005) の著者であり、台湾におけるジェンダーとメディア研究を代表する研究者である Ping Shaw 教

授（国立中山大学コミュニケーションマネジメント研究所）にご参加いただいた。貴重なコメントをいただくとともに今後の国際共同研究の可能性も話題にのぼるなど貴重な機会となった。

7 まとめ

本年度は助成の最終年度である。そのためこれまでの文献調査やこれまでの分析の成果を口頭や論文執筆の形でまとめ、発表した。膨大な業務との兼ね合いもあり、限られた時間での研究となったが、一定の成果をあげることができたことは大きい。これら成果を再検討し、来年度提出予定の成果報告につなげたい。

参考文献

- Frith, K., Shaw, P., & Cheng, H. (2005). The construction of beauty: A cross-cultural analysis of women's magazine advertising. *Journal of Communication* 55 (1) : 56-70.
- Goffman, E. (1976=1979). *Gender Advertisements*. London: Macmillan.
- Gundle, S. (2010). La "glamour" et la presse feminine. « *La vie des femmes* » *La presse féminine aux XIXe et XX siècles* (Sous la direction de ECK, H. et C. Blandin, C.). Paris: Université Panthéon-Assas.
- Hatton, E. & Trautner, M.N. (2011). Equal opportunity objectification? The sexualization of men and women on the cover of Rolling Stone. *Sexuality & Culture* 15: 256-278.
- Mulvey, L. (1975). Visual pleasure and narrative cinema. *Screen* 16 (3) : 6-18.
- Pringle, C. (1995). *Telles qu'ELLE cinquante ans d'histoire des femmes à travers le journal ELLE*. Paris: Grasset.

3. 個人研究第1種実施報告

パリ圏における文化的混成 ～映画分析を中心とした地誌的アプローチ

Mixité culturelle dans l'agglomération parisienne
～approche topographique au travers des analyses
cinématographiques

清岡 智比古

KIYOOKA Tomohiko

グローバリゼーションは、いわば人類の歴史とともにあった。つまりそれは歴史的な必然だった。だからグローバリゼーションとは、その功罪を問うべき問題ではなく、そうした条件の下での生の可能性を探るべき課題だと言えよう。一方グローバリズムは、いうまでもなく「～イズム」の一種であり、つまり主義であり、立場であり、とりわけ経済的な思想であるだろう。これは従来の右派・左派とは異なる次元に出現し、21世紀を生きる者に対してある選択を迫ってくる。それは、未来のヴィジョンについての選択である。

大航海時代に端を発した植民地主義は、上からの「啓蒙」を掲げ、世界を席卷した。フランスを例にとるなら、その領土は最大で、現在の合衆国の2倍に達していたし、世界5大陸のどこにも「フランス」は存在していた。フランスは、まぎれもなく植民地帝国だった。

植民地主義が、強者の論理による篡奪の手段であったとするなら、それはグローバリズムの前駆的な形であったと言えるのかもしれない。フランスもイギリスもスペインもドイツも、いまだに自己の推進した植民地主義について公式に謝罪したことはない。

サイドが『オリエンタリズム』を発表した1978年は、一つのメルクマールだった。それはフランスで言えば、5年前のオイル・ショックを受け、移民受け入れが停止された時期に当たる。ただ、家族の呼び寄せは例外とされたため、とりわけアラブ系の移民の総数は増え続けたわけだが。また同じ時期、アジアからは、ベトナム戦争後の混乱、ポルポト政権による虐殺、中国における改革・開放政策の採用などを受け、さまざまな地域からの移民が流入した。彼らの多くはパリの

13区、ベルヴィル、オ・メール通りなどに集住し、アジア街を形成することになる。

本研究は、こうした時間の堆積を、ある空間内の“パリンプセスト”として読み解く試みである。それはたとえば映画の中に、その構造として、人物の配置として、婚姻状況として、言語状況として、そして街そのものの空間構造としても、表出してくるだろう。21世紀に入ってからのフランス映画の制作数は、年間約250～300本。つまり今世紀だけでも約5000本程度制作されている作品の中から、上記のような意味での“パリンプセスト”が刻み込まれている作品を発掘し、それを読み解くことが課題となる。

現在もっとも注目しているのは、パリの南東、クレティユ地域である。ここは、いわゆる「パリ郊外」の代表的な街の1つであるだけでなく、ユダヤ人の多い街としても知られている。（「クレティユのユダヤ人のように幸福だ」という表現もある。）またクレティユは、70年代以降のパリ再開発の流れの中で、その波をもっとも強く受けた土地でもある。それはつまり、パリからあふれた移民層が流入することとほぼ等価なのだ。こうしてクレティユは、古い田園という層のもとに、ユダヤ人の層、多様な移民層が堆積し、“パリンプセスト”の街となっていった。

今年度の8月には、そのクレティユを中心とするフィールドワークを行った。地誌的研究においては、こうしたフィールドワークによって発見される、ないし実感される事柄が多く存在する。たとえばクレティユ・プレフェクチュール駅前の雰囲気。そこで焼きトウモロコシを売っている人たちの民族構成などは、書物から得ることはできないものだ。それは、この駅の東側のマルシェ、西側のモールの様子についても同様だ。特に後者については、それがフランスでも最大級のモールの1つであることも手伝って、他では見られない小世界が出現している。それはモールというものが本来持つ（二重に）グローバルな性質とも深くかかわることだが、このモール、クレティユ・ソレイユでは、前述したような意味でのクレティユ的な“パリンプセスト”状況が如実に見られた。*La dernière femme* (1976) から *La première étoile* (2009) まで、多くの映画がこのモールを舞台としていたのは、理由のあることなのだ。

また、現在もっとも集中的に研究している作品 *Tellement proches* (2009) に関しても、フィールドワークによる発見があった。この作品は、クレティユの象徴ともいえるレ・シューに住む兄夫婦、及びその子供たちと、モンマルトルの西側、ラマルク・コーランクール地区に住む弟夫婦とその子供たちが、物語の2つの焦点を形成しているわけだが、それは当然、空間的な位相の関係としても描出されている。そして兄夫婦＝クレティユ側には、深いユダヤ世界が在ることが、彼らの子供が通う学校を通して提示される。(この学校もフィールドワークに行くことができた。) また、この兄の仕事を通しては、クレティユにおける移民たちの現状が提示されることになる。一方弟夫婦側の拠点は、サン＝ジェルマン＝デ＝プレでもなければオペラ地区でもなく、比較的low家賃で、自由主義的な雰囲気のある街区である。ここには、パリ郊外と「パリ」のコントラストが示されることになる。今回の夏の調査では、この両者の土地の固有性を求めてフィールドワークを繰り返し、さらには、他の注目すべき作品の舞台となった土地も訪ねることができたため、きわめて比較対照がしやすくなった。こうして得られた知見を生かし、研究論文を仕上げていくつもりである。

18世紀ロシアの民衆運動と古儀式派教徒との関係についての研究

Старообрядчество в народных движениях в России в XVIII в.: на основе изучения восстания Пугачева

豊川 浩一

TOYOKAWA Koichi

先行研究から浮かび上がる民衆運動への古儀式派の影響の問題点を検討するために、プガチーフ叛乱を中心として、次のような構成で最終的な論文を提出することになろう。第1に、叛乱前夜のプガチーフの動きを古儀式派との関連を、とくに18世紀ロシア社会に多発し、そして何よりも政府を震撼させた僭称問題を念頭に置いて検討する。第2に、叛乱における古儀式派的要素について考察する。そのために、叛乱と古儀式派の関係を論ずる際に分がちがたく結びついているプガチーフの発した布告やマニフェスト中のスローガンについて多角的に考える。第3に、古儀式派

と正統派正教との関係について見てみる。具体的には、正教会によるプガチーフに対する対応、叛乱と教会との関係、同時代人の見方について詳細に検討する。以上の考察を通して、われわれはテーマの核心に迫るだけではなく、18世紀ロシアの叛乱と宗教との関係、そして当時の社会に生きた民衆の状況について見取り図を得ることができようであろう。なお、本研究では、現在では古儀式派(教徒)が一般であるが、史料に現れた場合にはラスコール(ラスコーリニキ)の語も使用している。

上のような構成によって、次のような結論を導くことができよう。

第1に、古儀式派やその他の異端がプガチーフ叛乱の思想的標識であったという根拠を見出すことは困難である。あるいは視点を変えて、叛乱における古儀式派の参加程度の問題については次のように言うことができるであろう。

プガチーフ軍の中核を占め、叛乱のイニシアティブをとったヤイク・カザークと古儀式派教徒の中心地であるケルジェーネツツやイルギースに逃れたこの宗派の熱心な味方を混同してはならない。ヤイク・カザークのなかには古儀式派教徒が多数いたが、彼らヤイク・カザークが教会を破壊し、司祭を殺害した事実も見逃すことはできないのである。そうしたことから必ずしも彼らがロシアに「古の信仰」を再建することを目指したとは言えないであろう。

そもそも古儀式派のスローガンは叛乱全体のスローガンのなかでどれほどの役割を果たしたのだろうか。史料から判断する限り、必ずしも大きなものでも普遍的なものでもなかったのかもしれない。しかし民衆が叛乱に参加する契機となったことは間違いないであろう。

第2に、プガチーフの戦友たちが目指したものは、まず何よりもカザークであること(あるいはカザークになること)、ついで古儀式派教徒(ラスコーリニキ)たることであった。彼らの社会的理想は「良きツァーリ」やカザークの自治として体现されたが、右手の人差指と中指を合わせた2本指で十字を切る古儀式派教徒であることはそうではなかった。プガチーフ叛乱は社会のすべての要素が加わった民衆運動であるということをもまず何よりも考えなければならないであろう。

その点を、19世紀にヤイク・カザークについて研究したB. ヴィテフスキーは象徴的に次のように述べている。「ウラル・カザーク(ヤイク・カザークの旧称)たち(女性を除いて)の間でラスコールはファナティズムの問題ではなかったが、しかし何よりもカザークの熱烈な擁護者たちを統合するためのすべてのスロー

ガン、すなわちカザークの特権や自由となった。そしてウラルのラスコーラはモスクワ、すなわちカザーク共同体の基盤であるその民主制を直接的に侵害する新たに導入されたものからカザークを守る支えなのである」。この指摘はプガチョーフ叛乱時に限ったことではなく、古儀式派のカザーク社会（共同体）内における基本的な役割を明快に述べているのである。

それとは別に、ロシア政府は古儀式派をどのように見ていたのだろうか。元老院の史料から、叛乱の鎮圧と審理のために設置された機密局管轄下の予審（秘密）委員会その他の機関で拘束されていたプガチョーフ叛乱参加者はヤイク・カザークが247名、「ラスコーリニキ」が22名いた。「ラスコーリニキ」のうち罰せられたのは僅かに4名であった。ただし罰せられた「ラスコーリニキ」は時としてその信仰を有するという点だけで罪とされる場合もあった点は改めて認識する必要がある。とはいえオレンブルク予審（秘密）委員会に保存されている史料から、プガチョーフ叛乱で指導的な役割を担った200名以上のヤイク・カザークがいたが、少し考えにくいことではあるが、そのなかには「ラスコーリニキ」はいなかったというのである。

第3点目として、以上のことから判断すると、プガチョーフ叛乱における古儀式派の目的や性格の利用という可能性は限定的なものであったものの、古儀式派が一定程度そうした闘争の宗教的な拠り所であったということができよう。これは20世紀の歴史家ニコライ・ポクロフスキーの見解とも重なる点である。

結局、叛乱は苛烈に鎮圧された。プガチョーフの側近で罪を悔い、より早くに破門された他の人々は破門を解かれた。すべての罪はプガチョーフのみに背負わされることになったのである。1775年1月10日、プガチョーフはモスクワで処刑された。とはいえ古儀式派への配慮を示すプガチョーフの戦略を通して、民衆を含んだ社会のすべての要素を包摂した叛乱それ自体が一体何を目指したのかを探ることは、近世ロシア社会のありかたを考える上でも重要な問題を提起することになるのである。

「借用」という反復による「アサンブラージュ」が啓く共同体及び環境世界との調和

The ethics of appropriation: The assemblage through repetition can achieve a powerful body in our community and environment

虎岩 直子

TORAIWA Naoko

2018年度前半は短期在外出張の許可を得て、海外での研究資料収集、研究者との意見交換、学会での発表に努めた。当該研究課題については、7月上旬に在外で滞在中のオーストラリアから帰国して、課題関連の学会の研究会と学会準備に携り、その後イングランド、イタリア、スロベニアに出張滞在して前述の活動に従事した。

7月8日から10日まではイングランドのルイスに滞在して、サセックス大学の図書館を中心に eco-criticism 関連の資料を積極的に収集した。自然と芸術の関係は普遍的に様々な芸術作品が扱ってきたテーマであり、産業革命をいち早く経験したイギリスではロマン派が追求した問題である。環境破壊が進んだ20世紀後半以降、文学や視覚芸術の領域から、人間中心主義的人文学を見直す、という形で環境問題に関心を示す作品群が出てきているが、当該研究の中心的テーマとも関係する。10日にはロンドンに日帰り出張をして、王立美術館で開催されている2018年度の絵画・彫刻・インスタレーションを含む公募展 (Summer Shaw) を取材し、現代アートと環境についての考察の資料とした。本年度の Summer Shaw の総合ディレクターはトランスヴェスタイトとしても有名で、「越境」を主要テーマとする Grayson Perry であったが、展覧会場の入り口にポルトガルの女性アーティストによる編み物を用いた巨大な植物像を配して、フォーマリティ、自然物、女性的無名的工芸品的アートの現代美術界へのインパクトを形象化していた。本研究課題が注目する一つの芸術作成方法として「借用」によるネットワーク形成があるが、現代アートにおける「編み物」「レース」というマテリアルを再考する機会も与えてくれた。

その後ロンドンで発刊されているユダヤ人英語文学雑誌記念号懇談会に参加して、イーディッシュ文化と英語文化の「借用」関係を考察する手がかりを探った。

7月11日から15日まではイタリアのボローニャと

トリエステに滞在した。ポローニヤ滞在は主としてラヴェンナのマザイク群を取材するためである。W. B. Yeatsをはじめとして多くの芸術家が無名性を代表する作品として称揚するマザイク群を実際に見聞する必要性を強く感じ、言及する作品を論じるに当たっては是非実際に取材したいと願っていたが、今回初めて実現した。キリスト教神話のモチーフの周辺に描かれている鳥や獣や植物、また中世の宇宙観を表出する背景は、共同体や自然との共生を目指す芸術作品を考察する、という本研究課題の重要な材料となる。トリエステでは、特にジェイムズ・ジョイス博物館でジョイス関係資料を閲覧し、ジョイスと同時代のヨーロッパ大陸の芸術家、ユダヤ人作家との相互影響関係を考える材料とした。また、市内のジョイスの足跡を辿った。

7月中旬はイタリアからスロベニアに移動して、首都リュブリャナで開催された英語文学学会に参加し、発表も行なった。隔年で開催される当学会、Centre for the International Study of Literatures in English、の2018年度大会の総合テーマは Transcending Boundaries. Migrations, Dislocations and Literary Transformations であった。右傾化していくアメリカやEU諸国、ようやく独自の「声」を確立しつつあるアジアやアフリカの旧植民地からの実作者と研究者が、「越境」「移民」ということをテーマに、目下の政治状況で文学にできることは何か、を様々な方向から議論する集会となった。本研究者は、「借用」という方法を通して、文学と視覚芸術との間の境界を越えて、ネットワーク形成を行うという特徴、そして「内容」を実現・実在させしめているマテリアル、形、を重視するという特徴を、現代のアイランド英語詩の中に見て、「越境」「他者との連結」がもたらす豊かさ、と「連結」を可能にする形、ボディの重要性を指摘した。これは本研究課題を踏まえた論文である。

最後にスロベニアからオーストリアのウィーンに移動して、第一次世界大戦前後の芸術運動の資料収集を行った。

本年度は本研究の最終年度にあたるが、成果の一部を11月に韓国の釜山で開催された The 5th World Humanities Forum で、20世紀末から現在にかけて遍在する視覚芸術作品と文学に置けるネットワークのイメージに注目して発表した。インターネットの繁栄が明示するように、現代社会はネットワークおよびそのイメージで結ばれ、ポップカルチャーを含めて現代芸術には網目模様が物理的にも観念的にも繁茂している。絶えず変化しながら伸長し、あるいは異なったアサンブラージュを形成しながら生まれて、また新たに生成

し続けるネットが「生」にとって調和的なものになるかどうか、それを見守ることの倫理性を、引き続き考えて行きたい。

ピエール・パシェの作品における 個人と文学の問題

L'individu et la littérature dans l'œuvre de Pierre Pachet

根本 美作子

NEMOTO Misako

今年度の研究における一番の成果はやはり10月27日に本学で開催した第二の国際パシェ・シンポジウムである。本学の外国人招聘のシステムと本研究費とを合わせ、フランスからマリエル・マセ氏（パリ高等社会科学研究院）とブランディヌ・リンケル氏（晩年のパシェと交流し、マセ氏の弟子であると同時に、*L'Abandon des prétentions* [『気取りの放棄』]という小説で2017年にデビューを果たした作家）を招待し、また、パシェの古くからの親友であり、知的交流も長かったローラン・ジェニー氏（ジュネーヴ大学名誉教授）に現行参加をしてもらい、日本からは私と日本大学の安原伸一朗氏及びに東京大学の森元庸介氏が参加し、『ピエール・パシェまたは自伝的エッセー——今日一人称で書くことの意味』というタイトルのもとでパシェの仕事を再考した。

マセ氏は *Le Temps de l'essai* (『エッセーの時間・時代』, 2006) を発表しており、エッセーの専門家でもあると同時にパシェに多くの影響を受けた文学者である——その影響をすべて意識化していないか、明確にしていないが——が、彼女にとって現代のフランス文学で注目すべきものが詩とエッセーにつきるといった立場は、昨今のフランスの文学的潮流の一つを体現していて興味深かった。また、彼女の最近の仕事の発想源となっていると思われるパシェの「エレクトラ論」から、死者という、生きていない人間以外の存在への呼びかけをもとに、動物やものを含む、世界の存在を語る文学・思想の可能性を暗示した。パシェの文学には、たしかにそのような人間存在以外の存在を考える手立が秘められている。安原氏の発表はこうしたパシェの思考が、自己のもっとも内密な内部を経由することによって、だれにでも切実な現実として感じられるしかけになっていることを明らかにした。この日常に

根ざした普遍性に、私が来年度引き続き研究しようと思っているテーマ、「パシェと外の視点」への刺激的な手がかりを私は読み取った。

ジェニー氏の発表原稿は、パシェにおける一人称を、自己を言及対象とするのではなく、自己の経験を描く間接的な一人称とし、パシェのエッセーが経験と思考を精密に交差させている様子を、『厳重に監視された夜』（1981）という比較的初期の作品を中心に論じており、この作品をもう一度読む必要性を明らかにした。

森元氏はパシェにおける注意の問題に言及する中、注意が内なる空間をようするものであることを指摘し、その後、私も今年研究成果をまとめる上で、パシェの「空間」という概念ならざる概念（定義可能な概念ではなく、文学的な言葉で語る場処）に注目するに至った。パシェの提唱する個人主義は、つねにマッスから自らを引き離そうとしつつ、自分と同じほかの人々の匿名性に浸っているような個人主義であり、去年の12月に来日したジュディス・バトラーの攻撃する個人主義とはそもそも前提が異なっていること、そしてそれはパシェの個人が内面の空間という場処を必要としている極めて現実的な個人であることに由来しているのである。ブランディーヌ・リンケル氏も自らの歌手・ミュージシャンとしての経験を活かした非常にユニークな発表のなかで、このパシェの内面に証明を当て、「内面のミュージック・ホール」と名付けていた。

内面の場処は決して抽象的な場所だけではなく、パシェが『一から一』（1993）で力説しているように、それは最低限の物理的な場所を規定にしている。それは、車、個室、トイレなどといったプライベートな空間の文化のなかで育まれてきた内面の場処でもあるのだ。

内面の場処があれば、そこに他者（それは先述したように必ずしも人間とは限らず、死者や動物、あるいは川や木、または特定の民族であってもいい）を招き入れることができる。パシェの唱えているような徹底した個人主義（内面）を出発点に、人々を結びつけるものを考えるのであれば、伝統的な西洋の個人主義の攻撃は、近代をかけて人類が到達した人権の概念を拡大するどころか破綻させ、家族や伝統的な価値観を個人の上に置くような反動的な思想に回収されかねない。パシェとともに、そして文学とともに、内面の空間という場処を見据えることこそ、いま新たに重要視しなくてはならない課題なのではないだろうか。

研究実施報告の最後に、2018年10月に岩波書店からパシェの2007年の作品、『母の前で』を刊行したことを記しておきたい。日本ではじめてのパシェ作品は非常に反響も大きく、今後も精力的に日本でパシェを

紹介していくことができることを予感させた。

世紀転換期フランスにおける女子師範学校の「世俗化」とカトリシズム

La « laïcisation » des écoles normales primaires des filles et le catholicisme à la fin du XIX^e siècle en France

前田 更子

MAEDA Nobuko

本研究は、1880年代フランスにおける女子初等師範学校の「世俗化（脱宗教化）laïcisation」政策の展開と、その後の師範学校にみられる「宗教性」のあり方に関して考察するものである。

前史を少しふり返れば、19世紀フランスの女性小学校教員の養成は修道会にかなりの程度依存して行われていた。伝統的に子どもの教育に携わってきた修道女たちは、知性のみならず、信仰・道徳の面から女子教育を担当するのに相応しいと考えられていた。修道女が若い娘たちの面倒をみることは、19世紀の社会風俗、ジェンダー観に合致していたとも言えるだろう。

このようにカトリック教会に大きく依存する、女性教員養成のあり方は、第三共和政期に入ると、様々な観点から時代にそぐわないものとして批判され始める。1879年に政権の座に就いた共和派は、社会の中でのカトリック教会の影響力の拡大・伸張を懸念し、女性の小学校教師の育成、なかでも女子師範学校を卒業した指導的立場にある女性教師たちの育成は、共和国の手で行わねばならないと考えるようになる。こうしてカトリック教会からの女性教師の引き離しが始まる。

この時期、フランスにおいては習俗の領域に関するさまざまな脱宗教化政策が進められていた。離婚の合法化（カトリック教会では結婚は秘跡の一つ）、墓地の脱宗教化、公教育の脱宗教化がその例である。脱宗教化政策の背景には上で述べたように、カトリック教会の圧倒的な影響力に対する懸念があったことは事実だが、同時に、マイノリティの宗派（ルター派とカルヴァン派のプロテスタント2派およびユダヤ教）もしくは無神論者への配慮といった、共和主義的な平等思想が存在していたことも重要である。ジュール・フェリー公教育大臣のもと、1881～82年には初等教育（幼稚園・小学校）の無償化、義務化、脱宗教化が制度化され、カトリック教会の監督下から初等教育が抜け出す。女

子向けの公立中等教育機関リセとコレージュも国によって創設された(1881年)。小学校が脱宗教的なものとなるならば、当然、そこで教鞭をとる教師たちも世俗の人間でなければならない。修道女・修道士教師が公立小学校から最終的に追放されるのは1886年のことだが、それ以前からすでに、義務教育の制度化により増加した就学児童数に対応するため、非聖職者の小学校教師の育成と増員が喫緊の政治的課題となっていた。当時のフランスは、男女別学を基本とする国であり、したがって、女子のためには女性教師が必要であったのである。

1879年、ポール・ベール法は各県に女子初等師範学校の設立を命じた。4年の猶予期間を設け、1883年までにはそれが実現するよう県に要請したのである。ポール・ベール法自体には師範学校の脱宗教性に関する項目は存在しない。しかし、時代状況の中で、新設の師範学校が非宗教的なものでなければならないことは誰の目にも明らかだった。実際、1883年には、師範学校の教育プログラムから宗教の科目が消える。そして、ベール法施行直後から、それまで修道会が経営していた県立の女子師範学校(6校)に関して、スタッフの総入れ替えが検討され始めた。

本研究が扱うのはこうした女子初等師範学校の脱宗教化の局面である。そこで明らかにするのは、第一に、脱宗教化の具体的プロセスであり、第二に脱宗教化したあとの師範学校、つまり国民統合の担い手となるべく期待された、共和主義的で世俗的な女子師範学校の特徴である。ポール・ベール法の制定過程と同法に伴い制度化された師範学校に関する研究は、日本でもすでに上垣豊や尾上雅信によって手がけられており、その制度およびイデオロギック側面は知られている。しかし、現場の学校でどのような変化が実際にみられたのか。宗教色の濃い空間から非宗教的な空間への転換はどのようになされたのか。こうした具体相については明らかにされていない。また新設の師範学校は、何をもって「世俗的」と形容されたのか。生徒や教師の多くは、それぞれが信仰をもつ主体である。それまで宗教教育になじんでいた人々が、突然訪れた学校の脱宗教化政策にどのように対応したのか。これらの点を理解することが、21世紀の現在まで続く、フランスの「ライシテ」の特徴を考える上でも重要であるように思われる。

国立文書館での資料調査に関しては、昨年度から継続しておこなった。また、師範学校の特徴の変化を見極めるため、数校の師範学校をサンプルとして取り上げる必要があると判断し、フランス東部フランシュコ

ンテ地方のブザンソン教育管区(アカデミー)に存在した3つの女子初等師範学校(ドゥ県ブザンソン校、ジュラ県ロンス・ル・ソニエ校、オート・ソーヌ県ブズル校)に注目した。これらの学校の史料調査のためには、ブザンソンにあるドゥ県文書館を利用した。さらに、1880年にパリ郊外に設立されたフォントネ・オー・ローズ高等師範学校も調査対象とした。同校は、各県の師範学校の校長・教師を養成する目的で設立された施設で、新たな共和主義的女子初等教育を全国各地に伝え広めることを使命としていた。パリの国立文書館には、フォントネ・オー・ローズ校で実践された、生徒の模擬授業の記録の一部が保存されている。本年度は、これらの史料を、同校設立者のフェリックス・ペコーの講演録などとあわせて分析し、脱宗教化後の女子師範学校教育の特徴(思想、目的など)を明らかにする作業を進めてきた。今後、成果論文の執筆に取りかかる。

第二次世界大戦期の英領黄金海岸植民地における「日本人」抑留者に関する実態調査

A Preliminary Research on 'Japanese' Internees in the British Gold Coast during World War II

溝辺 泰雄

MIZOBE Yasu'o

本研究の目的は、第二次世界大戦(以下、第二次大戦)中のイギリス領(以下、英領)黄金海岸植民地(現ガーナ共和国)において「敵国民」として逮捕・抑留された3名の「日本人」(日本国籍者)に関する基礎的情報(数、背景、処遇等)を収集することにある。

研究最終年度となる2018年度は、戦間期にイギリスへ渡った「日本人」移民に関する情報を探るべく、イギリス・英国図書館本館および国立国会図書館関西館等において資料調査を実施した。その上で、昨年度から今年度の2年間で得ることができた一次史料および研究文献の整理と内容の分析を実施した。

上記の調査を通して、現時点で3名の「日本人」抑留者について整理できている情報の一部を以下にまとめる：

* * *

ガーナ国立公文書館アクラ本館所蔵史料(CSO23/2/11)によると、1941年12月9日に英領黄金海岸西部の貿易港タコラディで植民地当局に逮捕された3名の「日本人」は、日本生まれのW(敬称略・逮捕時46歳)、朝鮮半島出身のK(同42歳)そして同じく朝鮮半島出身のS(同58歳)で、いずれも同年11月28日から同港に停泊していた英国船籍の商船「スターストーン」号の船員であった。拘束の理由は、同日実施された日本による連合国への宣戦布告に伴い、「日本国籍者」である3名が「敵国民」とみなされたためである。

3名は逮捕翌日の12月10日にタコラディ東隣のセコンディにある中央刑務所に移送された。同日、刑務所長から植民地政府付きの医務官に対して3名にどのような食事を与えるべきか照会する文書が送付された。医務官は同月15日に「これらの者どもは子どものころからヨーロッパ式の食事に慣れ親しんできている事実を鑑みると、ヨーロッパ式の食事を与えるべきと考え」と記した回答を返信した。

医務官が「ヨーロッパ式の食事に慣れ親しんでいる」と記した通り、3名の「日本人」は、いずれも逮捕時点で15年以上イギリスで暮らしていたイギリス在住の「日本人」移民であった。第二次大戦以前のイギリスに渡った日本人移民については、Keiko Itoh氏がその内容を概観した研究を発表している(Keiko Itoh, *The Japanese Community in Pre-War Britain: From Integration to Disintegration*, Routledge, 2001)。同研究(pp.24-25)によると、イギリスへの「日本人」移民の流入は第一次大戦中に急増した。そして、その多くは日本の西部および南部地域出身者で、イギリスでの雇用先でもっとも多くを占めたのが商船の船員であった。同時期に「日本人」男性がイギリス商船の船員として雇用された背景には、第一次大戦によるイギリス本国内におけるイギリス人労働者の減少があった。

報告者が収集した史料(CSO23/2/11)には、黄金海岸で拘束された3名の「日本人」のうち、Wは1918年からロンドン、Kは1925年からノースシールズ、そしてSは1919年からロンドンで暮らしていたと記されている。これらの情報に基づくと、彼らはそれぞれ、第一次大戦期から戦間期にかけて急増した在英「日本人」移民の船員の一人であったと考えられる。

このことは、在英「日本人」移民ということでヨーロッパ式の食事を与えるべきという医務官の見解に対する、1942年1月6日付の黄金海岸政府・行政長官代理発の文書(Acting Colonial Secretary to Director of Prisons' Office, CSO23/2/11/1)からも裏付けられる。同文書に

おいて行政局長代理は、3名の「日本人」にヨーロッパ人捕虜と同じ食事を与えるという提案には同意できないことを示した上で、その理由として、Wはロンドンに移住するまでは「23年間アジア、もしくは外洋上で暮らしてきており」、Kもイギリスに来るまでの「26年間はおそらく洋上で」暮らしており、同じくSも渡英までの「36年間はおそらく洋上で」生活してきたことを挙げ、それゆえ必ずしも「子どものころからヨーロッパ式の食事に慣れ親しんでいるとは言えない」ことを挙げている。

この文書は、上記の理由から3名の「日本人」にはヨーロッパ人捕虜と同等の食事(1日4シリング6ペンス相当)を与える必要はなく、2シリング6ペンスから3シリング程度で良いはずだ、との行政局長代理の意見を伝達する目的で書かれたものである。しかし、その根拠として挙げられた、3名がいずれも渡英以前から長期にわたって船員として働き続けていた、との行政局長代理による指摘は、3名が現地当局の聴取に対して、渡英以前から船員としての労働に従事していたと供述したことを伺わせるものである。

* * *

報告者は収集した史料および文献の内容検討をさらに進め、上記の内容を含む3名の「日本人」に関する詳細な情報の整理・分析をおこない、第二次大戦期の西アフリカで抑留された「日本人」に関する論考を本年9月末までに提出予定の研究成果論文として作成・提出する予定である。

古英語訳オロシウス(C写本)の本文校訂

An Edition of the Old English *Orosius* (the C Text)

石黒 太郎

ISHIGURO Taro

本研究課題は課題名にある通り、古英語訳オロシウスの本文校訂を実施し、作品の一部ではあるものの、校訂した結果のテキストを成果として発表することを目的としている。今年度は主に画像を利用した写本の転写に多くの時間を費やし、この作業が現在も続行中で残念ながら報告すべき成果は出ていない。そこで本稿では研究成果論文の序論の骨子となる作品の紹介と、

現存する写本と先行する校訂テキストの概説、その要点を述べることで実施報告に代えたい。

オロシウス自身の語るところによれば、自分が師事したヒッポのアウグスティヌスの依頼にこたえるかたちで『異教徒に反駁する歴史』をラテン語で著したという。これは415年から420年ごろの著作と考えられている。キリスト教を国教とした結果、世の中が悪くなったのだとする異教徒の主張に反論するため、アウグスティヌスが執筆中であった『神の国』を論理的に補完するような世界史の著作を求められたという。天地創造から4世紀までの、当時かれらが知っていた世界の歴史を7巻に記し、キリスト教の出現する前の世界のほうが出現後の世界よりも平穏で幸福であったということではなく、むしろキリスト教の信仰を軽んじることがなければ災厄に見舞われることはなかったということを示そうとするものである。オロシウスの生きた時代は蛮族の侵入によってローマ帝国が崩壊しつつある時代であった。オロシウスの著した世界史は護教論的に意味のある著作であったのだ。オロシウスの『歴史』は中世を通じて地理・歴史の標準的なテキストとなる。

これを古英語に翻訳したものが本研究課題の対象作品である。12世紀の歴史家マームズベリーのウィリアムがこの古英語訳をウェセックス王国のアルフレッド大王に帰して以来、長くアルフレッド大王が翻訳したものと信じられてきた。アルフレッド大王に関連づけられてきたほかの古英語訳作品と関係のないことは、1970年になって Janet Bately と Elizabeth Liggins による2つの別々の論文によって決定づけられた。だが翻訳者が1人なのか複数なのか、意見は分かれている。Bately は1人の翻訳者を想定する一方で、Liggins と Sakari Louhivaara は少なくとも2人の翻訳者がいたとする。古英語訳の成立時期については870年から930年までの間とする見方が一般的である。

古英語訳の現存する写本は次の4件である。

1. London, British Library, Additional MS 47967
2. London, British Library, MS Cotton Tiberius B. i
3. Oxford, Bodleian Library, Eng. Hist. e. 49 (30481)
4. Vatican City, Reg. Lat. 497, f. 71

ロンドンの大英図書館に所蔵されている2写本がほぼ完全なかたちで作品を伝える一方で、ほかの2写本は零葉となっている。オロシウスの古英語テキストを論じる際には、Lauderdale 写本という通称から Additional MS 47967 を L 写本、MS Cotton Tiberius B. i

を Cotton の頭文字をとって C 写本と呼ぶのが研究者の習慣である。L 写本は10世紀前半、C 写本は11世紀前半のものと推定されている。L 写本のほうが古く、作品の推定成立年代に近いのではあるが、C 写本と比較すると欠落部分がある。古英語訳の校訂テキストは18世紀後半から出現し、これまで次の6件が出版されている。

1. Danes Barrington (1773)
2. Benjamin Thorpe (1853)
3. Joseph Bosworth (1858)
4. Henry Sweet (1883)
5. Janet Bately (1980)
6. Malcolm R. Godden (2016)

Barrington から Bosworth までは C 写本をもとに校訂テキストを作っていた。これは C 写本に欠落が見られなかったことと、17世紀に Francis Junius が C 写本の文字を転写した写本に後の研究者が注を書き加えたものが利用できたことが大きいようである。Barrington 版と Thorpe 版は活字の字体として写本の書体を模したものをを用い、校訂に関する注を付けずにテキストを提示している。それに対し、Bosworth 版は今日のローマン体の活字を用いて、L 写本の読みとの異同を注に記し、現代的な校訂本となっている。Sweet 版と Bately 版は欠落部分を C 写本の読みで補いながら、古英語訳作品の成立年代に近い L 写本をもとに校訂テキストを作成している。Sweet が注やグロッサリーを収めた第2部を出版しないままになっていたこともあり、1980年になって Bately が出した校訂テキストが L 写本の決定版となっている。

2016年に出た Godden 版は簡易な形式の現代英語との対訳版ながら、1883年の Bosworth 版以来、133年ぶりの C 写本の校訂テキストということで期待が高かったのであるが、テキスト校訂に誤りが多く、学問的な利用に耐えることのできないものであることが分かった。多くは綴字に関わるものであるが、C 写本の文字を L 写本の文字で置き換えている箇所や、C 写本にも L 写本にも根拠のない読みを記した箇所が目立つ。詳しくは私が2018年に出した書評を参照いただきたい。

本研究課題では Godden 版に代わる、C 写本の正確な校訂テキストを提示することを最終目標として、2019年度も研究を続行する。

《引用文献表》

Barrington, Daines, editor and translator. *King*

Alfred's Orosius: The Anglo-Saxon Version from the Historian Orosius by Alfred the Great, Together with an English Translation from the Anglo-Saxon. London, 1773.

Bately, Janet M. "King Alfred and the Old English Translation of Orosius." *Anglia*, vol. 88, 1970, pp. 433-60.

---, editor. *The Old English Orosius*. Early English Text Society / OUP, 1980. EETS ss 6.

Bosworth, Joseph, editor and translator. *King Alfred's Anglo-Saxon Version of the Compendious History of the World by Orosius*. London, 1858.

Godden, Malcolm R., editor and translator. *The Old English History of the World: An Anglo-Saxon Rewriting of Orosius*. Harvard UP, 2016. *Dumbarton Oaks Medieval Library* 44.

Ishiguro, Taro. Review of *The Old English History of the World: An Anglo-Saxon Rewriting of Orosius*, edited and translated by Malcolm R. Godden. *Studies in Medieval English Language and Literature*, no. 33, 2018, pp. 53-66.

Liggins, Elizabeth M. "The Authorship of the Old English Orosius." *Anglia*, vol. 88, 1970, pp. 289-322.

Louhivaara, Sakari. "Multiple Authorship of the OE Orosius." *English Historical Linguistics 1992: Papers from the 7th International Conference on English Historical Linguistics, Valencia, 22-26 September 1992*, edited by Francisco Fernández, Miguel Fuster and Juan José Calvo, John Benjamins, 1994, pp. 343-52. *Current Issues in Linguistic Theory* 113.

Sweet, Henry, editor. *King Alfred's Orosius*. London, 1883. EETS os 79.

Thorpe, Benjamin, editor and translator. "Alfred's Anglo-Saxon Version of Orosius, with a Literal English Translation." *The Life of Alfred the Great, Translated from the German of Dr. R. Pauli*, translated by B. Thorpe, London, 1853, pp. 238-532.

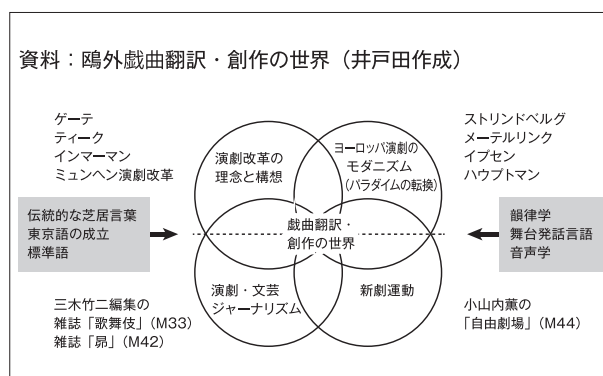
森鷗外の演劇翻訳の生成に関する 日独比較文体論・言語論的分析

Dramenübersetzungen bei Mori Ogai — Eine stilistische und vergleichende Studie —

井戸田 総一郎

ITODA Soichiro

申請時に提出した図版の左上の項目「演劇改革の理念と構想」に関して、2018年10月に鷗外の新資料を東京大学駒場図書館に発掘し、それは2019年10月1月12日刊行の読書新聞夕刊の一面記事として取り上げられた。翌日13日の朝刊文化欄においても報道され、これらを受けて同年1月24日刊行の読書新聞朝刊文化欄に、「鷗外編集の独語雑誌—日本の文芸 国際的地平へ」という井戸田の投稿記事が掲載された。発見された鷗外のドイツ語論文“Über die Theaterfrage”『演劇問題に就いて』は、井戸田によって翻訳され、2019年3月刊行の『文芸研究』第138号「特集 森鷗外 新資料発見」に詳細な解説とともに掲載された。この論文のなかで鷗外は、演劇近代化の問題に直面して末松謙澄や依田学海によって始められた歌舞伎要素の検討というディスカスを継承している。後の「しがらみ草紙」掲載の演劇論に見られる舌鋒は見当たらない。この間にミュンヘン宮廷劇場で改革が始まり、その情報が鷗外に演劇論的裏付けを与えた過程が明らかになり、この改革、またその背景となっているインマーマンやテークの演劇論との繋がりの重要性が再確認された。



図版右上の「ヨーロッパ演劇のモダニズム」に関連

して、バンベルク大学人文学部のイーリス・ヘルマン教授を2019年1月に招聘し、特にホーフマンスタールと鷗外の関連を分析する上で、重要な示唆を受けた。近年ドイツ、オーストリアにおいてホーフマンスタールのギリシャ劇改作、カルデロン劇改作あるいは中世宗教劇への関心などが多く扱われるようになり、その背景として、マックス・ラインハルトの演出関連資料の発掘の進展、さらに文献学と創作詩学との関りを問う研究傾向が強く推進されていることなどが、改めて明らかになった。井戸田は現在、後者の点に関連して鷗外の演劇翻訳を国際的研究に高める研究テーマを学術振興会に申請中であり、受理された場合、本研究と合わせて、ヘルマン教授及びフランクフルトの Freies Deutsches Hochstift の支援を受けながら、鷗外研究の本格的国際化を目指す。そのための基盤づくりを今回十分に遂行できた。

また、ヘルマン教授滞在中に、2017刊行の『文芸研究』第131号掲載の井戸田の論文「森鷗外の演劇言語にみる近代」の英文化（文学部の国際化事業の一つで英文化対象論文に採択された）の校正作業を井戸田は進めていた経緯で、ヘルマン教授と英文を介して鷗外の演劇翻訳の実践について議論を深めることができた。図版にあるように、鷗外が演劇翻訳に際して多様な日本語を駆使している背景に、江戸期からの芝居言葉に慣れた観客の耳の問題や20世紀初頭における標準語制定の普及というテーマなどが横たわっている。さらに、浦島などの日本の伝説にたいする関心、それを演劇化するに際しての歴史的言語の選択の問題なども存在する。鷗外の最初のイプセン訳は、この歴史的言語をヨーロッパ近代劇に適応してみるという実験的なものであった。このような多様な言語の使用を日本語で具体的に示すことはもちろん可能である。しかし、日本語のこのような微妙な差異を外国語でどのように表現できるのかという問題は大きな課題であり、この件について英文の校正を手掛かりにして議論を深めることができた。ヘルマン教授との今後の共同研究は主にドイツ語で推進されるので、滞在中の議論は極めて有益であった。

図版左下のテーマ域「演劇・文芸ジャーナリズム」及び右下のテーマ域「新劇運動」を結び付ける重要なテーマの一つは、ホーフマンスタール作『痴人と死』の鷗外翻訳、及びその上演をめぐる環境の再構成である。この上演の劇評「幻影と舞台」（和辻哲郎）のなかで、日本で初めて「レジー」つまり演出という言葉が使用されている。この劇評は、鷗外が設立に関わった雑誌『スバル』の1911年6月11日刊行の号に掲載さ

れており、雑誌『スバル』が当時の新しい演劇の展開にどのような関わりを持っていたのかの分析を始めている。また、この上演が井上正夫の新時代劇協会によって行われたことはよく知られているが、実際の舞台構成に関わったのは小山内薫であったことは注目すべきである。小山内は「先生（鷗外）は私に、先生の翻訳をカットする特権を与えておられた」という記録を残しており、鷗外の翻訳演劇の言葉の表現形態を重視する本研究の立場から、実際の上演を多様な資料から再構成し、分析する作業に着手した。

中国語を母語とする日本語学習者の 日本語の語彙習得 —日本語と中国語の意味用法の異同を中心に—

A Study of Japanese Vocabulary Acquisition by Chinese Native Speakers Learning Japanese : Focusing on the Semantic Differences between Japanese and Chinese

小森 和子

KOMORI Kazuko

1. 本研究の目的

昨今、本学にも多く在籍している中国人留学生は、漢字の知識を活用して、他の言語を母語とする日本語学習者に比して、効率的に日本語が習得できると評されることが多い。しかし、「*冷静的判断(→冷静な判断)」、「*国を発展するために(→国を発展させる)」、「*貿易摩擦は二国間の嚴重な課題である(→重要な課題)」など、中国語の語彙をそのまま日本語で使おうとして、日本語母語話者は犯さないような誤りをする傾向も認められる。また、日本語の「情報」は「流出」と共起し、「情報が流出する」と言える。しかし、中国語では、『情報』は『流出』とは共起できず、『外泄』という語と共起し、『情報外泄』となる。中国語の『流出』は、『資金』や『液体』とは共起するが、『情報』とは一緒に使わない語なのである。このように、日本語と中国語の間には、同じ語であっても、品詞や用法にズレがあり、それを正しく習得していないと、「情報が流出する」のような、日本語としてより自然で洗練された表現の習得や産出ができない。

本研究は、中国人日本語学習者がどのような日本語の漢字語彙の習得が困難であるのか、また、どのような漢字語彙の意味用法は中国語の知識が有効に使える

のかを、調査によって実証し、どの学習段階でどのような意味用法の指導が必要かに関する知見を得る。

2. 本年度の研究課題

上述の研究課題を遂行するために、2018年度は、日本語にしかない漢字二字熟語（以下、N語）が中国人日本語学習者には習得が困難な語であるか否かを検討することとした。もし、日本語にしかない語であるとしても、中国語からの推測が容易であれば、学習に無用の時間を割く必要はなくなるからである。

そこで、2018年度は、以下の課題を設定した。

1. 日本語が未習の中国語母語話者は、未知の日本語のN語を見て、どの程度正しく推測できるのか。
2. 日本語が未習の中国語母語話者は、未知の日本語のN語の意味を正しく推測できない場合、どのような意味だと推測する傾向があるのか。
3. 日本語が未習の中国語母語話者は、未知の日本語のN語の意味を与えられた場合、その意味がどの程度、理解しやすいと感じるのか。

3. 本年度の研究手法と実施状況

2018年度の課題を遂行するに当たっては、①対象語の絞り込み、②中国語母語話者への調査、の二つの作業を行った。まず、①については、小森・早川・玉岡(2017)の漢字二字熟語データベースを第一次資料とし、全562語のN語の中から、調査対象語を抽出した。なお、N語の中に、古典中国語においては使用されていたり、近年の日中交流において中国語として使用され始めたりして、日本語独自の語と言えるか否かの判断が必要であることがわかったため、中国語のコーパス「北京语言大学语料库」を利用し、研究補助者の力を借りて、絞り込みを行った。さらに、N語の中には、意味が複数ある多義語が少なくないが、②の調査実施を考慮し、日本語の意味が一つ、あるいは、二つまでの語に絞ることとした。意味の絞り込みについては、小森他(2017)のデータベースに採録されている『新明解国語辞典』の意味記述に加えて、『日本語教育語彙表』、および『デジタル大辞泉』の意味記述を追加し、これらの三つの辞書で意味記述が一致している語のみを対象とすることとした。このような手続きを経て、最終的に、以下の通り、89語が抽出された。

切手、交番、時計、荷物、半分、病気、風呂、部屋、弁当、屋上、切符、格好、急行、下宿、手間、退院、息子、連絡、割合、安易、移転、植木、王女、改札、

勝手、我慢、為替、気配、今回、支店、祝日、障害、真剣、役人、貯金、月日、強気、余分、都合、発想、風船、踏切、編集、包丁、真似、大変、無料、派手、免許、面倒、役者、騒音、厄介、薬局、行方、余計、手品、乱暴、両替、割引、上着、子供、大切、見事、立派、案内、彼女、気分、残念、承知、背中、駄目、返事、相手、芝居、親類、寸法、粗末、退屈、役割、頂上、仲間、苦手、歯車、不潔、見本、郵便、一緒、今度

次に、②の調査のための準備を行った。②の調査では、研究課題に即して、(1) N語の意味の推測（記述）、(2) N語の意味の推測しやすさの主観評定、を行う必要がある。そこで、N語の日本語の意味を中国語に翻訳し、調査用紙を作成した。なお、(2)では、N語の中国語相当語を示すため、当該中国語相当語を決定する必要がある。そのため、日本語学・日本語教育学を専門とする中国人留学生の大学院生3名に依頼し、3名の協議によって、中国語相当語を決定することとした。

このような手続きで調査の準備を行い、中国の江蘇省の南京林業大学、および、常州工学院大学で、2018年12月24日から12月26日の三日間、調査を実施した。いずれも、日本語を学んだことのない学部生で、合計96名であった。調査は、南京林業大学の何宝年教授、常州工学院大学の施軍講師、および筆者の指導院生の黄叢叢さんの協力を得て行った。

2019年3月現在、この調査の集計を行い、結果の分析に着手している。具体的には、各調査対象語に対して得られた96名の推測語を集計し、それぞれの対象語についてどのような推測がされていたか、また、どの語が意味が推測しやすかったか、どの語が推測が困難であったか、推測評定値の高い語と低い語にはどのような語があるか、その特徴は何か等を、集計結果から考察している段階である。この集計や分析は2019年度の春学期には終了させ、その後、日本語学習者に類似の調査を実施し、日本語未習の中国語母語話者にとって推測が困難な語が習得においても困難か否か、調査を行って検討していく予定である。

引用文献

- 小森和子・早川杏子・李在鎬・玉岡賀津雄(2017)「日中対照漢字二字熟語データベース」『明治大学国際日本学研究』9(1), 209-231.
- 山田忠雄・柴田武・酒井憲二・倉持保男・山田明雄・上野善道・井島正博・笹原宏之(編)(2012)『新明解国語辞典(第7版) 机上版』三省堂書店.

デジタル大辞泉 < <https://japanknowledge.com/contents/daijisen/index.html> > (2019年3月20日).

日本語教育語彙表 (ver1.0) < <http://jhlee.sakura.ne.jp/JEL.html> > (2019年3月20日).

北京语言大学语料库 < <http://bcc.blcu.edu.cn/> > (2019年3月20日).

以上

『古事記』下巻の注釈と研究

A Study and Notes in KOJIKI vol.3

居駒 永幸

IKOMA Nagayuki

本研究は、『古事記』下巻の歌と散文について、その表現空間を作り出している諸問題を研究し、新たな視点から解読した成果をもとに、詳細な注釈を書き進めていくことを目的としている。本年度の研究では本居宣長の『古事記傳』を中心とする近世以来の注釈史を踏まえつつ、現地調査をもとにした民俗学的方法に基づく文脈理解を試みた。1300年前の古事記の歌と散文を読み解く上で、文献だけに頼らない多角的な読みを目指したのである。

本年度の研究で重点を置いたのは応神記と仁徳記である。応神記は古事記中巻の最後、仁徳記は下巻の最初に位置する。それはどのような意味をもつか、という課題を設定したのである。この課題は古事記の主題と意図に深く関わると予想される。

応神記の歌は11首、それを散文の話で表示すると次のようになる。

- ① 応神天皇の国見 (1首)
- ② 矢河枝比売との御合 (1首)
- ③ 大雀命と髪長比売 (4首)
- ④ 吉野の国主等の奏歌 (2首)
- ⑤ 須々許理の大御酒 (1首)
- ⑥ 大山守命の反逆 (2首)

最初の①②は応神の国見と矢河枝比売との結婚を通して宇遲能和紀郎子の誕生を叙述する。③は大雀命が父応神から髪長比売を下賜される話、④は吉野の国主による大雀命の大刀誉め歌で、もう一首は御酒貢献儀礼の歌である。⑤は帰化人の須々許理が作った酒を応

神が飲む話となっている。⑥は応神の死後、大山守命が反逆し、宇遲能和紀郎子が誅殺する話である。応神記は明らかに応神の影が薄い。

このような応神記の特徴について注釈を通して分析した結果、応神天皇の後継者が宇遲能和紀郎子の死によって、大雀命、後の仁徳天皇に交替する日継（皇位継承）という問題が介在しているとの結論に達した。中巻は皇位継承の争いに端を発する謀反事件が多く見られる。応神記は謀反の時代の最後に強大かつ安定した天皇を求め、仁徳の誕生によってそれが実現したと記述しているのである。まさに歌によってその歴史叙述が可能になったことを明らかにした。

応神記に続く仁徳記では、大後の嫉妬に悩む人間の天皇像が示される。下巻の人間の時代という観念を具体化した話が並んでいるのである。歌を中心に見ていくと次のようになる。

- ① 石之日売の嫉妬と黒日売 (1首)
- ② 淡道島での国見 (1首)
- ③ 吉備国行幸と黒日売 (3首)
- ④ 石之日売の山代上幸 (2首)
- ⑤ 舍人鳥山と丸邇臣口子の派遣 (4首)
- ⑥ 仁徳天皇の和解の歌 (1首)
- ⑦ 八田若郎女との恋 (2首)

①～⑦はすべて大后石之日売の嫉妬か、それに起因する話である。表面的には仁徳の人間味あふれる天皇像と言えるのであるが、注釈を通して分析した結果、大后としての石之日売の宮廷祭祀権と深く結びついた話であることが明らかになった。石之日売の嫉妬と仁徳との和解によって、宮廷祭祀の混乱と回復という宮廷史を歌を中心に叙述することによって、古事記下巻の安定した天皇像を提示する意図があったのである。本年度の研究成果は、古事記の歌そのものが宮廷史を伝える歴史叙述として存在することを解明した点である。

しかし、古事記下巻の全体的な解明はまだ終わっていない。仁徳記の歌もまだ9首残っている。それらの問題は2019年度の研究課題として継続される。

なお、以上に述べた研究成果は、「応神記の歌と散文」(『明治大学人文科学研究所紀要』2019年3月)、「仁徳記の歌と散文——表現空間の解読と注釈 (I)」(『明治大学教養論集』2018年12月)、「仁徳記の歌と散文——表現空間の解読と注釈 (II)」(『明治大学教養論集』2019年3月)に注釈として報告した。

ウィーンの都市空間における文学・芸術・科学の相互作用についての総合研究 1850～1950

Die Interaktion zwischen der Literatur und den Künsten in Wien 1850-1950

関口 裕昭

SEKIGUCHI Hiroaki

2018年4月から2019年3月までの研究実施状況を以下に記す。

2018年4月初旬、翻訳書『ぼくとネクタイさん』（郁文堂）を刊行。ウィーン在住の現代作家ミレーナ＝美智子・フラッシュャールによる日本のひきこもりを題材にした小説である。刊行に際し、フラッシュャールさんがオーストリア文化庁の招待により来日し、日本各地で記念の行事を行った。東京では原宿のThink of thingsで精神科医の斎藤環さん、フラッシュャールさん、そして訳者の私の3人でトークショー（5月28日）。5月31日には明治大学グローバルフロント・ホールにてフラッシュャールさんの講演、および関口ゼミの学生による小説の舞台化作品の上演を行い、大好評のうちに終わった。

8月18日から29日までオーストリアのウィーンを訪問し、資料収集、フィールドワーク及び、関係者との研究の打ち合わせなどを行った。特に力を注いだのは、都市空間と文学作品の成立に関する研究であり、ウィーンの庭園・公園を重点的に回った。たとえばシェンブルン宮殿の庭園は、ベア＝ホフマンの小説『ゲオルクの死』の舞台となっているが、そこで描写されている噴水や石像が実際にどれを描いていたのか、またその意図を明らかにすることができた。またシュニツラーの小説『グストゥル中尉』の舞台となったリング通り及びプラーターを実際に歩き、小説の成立背景を具体的に考察することができた。これ以外にも、グリルパルツァーの小説『哀れな辻音楽士』やホーフマンスタールの詩「庭園」など、多くの作品の舞台を調査した。

同時に美術館・博物館も勢力に訪問し、資料収集を行った。訪問した主な美術館・博物館はアルベルティーナ美術館（クリムト展）、レオポルト美術館（クリムト展）、マダム・タッソー蠟人形館、ユダヤ博物館、カールスプラッツ・ウィーン美術館（オットー・ヴァーグナー展、世紀末ウィーンモード文化展）、オーストリ

ア文学博物館、ウィーン美術史美術館、シェーンベルク・センター、『第三の男』博物館などである。『第三の男』博物館では、館長と研究について意見交換を行った。

滞在中に会い、研究の打ち合わせを行った人物には、ミレーナ＝美智子・フラッシュャール（作家）、クラウス・デームス（詩人、パウル・ツェランの友人）、マルティン・G・ペトロフスキー（エリカ・ミッテラー協会代表）、らがいる。これらの方々からは有益な助言と情報をいただいたので、今後の研究に生かしたい。

さらに来年の刊行をめざしている『「第三の男」とウィーン』の準備のために映画『第三の男』のロケ地を巡るツアーにも参加した。

9月28日には、ウィーンで収集した資料や知見をもとに、日本独文学会の際に行われたオーストリア文学会総会にて、招待講演「ウィーンモデルネにおける庭園の表象」（約80分）を行った。内容を簡単に記すと、①ヨーロッパの庭園史とハプスブルク家、②ホーフマンスタールの人口庭園／世界像としての庭園、③レオポルト・アンドリアンの『認識の庭園——青春の人生行路としての庭園、④ペーターアルテンブルク——境界としての庭園、⑤グスタフ・クリムトの風景画と庭園、⑥ベア・ホフマンの『ゲオルクの死』——庭園とユダヤ性、ということになる。大変好評で、質疑応答も活発になされた。

また研究費でウィーンの文芸雑誌『プラーン』（1945～48；全16冊）を購入することができた。これは戦後のオーストリア文学を知るには不可欠な資料であるが、オーストリアにも限られた図書館にしかない貴重な雑誌である。この資料を使い、2019年3月4日箱根強羅で行われた第72回ドイツ現代文学ゼミナールで、『「第三の男」の影の下で——1950年前後のオーストリア文学』と題する研究発表を行った。

上記以外の主な研究成果を記せば、日本独文学会の学会誌『ドイツ文学』第158号に西村雅樹氏の『世紀末ウィーンの知の光景』（鳥影社）について長い書評を書いた（4月上旬刊行）。また、明治大学の『教養論集』通巻538号（3月下旬刊行）に論文「ヨハネス・ボブプロフスキー『レヴィンの水車小屋』論——自然・歴史・語り」を執筆した。また2019年2月23日には、「ハイネ逍遥の会」で「ハイネとマイアーベア」と題する講演を行った（名古屋国際会館）。これらの研究は緩やかな形で、本研究テーマとかわりあっている。

もちろん、最大の目標である『「第三の男」とウィーン』の刊行に向けて、研究に精進していることは言うまでもなく、2019年度内に本書を刊行すべく全力を注いでいるところである。

4. 個人研究第2種実施報告

近世初期における日本海沿岸地域の 社会構造と生業

A Study on the Social Structure and Livelihood in the
Sea of Japan Coastal Region in the 17th century

野尻 泰弘

NOJIRI Yasuhiro

本研究は、現在の福井県北部の沿岸地域（南越前町大谷とその周辺）を対象に、16世紀後半から17世紀における社会構造と生業を分析するものである。南越前町大谷はかつての越前国南条郡大谷浦である。本研究では、大谷浦と隣接する敦賀郡元比田・大比田浦および敦賀郡菅谷村の関係を検討し、近世初期における当該地域の特性を明らかにしようとしている。

大谷浦は日本海に面した浦であるが、村域の大部分は山であり、山中で菅谷村と接する。大谷浦は沿岸で元比田浦に接し、その隣村は大比田浦である。近世初期、大比田浦は塩業を行っていたが、そのための燃料木（塩木）を菅谷村から運んでいた。この運搬ルートが大谷浦の村域を通過するという事で争論が発生した。この争論を理解するためにも当該地域の社会構造の分析が不可欠なのである。

以前、筆者は拙稿「近世初期における境目争論と「天平元年」の古文書」（『駿台史学』158号、2016年）を発表した。これは当該地域の争論に関するもので本研究と密接に関連するが、論文発表時、いくつかの原史料を確認できなかった。本研究では原史料が有する情報や関連史料をみるため、確認できていない史料（不明史料と略記）を探索することから始めた。対象となる史料群は、宮川・向山家文書（南越前町河野図書館所蔵）である。同家文書は2000年代初頭に史料整理がなされ、『越前国南条郡大谷浦宮川・向山家文書目録』（福井県南越前町教育委員会、2010年）が刊行された。筆者もこの整理に関わったのだが、整理済みの史料には不明史料はなかった。宮川・向山家文書は整理途中に追加で史料を受け入れたため、目録に反映されていない未整理史料が南越前町河野図書館の収蔵庫に保管さ

れている。そこで未整理史料の整理に着手し、不明史料を探すことにした。未整理史料は長方形の木箱4箱に収納されており、軸装のものや複数の一紙を束ねたものが多くあった。

2018年春・夏、かつて『越前国南条郡大谷浦宮川・向山家文書目録』を作成した仲間と未整理史料の取り上げ、封筒づめ・番号付与、一部史料の撮影、目録作成を行った。当初、不明史料は年代が古い貴重なものであるため軸装したと想像したが、実際は書画の類である手習い史料が大多数であり、今のところ不明史料はみられない。史料整理と並行して、かつて河野村役場（2005年に河野村は合併し南越前町となった）に勤務し、河野村誌編纂に従事した人たちに史料や山中の道について聞き取り調査を行った。この調査でも不明史料の所在は判然としなかったが、菅谷村（現在は廃村）の様子、山中の道（塩木運搬関連）などについて情報を得た。

不明史料の所在を調べるため、かつての福井県史編纂に携わった地元の研究者に話をうかがった。福井県史は1970年代末から90年代末に行われた事業で、当該地域でも古文書の調査が行われた。不明史料の所在はわからなかったが、福井県史の調査過程で沿岸部には近世以前の史料が多く残存していた記憶があること、それらの史料はその後あまり分析が進んでいないことなどの情報を得た。また、当該地域は福井藩領なので、福井藩に詳しい図書館職員にも話をうかがったところ、直接的な史料の情報はないものの、近年福井県内では史料の寄託・寄贈が増え、近世初期の研究も進展しているので史料保存機関や研究者と連絡を取るように助言を得た。この助言の背景には、過疎化や家の代替わりにもなう史料の散逸が急速に進行している現実がある。特に山間部、沿岸部など、都市部から離れた所はその傾向が著しいため、史料保存の観点からも行動を起こすべきであると痛感した。

近世初期の史料は相対的に数が少ないため、他の研究や史料を参照することも重要である。福井県在住の戦国期の研究者にも話をうかがったところ、大谷浦周辺の浦にある史料を撮影するというので見学に行った。作業中であつたので、本研究と直接関連する史料を見出すことは困難だったが、今後も沿岸部を調査することなので、調査への参加などをお願いすることが

できた。また、見学を通じて複数の学芸員と情報交換することができた。

本研究の対象地域は、現在複数の自治体に分かれており、関連する史料もいくつかの史料保存機関にあるため、福井県内の各機関を横断的にみる必要がある。各機関と連絡をとり、今後も関連史料の博搜に努めたい。なお、課題からは少々はずれるが、本研究の実施にともない、史料の散逸状況が深刻であることがわかった。かつて確認された史料の原本が行方不明であることなどは問題である。地域社会の変容や史料への関心の低下は今後さらに増し、問題はより拡大すると思われる。歴史学の取り組むべき課題として深く考えることにしたい。

新旧世代の関係

—20世紀初頭、スペイン小説家において

Influencias entre la generación de 1868 y la de 98 en España

大楠 栄三

OGUSU Eizo

20世紀初頭のスペイン文壇を代表する新旧世代、すなわち「1868年世代」と「1898年世代」に属する作家たちの影響関係を顕在化するため、初年度となる2018年度は、「98年世代の放蕩息子」として同世代を審美的にリードしたバリエ＝イン克蘭（1866-1936年）の美学的到達点かつ最高傑作として名高い『独裁者バンデラス——灼熱の地の小説』（1926年）の読解に取り組んだ。

なぜ「読解」の必要があるのか？ それは今日、「近代文学史上、おそらくもっとも難解な小説」（Durán 1974）と評され、出版当時のスペインの教養人さえ嘆いたほど「理解不能の」文章、「未知の」語彙、「一見すると脈絡のない」展開の小説だからである。

*校訂の問題

読解を進めるうちに、当初予想もしなかった問題にぶつかった。本作は、初版が1926年12月15日に刊行され、その一年後の1927年12月10日、同じ印刷所から再版されている。作家の存命中に刊行されたのはこれら2版のみであり、長らくもっとも信憑性が高いとされてきた Zamora Vicente 版（1978年）も最新の Francisco Caudet 版（2017年）も、作家の手が加わっ

た最後の、つまり1927年刊の第2版にもとづいている。当然私は、最も新しい Caudet 版を読み進めていたわけだが、本研究費を利用して参加した、スペイン・バルセロナ大学で開催された「19世紀スペイン文学会」（Coloquio de la Sociedad de Literatura Española del Siglo XIX, 11月7-9日）で、（バリエ＝イン克蘭の生地であるガリシア地方の）サンティアゴ・デ・コンポステーラ大学の研究者の面々——とくに以前から研究上の助言をあおいでいる Ermitas Penas 女史——から、当大学に設置されている「バリエ＝イン克蘭講座」（Cátedra Valle-Inclán）が共同研究の成果として刊行した、初版にもとづく「全集」版（2017年）を研究の底本とすべきだとの指摘を受けた。

そこで、前出の2つの版と全集版を突き合せてテキストを確認したところ、両者に少なからざる相違があることが分かった。その結果、とくに作者の創意をうかがうという観点から全集版のほうが適していると判断したわけだが、こう判断するにいたった用例の中から、興味深い事例を3件紹介して、実施報告としたい——

1) 行き過ぎた校正

Zamora Vicente 版：“Sir Jonnes, tan cordial, tan evangélico, sólo persigue una indemnización de veinte millones para la West Company Limited.” (VII, 2, i), “¡La West Company! ¡Aberrante!” (VII, 2, ii)
⇨全集版：“para la West The Lymited Compagny”, “¡La West Compagny! ¡Aberrante!”

これは、作中のウルグアイ公使カルロス・エスパルサと日本公使トゥ・ラグ・ティの発話から抜き出した用例だが、こんな短いフレーズでさえ、“West”と“Westes”, “Company”と“Compagny”, “Limited”と“Lymited”, “The”の有無といった違いがある。単に“s”が付いているかいないか……の違いと軽視したのだろうか、Zamora Vicente 版では正しい英語の綴りに校正されている。

しかしこの場面が、独裁者サントス・バンデラスの政府を支持するか、高まる革命運動側に立つか、右往左往する外交団の愚鈍さをあからさまに描き出した章であることを考えるなら、これらをバリエの「誤謬」と捉え安易に校正を加えるのは、作家の創意を台なしにする行為であろう。間違いなくバリエは、公使たちの「拙い」英語力、さらにはウルグアイ公使と日本公使の英語力の「差」（ウルグアイ公使は、“Westes”と間違え、スペイン語の定冠詞“la”の後で英語の定冠詞“the”を重複させている）まで描こうとした、と解すべきだろう。

2) 当然の?校正

Zamora Vicente, Caudet 版：“—Ilustre Don **Celestino**, usted ocasionará que me saquen alguna chufia.” (VII, 1, v)

⇨全集版：“—Ilustre Don **Telesforo**”

舞台となる中南米の架空の国（サンタ・フェ・デ・ティエラ・フィルム共和国）で、スペイン植民地社会の代表を務める「ガチュピン」（スペイン生まれの移住民）の名前「ドン・セレスティーノ」が、全集版では1箇所だけ「ドン・テレスフォロ」となっている。もちろん、Zamora Vicente と Caudet 版では、作者のミスとして校正されたわけだが、これは作者バリエの「目配せ」ではないだろうか。1箇所だけとはいえ「ドン・セレスティーノ」を「ドン・テレスフォロ」と「間違えて」記すことによって、当時の読者なら、メキシコでポルフィリオ・ディアス大統領の独裁時代にスペイン・コロニーを主導した亡命スペイン人、テレスフォロ・ガルシア（Telésforo García, 1844 - 1918 年）への暗示を読み取ったはずだからだ。

3) 記号「コロソ：」や「感嘆符！ 疑問符？」の安易な処理

『独裁者バンデラス』では、コロソが多用され、しかも特異な使用方法がなされている——

Zamora Vicente, Caudet 版：“La mulata obedeció haldeando. Sumisa, húmeda, lúbrica, se encogía y deslizaba.” (I, 1, vi)

⇨全集版：“La mulata obedeció haldeando. Sumisa, húmeda, lúbrica, se encogía y deslizaba.” 「ムラートの女は、スカート揺すり揺すり指示にしたがう：おとなしく、濡れた淫らな感じで身をすくめると、するりと出て行った。」（拙訳）

前者の2版では、コロソが、明確な基準もなしに多くの箇所でピリオドに置き換えられている。しかし、この用例でも明らかなように、これは意味的に独立した2文ではない。独裁者サントス・バンデラスが顔をゆがめて示した命令に、ムラートの女がどんな態度で従ったか、前節の内容を後節で補完説明しているわけであり、このような使用例が本作では散見される。コロソの多用によってバリエが、朗読したときの音楽的効果をねらったことは明らかであり、恣意的な置き換えなどもっての外だ。

Zamora Vicente 版：“—Mi General, en caso de mitote, ¿habrá que suspender el acto?” (I, 3, v)

⇨全集版：“—¿Mi General, en caso de mitote, habrá que suspender el acto?” 「——将軍殿！ 騒動が起き

た場合、行事を中止させるべきでしょうか！？」

全集版では、「感嘆符」で始めた文を、「疑問符」で終えるといった正書法から外れた用法が見られる。これはバリエが、感嘆とも疑問とも明示できないような、たとえば、独裁者を前にした部下たちの曖昧な抑揚（心情）を描き出そうとしたものであり、校訂者の勝手な校正によって、作品の文体的な特徴が損なわれた例だと言える。

なお、可能な限り正確な読解を目指して、最新版を刊行されたばかりの Francisco Caudet 氏（元マドリッド自治大学教授）に、本研究費（専門的知識供与）を利用して2回にわたって疑問箇所（1回目に72箇所、2回目に6箇所）についてご教授をたまわった。

こうした読解を通じて明らかになった本小説の文体的な特徴——スペイン本国とラテンアメリカ諸国のスペイン語を総合した言語的モザイク、絵画的（印象主義やキュービズムの）文体など——と、サブ・ジャンルの問題——今日では「独裁者小説」に分類されがちだが、カルペンティエルの『方法異説』（1974年）もガルシア＝マルケスの『族長の秋』（1975年）も出版されていなかった当時、いかに解釈されていたか——についても成果を報告したいのはやまやまだが、紙幅の関係からここまで止めた。

*文献表

Durán, Manuel. *De Valle-Inclán a León Felipe*. México: Finisterre, 1974.

Valle-Inclán, Ramón María del. *Tirano Banderas. Novela de Tierra Caliente*. Edición crítica de Alonso Zamora Vicente. Madrid: Espasa-Calpe, 1978.

——. *Tirano Banderas. Novela de Tierra Caliente*. Edición crítica de Francisco Caudet. Madrid: Cátedra, 2017.

——. *Obras Completas II (Narrativa)*. Edición del Grupo de Investigación Valle-Inclán / USC. Madrid: Biblioteca Castro, 2017.

ウィリアム・フォークナー研究 —「近代」と「家族」の表象

A Study of William Faulkner: The Representation of the Modern and Family

竹内 理矢

TAKEUCHI Masaya

研究年度一年目の本年度は、アメリカ南部作家のウィリアム・フォークナーの小説における「近代」と「家族」の表象をテーマに、作品の読解と論文の執筆を進めた。とり上げた作品は、長篇小説『響きと怒り』(1929)と短篇小説「あの夕陽」(1931)であり、両作品を論じるにあたり、まずは小説そのものの精読を丹念に行ったうえで、作品に関する先行研究の調査をし、自らの着眼点と解釈との相似性を確認すると同時に、発見された相違性に着目しながら、新たな解釈や意味づけを論文で展開した。適宜、精神分析学を援用し、アメリカ南部(特にミシシッピ州)に関する文化と歴史を参照することで、登場人物の思想と所作、作者の意図と無意識をめぐり精緻な考察と分析を目指した。

『響きと怒り』をめぐる論考は、「ジェイソン・コンプソンの不安といら立ち—『響きと怒り』、近代との格闘」と題して『人文科学研究所紀要』に発表した。概要は以下のとおりである。

本稿の目的は、コンプソン家が南北戦争後に没落するにつれて男や女をめぐる概念と役割が変容していくとき、近代以後を生きるジェイソン・コンプソンにとって家長であることが、どのような憤怒を抱かせ、どれほどの生の困難さと内心と言動との乖離をもたらしているのか丁寧に読み解くことにある。無論、長い研究史を有するジェイソン批評においては、そうした因果や実態はある程度明らかにされてきたが、彼の生い立ちと家族関係を、近代の流入と伝統の崩壊という歴史の変容に密接に関連させながら精緻に読み解いた論文は見あたらない。本稿が論の出発点としてとり上げるのは、ジェイソンが幼児期に実母ではなく、南部淑女の象徴である祖母になつき愛育された事実である。その起源に立ち返って、幼少期以降の彼の〈母〉あるいは〈女〉をめぐる態度の矛盾や分裂を解きほぐしていきたい。それは、〈母〉の幻影を否定しながらも忘却できない男の思慕と限界、近代という〈女〉への嫉妬と怒りをめぐる考察であり、換言すれば、旧套の文化と

近代の先進性という歴史の裂け目から立ち現れる男のいら立ちの解明となるだろう。もう一つの論点は、次男としての境遇と実父への秘かな敬慕に焦点をあて、南部の地で近代の圧力を受けながら没落家族の家長として生きるとき、どのように実父を思い返し、失われた夢と実体のない自我への怒りを放散するのかを分析することにある。ジェイソンのいら立ちにひそむ悲しみと不安、それゆえの終わりなき矛盾と葛藤—〈父〉と〈子〉の同時的な演出と失敗—を浮き彫りにしながら、彼の痼疾が示す近代以前と以後の葛藤と相剋、つまり、新南部という歴史の割れ目を生きる男の内実を論証したい。本稿の最終的な目標は、自己の近代への怒りを相対化されたジェイソンが、その虚しさに包まれながら弟ベンジーを殴り彼の手にした水仙を折る場面に新たな解釈を加えることである。その場面をジェイソンが弟の姿に自画像を発見した瞬間の心理的ドラマとして読み解くことで、新南部という歴史的時代がもたらした家長ジェイソンの抑えがたい不安と痼疾の実体を明らかにする。ベンジーといういわば自己の分身を切り離すジェイソンの姿が、作者フォークナーの、ナルシスティックな「逃避」文学から社会の暗部をえぐり出す「告発」文学への歩み、その出発でもあった可能性を示したい。

以上が、『響きと怒り』の論考の概要である。「あの夕陽」に関する論文は、まだ執筆中であるが、現在のところ、おおよそ以下のような論を構想している。

「あの夕陽」に登場する白人家族コンプソン家の子供たちが次第に直面していく人種をめぐる父親と母親の問題を近代という切り口でとらえ直す。近代以前の世界においてナンシーという洗濯黒人女の売春に実父も関与していたのかという最大の謎を探究し、それぞれの子供たちがどのように白人の罪を感じ理解していくのか、とくに町が近代化を果たし近代的価値観にめざめた24歳の長男クエンティンが15年前の実父／実母とナンシーをめぐる記憶をどのように理解したのか分析する。

研究年度二年目は、「あの夕陽」の論文完成を目指して、さらに近代と家族をめぐる理論的文献とアメリカ南部史の文献にあたり、南部に近代化の波が押し寄せるなかで、家族の構成員はどのような反応を示したのか、捉えていく。「あの夕陽」と『響きと怒り』、両作品どちらにも登場するコンプソン家に焦点をあて、また、同家の人物が描かれた別の作品「黄昏」や「正義」などにも目をむけ、コンプソン・ファミリーをめぐる「近代」と「家族」の問題を多角的に論じていきたい。

W.H. オーデンの中国旅行記、 キリスト教回帰と宗教的表象

W.H. Auden's journey to China and his return to the
Christian faith

辻 昌宏

TSUJI Masahiro

今年度は、W.H. オーデンの代表的な旅行記である *Letters from Iceland* と *Journey to a War* の批判的解説を進めた。前者はルイ・マクニースとの共著で、彼とアイスランドを旅する終盤に、スペイン内戦勃発のニュースが飛び込んできたのだった。その後、オーデンもマクニースも別々にスペインに渡り、両者とも内戦の実相を観たはずなのだが、内戦の初期に参加したオーデンはほぼ全面的な沈黙を第二次大戦後まで保ち続ける。内戦の末期にバルセロナに赴き、その様を自伝（死後出版）や長編詩『秋の日記』で踏み込んだ描写をしたマクニースとは対照的である。オーデンも一遍の詩 'Spain' を書いてパンフレットとして出版し、その収益金をすべて医療援助委員会に寄付している。しかしこの詩もタイトルを 'Spain 1937' と変更したり、ジョージ・オーウェルの批判にあって一部の文言を変えたりし、さらには自分が本当には信じてもない政治信条に基づいて書かれた不誠実な詩であるとして全詩集には収録しなかった。こうした揺れ動く態度は何を意味しているのか？ オーデンが教条的な信念に凝り固まらず（その類のものに影響を受けることはあったものの）、自分で考え続け、自己の内面との対話が続いていたことの証左であろう。1930年代はイギリスのみならずヨーロッパ全体が、そしてアジアも大きく揺れ動いており、国家体制や国際協調体制さえもが根本から問われ、変更・転覆されうる時代だったし、様々な政治グループのプロパガンダが飛び交っていたことは言うまでもない。オーデンがスペイン内戦について、率直に自分が感じたことを語るのは、第二次大戦後の1955年になってのことで『現代のカンタベリー巡礼者たち』という本（共著）の中で自分の宗教的来歴を語っている。オーデン自身は一時的には宗教に対し無関心になったと思っていたのだが、バルセロナに行き街を歩き、すべての教会が閉ざされ、司祭が一人も見当たらないのを見てショックを受けたのである。しかしそれを言うとフランコ将軍に有利な言説として利用

されると恐れてすぐには書かなかったと述べている。

オーデンは1937年3月にスペインから帰国しているが、その年の夏にはイギリスのフェイバー社とアメリカのランダムハウス社からの委嘱を受け、イシャーウッドとともに旅行記を書く計画をたてる。1937年の7月には盧溝橋事件が起こり、日中戦争が注目を浴びるようになってきたこともあり2人は中国を旅することに決定する。出版社は行き先は漠然とアジアが望ましいとしており扱う国は執筆者の選択に任されていた。彼らがイギリスを出発したのは1938年1月19日で、2月16日に香港に着いている。それから4ヶ月弱彼らは中国の各地をめぐるが、筆者は、彼らが1937年8月に中国行きを決意してから2月までそして彼らが中国についてから、日中戦争において何が生じていたかを二人の動きと平行して調べ、彼らの中国や日本（日本人や日本についての記述は中国人や中国の記述に比してはるかに少ない）に関する記述の意味合いを探っていった。その詳細は論文「オーデンの旅と転進」（富士川義之編『ノンフィクションの英米文学』（金星堂、2018所収））に発表した。前述のように彼らが1937年8月に中国行きを決意してから1938年2月末に香港を発つまでに中国の情勢は刻々と変化している。1937年9月2日に日本政府は北支事変を支那事変と改称する。戦線の拡大の追認である。9月13日国民党政府は、日本軍の行為を国際連盟に提訴する。9月15日-22日、日本海軍の航空隊は広東方面を空襲した。9月21日には国際連盟の日中紛争諮問委員会が開かれ、翌22日第二次国共合作が成立、一方日本海軍の航空隊は23日に南昌を24日に漢口（後にオーデンとイシャーウッドが訪れる）を爆撃した。28日には国際連盟の日中紛争諮問委員会が満場一致で日本軍の空爆に対する非難決議を採択。ところが、10月にはローマ教皇ピオ11世が全世界のカトリック教徒に対して日本軍への協力を呼びかける。理由は、「日本軍は共産主義を排除するために戦っている」からだった。11月になると日本は和平工作を開始し、ディルクセン駐日ドイツ大使に条件を提示、この条件は11月5日トラウマン駐華ドイツ大使に示され、蒋介石に打診されるものの蒋介石は受理しなかった。このように中国の情勢、日中の関係が目まぐるしく変化するなかをオーデンとイシャーウッドはイギリスの外交官や宣教師たちに会い、現地の情報を得つつ移動していき、現地の中国人の生活に接していったわけである。旅の終わりに、2人は4人の日本人と議論をかわし、日本側は中国に友好的なのだという言説に驚き、激しく反発する。こうした日本の帝国主義的侵略をつぶさに見たあとに、オーデンはアメリカに

渡り、一旦はイギリスに帰国するがアメリカに再度渡り第二次大戦中もそこで過ごす。日中戦争の間近での経験が、帝国主義一般への懐疑につながった可能性があり、そのことがイギリスへの帰国に消極的であったことにつながるという可能性についてオーデンの宗教的・思想的な変化も含め調査に着手した。

附

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準
2. 2018年度人文科学研究所各種募集要領
3. 2019年度人文科学研究所所員名簿
4. 人文科学研究所叢書一覽
5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覽

1. 人文科学研究所規程・要領・内規・基準

明治大学研究企画推進本部規程 (抜粋)

2015年3月18日制定

2014年度規程第28号

(基盤研究部門)

第8条 本部に、基盤研究部門を置く。

2 基盤研究部門は、社会科学研究所、人文科学研究

所及び科学技術研究所（次条において「3研究所」という。）をもって構成する。

基盤研究部門にかかわる研究所要綱

2007年3月7日制定

2006年度例規第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、明治大学研究企画推進本部規程（2014年度規程第28号。以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、研究・知財戦略機構会議の下に置かれる研究企画推進本部の基盤研究部門を構成する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所（以下「研究所」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究所は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究の基盤を担い、その専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的とする。

(所員)

第3条 本大学の専任教授、専任准教授及び専任講師は、第1条に規定するいずれかの研究所の所員となる。

2 研究所は、必要に応じて、第9条に規定する運営委員会の議を経て、所員以外の者を次条に規定する事業に参加させることができる。

(事業)

第4条 研究所は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種研究の助成
- (2) 研究の高度化推進支援
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 紀要、年報、叢書等の刊行
- (5) その他必要な事業

(運営組織)

第5条 研究所は、第2条の目的を達成するため、

(1) 社会科学研究所

社会科学研究所長

社会科学研究所運営委員

16名

(2) 人文科学研究所

人文科学研究所長

人文科学研究所運営委員

17名

(3) 科学技術研究所

科学技術研究所長

科学技術研究所運営委員

17名

(研究所長)

第6条 前条各号に規定する研究所長（以下「研究所長」という。）は、専任教授である所員のうちから、当該研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の推薦により、研究・知財戦略機構長の承認を経て理事会が任命する。

2 研究所長は、研究・知財戦略機構長の統督の下に、当該研究所の業務を統括し、研究所を代表する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 研究所長は、必要に応じて所員総会を開催することができる。

(運営委員)

第7条 第5条各号に規定する研究所運営委員（以下「運営委員」という。）は、当該研究所の運営委員選出に関する内規の定めるところにより、専任教授、専任准教授及び専任講師である所員のうちから選出し、研究・知財戦略機構長が委嘱する。

(任期)

第8条 研究所長及び運営委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の研究所長及び運営委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

2 研究所長及び運営委員は、再任されることができる。

(運営委員会)

第9条 次に掲げる事項について審議するため、各研究所に運営委員会を置く。

(1) 第4条に規定する事業及びその事業計画に関する事項

(2) 研究所長候補者の推薦に関する事項

(3) その他各研究所の運営に関する事項

2 運営委員会は、研究所長及び運営委員をもって構成する。

3 研究所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 運営委員会は、運営委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

5 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(基盤研究部門連絡会)

第10条 各研究所間の連絡及び調整を行うため、基盤研究部門連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会に関し必要な事項は、各研究所長の同意を得て、規程第9条に規定する基盤研究部門長が定める。

(申請)

第11条 第4条第1号に規定する研究を担当しようとする者は、所定の研究申請書に必要事項を記入し、定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

(研究員)

第12条 前条の規定により、研究申請書を提出し、研究を認められた者（以下「研究員」という。）は、研究費の助成を受けることができる。

2 研究員は、当該年度の研究実施計画書を定められた期日までに、研究所長に提出しなければならない。

3 研究員は、研究費の使用状況報告書を当該年度末日までに、研究所長に提出しなければならない。

4 研究員は、研究終了後、研究成果を研究所長に報告しなければならない。

5 研究員は、前2項に規定する義務を果たすまでは、新たに研究員になることができない。

(報告)

第13条 研究所長は、研究員の研究事項及び研究費について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第14条 研究所は、所員の研究成果を公表するため、紀要、年報、叢書等を刊行する。

2 研究所は、別に定めるところにより、各運営委員会の承認を得て、所員以外の者の紀要への投稿を認めることができる。

(事業報告)

第15条 研究所長は、毎年度第4条に規定する事業について研究・知財戦略機構長に報告しなければならない。

(図書・資料・機器備品)

第16条 所員が研究のために収集した図書、資料及び機器備品は、すべて大学に帰属するものとする。

(事務)

第17条 研究所にかかわる事務は、研究推進部が行う。

(経費)

第18条 研究所の経費は、次の収入をもって支弁する。

(1) 大学予算によって定められた経費

(2) その他の収入

(要綱の改廃)

第19条 この要綱を改廃するときは、研究・知財戦略機構会議の議を経なければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、研究・知財戦略機構会議の議を経て定める。

附則（2006年度例規第27号）

(施行期日)

1 この要綱は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に廃止前の研究所規程により研究所長、運営委員及び研究員となっている者の取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1517号)

附則（2007年度例規第9号）

この要綱は、2007年（平成19年）9月10日から施行する。

(通達第1563号)（注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正）

附則（2009年度例規第9号）

この要綱は、2009年（平成21年）6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1808号)（注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正）

附則（2009年度例規第33号）

この要綱は、2010年（平成22年）2月3日から施行する。

(通達第1861号)（注 紀要への投稿を所員以外の者

にも認めることに伴う改正)

附 則 (2012 年度例規第 20 号)

この要綱は、2013 年 (平成 25 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2142 号) (注 総合数理学部の設置による委員の追加に伴う改正)

附 則 (2014 年度例規第 10 号)

この要綱は、2015 年 (平成 27 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2314 号) (注 明治大学研究・知財戦略機構規程の改正に伴う改正)

明治大学社会科学研究所・人文科学研究所・ 科学技術研究所学術研究叢書出版に関する規程

昭和59年10月22日制定

昭和59年規程第90号

(趣 旨)

第1条 この規程は、明治大学 (以下「本学」という。) が設置する社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所 (以下「研究所」と総称する。) が、学術の発展に寄与するため、所員による研究の成果を学術研究叢書 (以下「叢書」という。) として出版することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(出版の可否)

第2条 叢書の出版については、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

(出版契約)

第3条 叢書の出版に際しては、著作者及び出版社の間で出版契約 (再版契約を含む。) を行う。

2 契約に当たっては、研究所の叢書であること及びそれに伴う諸条件を契約書に明記し、当該研究所長を経て、理事長の承認を得なければならない。

(企画・編集権)

第4条 叢書の出版に関する企画・編集権は、研究所が有する。

(著作権)

第5条 叢書の著作権は、著作者に帰属する。

(著作権使用料)

第6条 叢書の初版に係る著作権使用料は、本学に帰属する。

2 叢書の再版 (増刷を含む。以下同じ。) に係る著作権使用料は、著作者に帰属する。

(資料費)

第7条 本学は、叢書の著作者に、所定の資料費を支払う。

(経費の支弁)

第8条 叢書の出版に必要なときは、担当理事の許可を得て、叢書の著作権使用料収入の範囲内で、所要

の経費を支弁することができる。

(事 務)

第9条 叢書の出版に関する事務は、研究推進部が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、叢書の出版に關して必要な事項は、当該研究所運営委員会の議を経て、学長の承認を得た上で、研究所長が決定する。

附 則

この規程は、昭和59年10月22日から施行する。

(通達第449号)

附 則 (1992 年規程第13号)

(施行期日)

1 この規程は、1993 年 (平成5年) 4 月 1 日から施行する。

(叢書の再版に係る著作権使用料に関する規定の適用)

2 改正後の第6条第2項の規定は、この規程の施行日 (以下「施行日」という。) 前に出版契約が行われた叢書が施行日以後に再版される場合における当該再版に係る著作権使用料についても、適用があるものとする。
(通達第709号) (注 著作権使用料の取扱いを著作権法に基づいたものにするための当該条項の新設及び字句の改正)

附 則 (2007 年度規程第21号)

この規程は、2007 年 (平成19年) 9 月 10 日から施行する。

(通達第1562号) (注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2009 年度規程第7号)

この規程は、2009 年 (平成21年) 6 月 10 日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号) (注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

人文科学研究所運営委員選出に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究所要綱（2007年3月7日制定，2006年度例規第27号）第7条の規定に基づき、人文科学研究所運営委員（以下「運営委員」という。）の選出について、必要な事項を定めるものとする。

(選出方法)

第2条 運営委員の選出は、選挙によるものと人文科学研究所長（以下、「所長」という。）指名によるものとする。

(被選任資格者名簿)

第3条 運営委員会は、選挙年度の10月1日現在をもって、被選任資格者名簿を作成する。

2 以下の者は、被選任資格者となることができない。

- (1) 所長または運営委員に在任予定の者
- (2) 任期前あるいは任期中に退職を予定している者
- (3) 任期中に特別研究者または在外研究者を予定している者

(選出区分)

第4条 運営委員の選出区分は、第5条第1号から第7号に定める区分とする。

(選挙による選出区分および選出員数)

第5条 運営委員は、次の各号に掲げる選出区分に応じて、当該各号に掲げる人数を選出する。

- | | |
|--|----|
| 1 日本文学および芸芸学の分野 | 2名 |
| 2 英米文学の分野 | 3名 |
| 3 独文学，仏文学，中国文学，露文学，スペイン文学および演劇学の分野 | 3名 |
| 4 日本史学，アジア史学および西洋史学の分野 | 1名 |
| 5 考古学および地理学の分野 | 1名 |
| 6 教育学，哲学，倫理学，博物館学，図書館学，美術，心理学および社会学の分野 | 3名 |
| 7 保健体育学の分野 | 1名 |

(所長指名による選出区分および選出員数)

第6条 所長指名による運営委員の選出は、第5条第1号から第7号までの所員の中から所長が3名を指名し、運営委員会の承認を得るものとする。

(選挙による選出区分の選挙方法)

第7条 選挙は、単記無記名投票とし、第4条の規定に従い、得票数上位の者をもって当選者とする。この場合において、得票数が同数の場合は、年少者を当選者とする。

2 得票数が第2位の者を次点とする。得票数が同数

の場合は2番目の年少者を次点とする。

3 第4条第1号から第3号及び第6号までの運営委員については、前任者の任期に応じ、毎年度改選するものとする。

4 選挙の管理については、運営委員会がこれを行う。

(欠員の補充)

第8条 欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を得て、当該選出区分のうちから前条第2項で定める次点の者を補充することができる。

附 則

1. 本内規は、昭和36年5月25日から施行する。
2. 改正内規は、昭和59年9月30日から施行する。
3. 改正内規は、昭和61年12月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、1996年（平成8年）5月8日から施行する。

（被選任資格者名簿の作成に関する特例）

2 この内規の施行後、最初に行われる改正後の第2条第1号から第3号までの運営委員を増員するための選挙に係る被選任資格者名簿の作成については、改正後の第4条中「選挙年度の10月1日」とあるのは、「1996年（平成8年）4月1日」とする。

（委員の任期に関する特例）

3 この内規の施行後、前項の規定により最初に選出される運営委員の任期については、研究所規程第8条第1項の本文の規定にかかわらず1998年（平成10年）3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、2004年（平成16年）1月21日から施行する。

（委員の任期に関する特例）

2 この内規の施行後、改正後の第5条の規定により最初に増員される人文科学研究所運営委員の任期は、研究所規程第8条第1項の本文の規定にかかわらず2006年（平成18年）3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、2007年4月1日から施行する。

（研究所規程の廃止，基盤研究部門に関わる研究所要綱の制定による変更）

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2013年11月12日から施行する。
(選出員数の変更)

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2014年10月21日から施行する。
(被選任資格者の資格、得票数同数の場合の選出方法、

次点の決定及び欠員の補充の変更)

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2017年7月21日から施行する。
(選出区分、所長指名による選出区分および選出員数の
表記変更)

人文科学研究所各種小委員会内規

人文科学研究所の充実をはかり、各種事業の推進を円滑にするため、次のとおり小委員会を設ける。

小委員会は、運営委員若干名により構成し、運営委員会の諮問を受けて審議し、運営委員会に答申するものとする。なお、小委員会には、運営委員会の議を経て、所員若干名を加えることができる。

1. 将来計画委員会

運営委員全員を将来計画委員とし、研究所の改善に関する長期計画を、立案・審議する。

2. 出版刊行委員会

研究所の機関誌およびその他の刊行物につき、次の事項を審議し、刊行する。

- (1) 紀要の刊行
- (2) 年報の刊行
- (3) 叢書の刊行
- (4) 所報の発行
- (5) その他

3. 公開文化講座開催委員会

公開文化講座の開催につき、次の事項を審議する。

- (1) 総合テーマの選定
- (2) 開催日時および講師司会者の選定
- (3) 講演集の刊行
- (4) その他

4. 研究費申請審査委員会

各種研究費の申請に基づき審査する。なお、審査の方法については別に定めるものとする。

5. 制度検討委員会

研究所の諸規程および各種研究制度の改善につき、次の事項を審議する。

- (1) 研究所規程の検討
- (2) 内規の検討および案文の作成
- (3) 研究制度の検討
- (4) その他

附 則

1. この内規は、昭和57年12月1日から施行する。
2. 昭和60年5月改正内規は、昭和60年5月10日から施行する。
(注 出版刊行委員会、将来計画委員会の新設、および叢書刊行委員会、所報発行委員会の解消)
3. この内規は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。
(注 小委員会構成員の変更、不要条項の削除、字句の修正と条数の異動)
4. この内規は、2017年(平成29年)7月21日から施行する。
(注 研究費申請審査委員会の新設、および選書委員会の解消)

人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、基盤研究部門に関わる研究所要綱(以下「要綱」という。)第4条第1号に定める各種研究の助成のうち、人文科学研究所が実施する個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(研究種目)

第2条 個人研究とは、特定の研究課題について、人文科学研究所(以下「本研究所」という。)の所員が

単独で実施する研究をいう。

- (2) 個人研究は次の2種類とする。

第1種 2年 70万円以内(各年度)

第2種 2年 20万円以内(各年度)

2 共同研究とは、共通の課題について、2名以上の所員が共同して実施する研究をいう。

- (2) 共同研究の期間は、2年とし、助成額は各年度100万円以内とする。

3 総合研究とは、第1種は3専攻分野以上、4名以上

の所員，第2種は2専攻分野以上，3名以上の所員をもって一定期間研究し，研究所の業績として位置づけられ，かつ当該研究分野に新しい知見を加える研究をいう。

(2) 総合研究は次の2種類とする。

第1種 3年 300万円以内（各年度）

第2種 3年 200万円以内（各年度）

(3) 総合研究の研究員の構成が1専攻分野の所員によるものであっても，総合研究の趣旨に添う場合は，人文科学研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て認められることがある。

(4) 総合研究は，その研究内容に応じて，社会科学研究所および科学技術研究所の所員を研究員として参加させることができる。

(5) 総合研究の遂行上，本学に共同研究者を得がたい場合は，「要項」第3条第2項の定めにより所員以外の者を運営委員会の議を経て，研究担当者として認めることがある。

(6) 総合研究の課題は，所員の選定したもののほか，運営委員会が企画・設定したものとする。

(7) 総合研究には，研究代表者として所員1名を置かなければならない。研究代表者は，当該総合研究を総括する。

(8) 役職等のため，責任担当時間を軽減されている者は，研究代表者となることができない。

(募集)

第3条 研究所長は，運営委員会の議を経て，個人研究，共同研究及び総合研究を募集しなければならない。

(申請)

第4条 所員は，運営委員会が定めた募集要領により，個人研究，共同研究及び総合研究を申請しようとする場合は，所定の申請書により申請しなければならない。

2 所員は，個人研究，共同研究及び総合研究に重複して申請することはできない。

3 研究遂行のため，海外調査出張を行う場合は，予め申請書に記載しなければならない。

4 前項の海外調査出張の旅費等の取り扱いについては，別に定める。

5 長期在外研究に従事する者は，当該の在外研究期間中は，研究員となることができない。

(交替の禁止)

第5条 研究員（所員以外の研究員を含む）は，当該研究期間中交替することはできない。但し，運営委員会が特に交替を認めた場合は，この限りではない。

(審査)

第6条 申請された個人研究及び共同研究の審査は，本研究所運営委員若干名の審査委員をもって組織する研究費申請審査委員会（以下「審査委員会」という）が，これを行う。

2 申請された総合研究の審査は，研究所長及び審査委員会が，これを行う。

3 当該研究に直接利害関係を有する審査委員は，その審査に加わることができない。

4 審査委員会は，研究代表者又は研究代表者が指名する者の出席を求め，研究の目的，実施計画等について聴取することができる。

(採否)

第7条 個人研究，共同研究及び総合研究については，運営委員会が審査委員会の審査結果を審議し，採否を決定する。

2 研究所長は，個人研究，共同研究及び総合研究を申請した所員に文書で採否を通知する。

(研究費の助成)

第8条 運営委員会は，個人研究，共同研究及び総合研究の採用を決定した課題について，別に定める助成基準により，助成額を決定する。

(研究実施状況の報告)

第9条 個人研究，共同研究及び総合研究を実施する研究員は，毎年度末に研究の実施状況を，個人研究は1,800字以上2,400字以内，共同研究及び総合研究は3,600字以上4,800字以内とし，研究所長に提出しなければならない。

2 個人研究，共同研究及び総合研究の実施状況は，年報に掲載する。

(研究成果概要)

第10条 研究員は，研究成果（紀要に掲載する論文及び叢書）提出の際に，1,000字程度の研究成果概要を研究所長に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第11条 研究成果の公表を書籍又は学術雑誌等で行なう場合は，必ず本研究費助成の研究成果であることを本文中に明記しなければならない。

2 研究成果の公表を口頭発表で行なう場合は，必ず本研究費助成の研究成果であることを発表時に表明しなければならない。

(研究成果の提出)

第12条 個人研究の研究成果は，研究終了年の9月までに，第1種は36,000字以上48,000字以内，第2種は14,000字以上19,000字以内とし，研究所長に提出しなければならない。

- 2 共同研究の研究成果は、研究終了年の9月末までに、43,000字以上57,000字以内とし、研究所長に提出しなければならない。
- 3 総合研究の研究成果は、研究期間終了後2年以内に、第1種は216,000字以上288,000字以内、第2種は180,000字以上240,000字以内とし、研究所長に提出し、3年以内に本研究所の叢書として刊行しなければならない。
- 4 研究成果本文が欧文以外の場合、500語前後の欧文概要を添付しなければならない。
- 5 研究成果の分量には、図、表、写真、レジュメ等を含めるものとする。

(研究成果の評価)

- 第13条 研究所長は研究員から提出された研究成果について評価を行わなければならない。
- 2 運営委員会が必要と認めた場合は、研究成果の評価について、当該研究分野の専門家の意見を聞くことができる。
 - 3 研究所長は、研究員から提出された研究成果の評価を文書で研究員に通知する。
 - 4 研究所長は、研究成果として相応しくないと評価した場合、研究員に対して、改めて研究成果の再提出を求めることができる。
 - 5 研究成果の再提出を求められた研究員は、運営委員会が決定した期間の内に研究成果を研究所長に提出しなければならない。

(研究成果の発表)

- 第14条 研究員は、評価を受けて研究成果として認められた研究成果を発表しなければならない。
- 2 個人研究・共同研究の研究成果は、これを本研究所の紀要又は欧文紀要に掲載する。
 - 3 総合研究の研究成果は、これを本研究所の叢書として刊行する。

(研究成果の活用)

- 第15条 研究員は、研究成果を講演会・シンポジウム

の開催、又は教育・研究に積極的に活用しなければならない。

(研究費の返還)

- 第16条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合または、研究成果が提出されている場合でも、人文科学研究所の査読に関する内規第4条の基準を満たしていない場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

(内規の改廃)

- 第17条 この内規の改廃は、運営委員会の議決によるなければならない。

附 則

- 1 この内規は、2003年4月1日から施行する。
- 2 旧内規により現に研究員となっている者の取扱いは従前による。

附 則

この内規は、2007年4月1日より施行する。

(研究所規程の廃止、基盤研究部門にかかわる研究所要綱の制定)

附 則

- 1 この内規は、2013年4月1日から施行する。
 - 2 改正後の第14条の規定は、2013年度以降に採択された研究から適用する。
- (代替論文の廃止に伴う改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2017年7月21日から施行する。
- (注：各種提出物の原稿枚数表記から文字数への変更)
(注：研究成果の重複の禁止についての追記)
(注：欧文概要提出についての追記)
(注：研究費返還についての追記)

人文科学研究所研究種目別研究実施報告及び研究成果提出一覧

2017年7月21日改正

研究種目	研究期間	助成額	研究組織	研究実施報告		研究成果提出			
				文字数	提出期限	掲載誌	文字数	提出期限	掲載誌
個人研究	第1種 2年	70万円以内 (各年度)	単独	1,800字以上 2,400字以内	毎年度末	年報	36,000字以上 48,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種 2年	20万円以内 (各年度)	単独				14,000字以上 19,000字以内		
共同研究	2年	100万円以内 (各年度)	2名以上	3,600字以上 4,800字以内	毎年度末	年報	43,000字以上 57,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
	3年	300万円以内 (各年度)	3専攻分野以上 に渡り4名以上	3,600字以上 4,800字以内	毎年度末	年報	216,000字以上 288,000字以内	研究期間終了後、 2年以内	
総合研究	第1種 3年	200万円以内 (各年度)	2専攻分野以上 に渡り3名以上				180,000字以上 240,000字以内		研究終了年の 9月末日
	第2種 3年	100万円～ 120万円	単独				18,000字以上 24,000字以内		
特別研究	第1種 1年	70万円～ 100万円未満	単独				14,000字以上 19,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
	第2種 1年	70万円未満	単独				11,000字以上 14,000字以内		
	第3種 1年	70万円未満	単独						

注(1) 図、表、レジュメ等も原稿枚数に含む。

(2) 特別研究第1種において、6ヶ月以上の移住をとらなう学外研究機関の利用、海外渡航、野外調査等を必要とするものについては、150万円を限度として助成することができる。

研究所客員研究所員に関する内規

- 1 明治大学研究所規程第3条第2項に定める客員研究所員についてはこの内規による。
- 2 研究所における総合研究の推進上必要あるときは、学外の研究者を客員研究所員として当該研究に参加させることができる。
- 3 資格条件は、学術・研究・教育機関において現に専任者として勤務している者およびこれに準ずる者で、各研究所運営委員会が審査し、その推薦にもとづいて学長が委嘱する。

附 則

1. 本内規は、昭和42年5月1日から施行する。
2. 昭和49年改正内規は昭和49年2月18日から施行する。(明治大学外国人研究者取り扱いに関する規程昭和49年1月12日施行にともない外国人に関する適用削除)
3. 昭和61年改正内規は昭和61年12月15日から施行する。
4. 2002年改正内規は2002年12月16日から施行する。(研究所規程改正)

明治大学特別研究者制度規程

昭和59年11月12日制定

昭和59年規程第91号

(目的・趣旨)

第1条 明治大学(以下「本大学」という。)は、専任教員の研究活動を促進し、教育・研究水準の向上を図るため、明治大学特別研究者(以下「特別研究者」という。)の制度を設ける。

(特別研究者)

第2条 特別研究者は、授業その他の校務を免除され、一定期間研究に専念する。

(資 格)

- 第3条 特別研究者になれる者は、専任教員として就任した年度から継続して5年以上勤務した者とする。
- 2 第2回目以降の資格については、この規程により特別研究者となった年度の翌年度から起算し、継続して6年以上勤務した者とする。

(研究期間)

- 第4条 研究期間は、1年以内とし、毎年度4月1日から開始する。
- 2 研究期間は、その長短にかかわらず、1回分として取り扱う。

(割当数)

- 第5条 特別研究者の割当数は、別表のとおりとする。
- 2 ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科及び会計専門職研究科においては、3研究科合わせでの割当数とし、これに係る調整は、専門職大学院長が行う。
- 3 別表中の調整分については、学長が学部長会の意見を聴いて調整し、割り当てる。

(申 請)

第6条 特別研究者に応募しようとする者は、所属する学部長又は専門職大学院研究科長(以下「所属長」という。)に所定の申請書を提出する。

(決 定)

第7条 特別研究者は、当該教授会で候補者を選び、学部長会を経て、学長が理事会へ推薦する。

(研究成果の報告)

第8条 特別研究者は、研究期間終了後、速やかに所定の研究報告書を、所属長を経て、学長に提出しなければならない。

(研究期間終了後の勤務)

第8条の2 特別研究者となった者は、研究期間終了後、最低3年間、本大学の専任教員として勤務しなければならない。

(事務所管)

第9条 特別研究者に関する事務は、研究推進部が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和59年11月12日から施行する。
- 2 明治大学特別研究員暫定取り扱い要領(例規第69号)は、廃止する。
- 3 この規程施行前に明治大学特別研究員暫定取り扱い要領で特別研究員となった者(昭和60年度特別研究員を含む。)は、この規程による特別研究者とみなす。
- 4 昭和59年11月12日改正前の研究所規程第7条の国内研究員又は同規程第8条の特別研究員となった

者は、この規程による特別研究者として、1回取り扱われたものとみなす。

(通達第 451 号)

附 則 (昭和 62 年規程第 1 号)

この規程は、昭和 62 年 5 月 1 日から施行する。

(通達第 560 号) (注 事務組織暫定規程の施行に伴う改正)

附 則 (昭和 63 年規程第 7 号)

この規程は、昭和 63 年 11 月 28 日から施行する。

(通達第 608 号) (注 別表の割当数の 4 年ごとの調整に伴う改正)

附 則 (昭和 63 年規程第 12 号)

この規程は、1989 年(平成元年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 617 号) (注 理工学部設置に伴う別表の工学部の名称の改正及び年度表記を西暦に改める)

附 則 (1991 年規程第 7 号)

(施行期日)

1 この規程は、1992 年(平成 4 年) 4 月 1 日から施行する。

(割当数に関する経過措置)

2 この規程施行の際、現に改正前の別表の規定による学部・短期大学の割当数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通達第 678 号) (注 別表の割当数の 4 年ごとの調整に伴う改正)

附 則 (1995 年度規程第 5 号)

(施行期日)

1 この規程は、1995 年(平成 7 年) 7 月 18 日から施行する。

(研究期間終了後の勤務に関する経過措置)

2 この規程による改正後の第 8 条の 2 の規定は、1998 年度(平成 10 年度)以後の年度の特別研究者から適用し、1995 年度(平成 7 年度)から 1997 年度(平成 9 年度)までの特別研究者については、なお従前の例による。

(割当数に関する経過措置)

3 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

(通達第 811 号) (注 特別研究者の研究終了後の勤務を義務付け、及び割当数を 1998 年度から 2001 年度までの 4 年間現行どおりとするための当該条項及び別表の改正)

附 則 (1999 年度規程第 11 号)

(施行期日)

1 この規程は、1999 年(平成 11 年) 10 月 26 日から

施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている学部・短期大学の特別研究者の数については、なお従前の例による。

(通達第 1020 号) (注 別表の割当数の 4 年ごとの調整に伴う改正)

附 則 (2004 年度規程第 16 号)

(施行期日)

1 この規程は、2005 年(平成 17 年) 1 月 19 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第 1331 号) (注 情報コミュニケーション学部、大学院ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科及び法科大学院の開設並びに割当数の 4 年ごとの調整に伴う改正)

附 則 (2007 年度規程第 21 号)

この規程は、2007 年(平成 19 年) 9 月 10 日から施行する。

(通達第 1562 号) (注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2008 年度規程第 33 号)

(施行期日)

1 この規程は、2008 年(平成 20 年) 10 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第 1737 号) (注 国際日本学部及び専門職大学院の開設並びに割当数の 4 年ごとの調整に伴う改正)

附 則 (2009 年度規程第 7 号)

この規程は、2009 年(平成 21 年) 6 月 10 日から施行し、改正後の規定は、同年 4 月 22 日から適用する。

(通達第 1807 号) (注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2011 年度規程第 10 号)

(施行期日)

1 この規程は、2011 年(平成 23 年) 10 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取

り扱いについては、なお従前の例による。

(通達第 2036 号) (注 別表の割当数の 4 年ごとの調整に伴う改正)

附 則 (2012 年度規程第 19 号)

この規程は、2013 年(平成 25 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2114 号)(注 総合数理学部の開設に伴う改正)

附 則 (2015 年度規程第 21 号)

(施行期日)

1 この規程は、2016 年(平成 28 年) 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の別表の規定により割り当てられている特別研究者の数及びその取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第 2389 号) (注 別表の割当数の 4 年ごとの調整に伴う改正)

附 則 (2017 年度規程第 36 号)

この規程は、2018 年(平成 30 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2538 号) (注 法科大学院法務研究科を専門職大学院に位置付けることに伴う改正)

別 表 学部・研究科の割当数

学部・研究科	年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	4年間計
法 学 部		3	2	3	3	11
商 学 部		3	3	3	4	13
政 治 経 済 学 部		3	4	3	3	13
文 学 部		3	4	4	3	14
理 工 学 部		5	5	5	5	20
農 学 部		3	2	2	3	10
経 営 学 部		2	2	2	2	8
情報コミュニケーション学部		1	2	1	1	5
国 際 日 本 学 部		1	1	1	1	4
総 合 数 理 学 部		1	2	1	1	5
ガバナンス研究科						
グローバル・ビジネス研究科		1	1	2	1	5
会 計 専 門 職 研 究 科						
法 務 研 究 科		2	1	1	1	5
調 整 分		2	2	2	2	8
計		30	31	30	30	121

(注) 別表記載の割当数については、おおむね 4 年ごとに調整する。

特別研究者に対する研究費助成に関する基準

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、基盤研究部門にかかわる研究所要綱第 4 条第 1 号に基づき、特別研究者に対する研究費助成に関する必要事項を定めるものとする。

(助成基準)

第 2 条 特別研究者に対する助成は、次の基準による。

1. 特別研究 第 1 種

100 万円以上 120 万円までとする。

ただし、① 6 ヶ月以上の移住をともなう学外研究機関の利用、② 海外渡航、③ 野外調査等を必要とするものについては、150 万円を限度として助成することができる。

2. 特別研究 第 2 種

70 万円以上 100 万円未満とする。

3. 特別研究 第 3 種

70 万円未満とする。

(申 請)

第 3 条 特別研究費の申請は、原則として、特別研究実施前年度の所定の期日までに所定の申請書を所属する研究所へ提出する。

(調 整)

第 4 条 特別研究の申請件数及び申請額が三研究所間で不均衡を生じた場合は、三研究所長が調整を図るものとする。

(決 定)

第 5 条 特別研究申請の採否および研究費交付額は、各研究所運営委員会が定める運用上の細則に基づき、審議決定する。

(基準の改廃)

第 6 条 この基準の改廃は、各研究所運営委員会の議

を経なければならない。

附 則

この基準は、昭和 62 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この基準は、2009 年（平成 21 年）7 月 22 日から施

行する。（注：海外渡航費の比率を研究費の 40 パーセントを上限とすることに伴う改正）

附 則

この基準は、2013 年（平成 25 年）5 月 1 日から施行する。（注：海外渡航費の上限を撤廃することに伴う改正）

人文科学研究所の特別研究者に対する研究費助成に関する基準の運用細則

（趣 旨）

1. この細則は、特別研究者が「特別研究者に対する研究費助成に関する基準」（以下「助成基準」という。）に基づき、人文科学研究所から研究費の助成を受ける場合についての必要事項を定める。

（研究種目）

2. 特別研究者は、次の研究種目を申請することができる。

- (1) 総合研究
- (2) 共同研究
- (3) 特別研究

（申請の時期）

3. 総合研究および共同研究については、それぞれ所定の募集時期に申請するものとする。

- (2) 特別研究については、各学部教授会において特別研究者候補者として決定された日から、助成基準に定める締切日（実施前年度の所定の期日）までの間に、所定の手続きにより申請しなければならない。

（申請の制限）

4. 特別研究は、総合研究および共同研究と重複して申請することはできない。

（特別研究の申請基準）

5. 特別研究の申請区分および申請金額は、次の基準による。

- (1) 第 1 種 申請額 100 万円～120 万円
海外出張、または大規模な野外調査等を必要とする特定の研究課題について研究を行う場合、150 万円を限度として申請することができる。
- (2) 第 2 種 申請額 70 万円～100 万円未満
- (3) 第 3 種 申請額 70 万円未満

（特別研究の募集人員）

6. 特別研究の募集人員は次のとおりとする。

- (1) 第 1 種 2～3 名程度
- (2) 第 2 種 1～2 名程度
- (3) 第 3 種 若干名

（特別研究の採否）

7. 特別研究の申請に関する種目の調整、採否および交付額については、運営委員会が審議決定する。なお、

必要に応じて申請者に研究計画の説明を求めることがある。

（特別研究費による海外研究調査出張）

8. 特別研究費による海外出張については、第 1 種、第 2 種、第 3 種のいずれも、これに充当することができる。海外出張の取り扱いについては、別に定める。

（研究成果の提出）

9. 研究成果の提出については、研究期間終了年の 9 月末日までに提出するものとする。

(2) 研究成果の提出は、次のとおりとし、紀要に掲載する。

- | | |
|-------|-----------------------|
| 第 1 種 | 18,000 字以上 24,000 字以内 |
| 第 2 種 | 14,000 字以上 19,000 字以内 |
| 第 3 種 | 11,000 字以上 14,000 字以内 |

（研究費の返還）

10. 運営委員会は、研究成果提出期限を経過しても、研究成果が提出されなかった場合または、研究成果が提出されている場合でも、人文科学研究所の査読に関する内規第 4 条の基準を満たしていない場合は、当該研究員にその事由を聴取し、運営委員会の決議を経て研究費の返還を求める。

附 則

1. この細則は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。
2. この細則は、毎年度特別研究者募集以前に、運営委員会において検討する。

附 則

1. この細則は、1991 年（平成 3 年）4 月 1 日から施行する。（所報第 20 号）

（注 第 5 条の「遠隔地への」を削除）

附 則

1. この細則は 1992 年（平成 4 年）4 月 1 日から施行する。

（注 研究成果の原稿枚数、提出期限および掲載誌の変更）

附 則

1. この細則は、2003 年（平成 15 年）4 月 1 日から施行する。

（注 研究種目の改正により、重点共同研究を削除）

附 則

1. この細則は、2013年（平成25年）5月1日から施行する。

（注 研究所研究費の海外出張に関する内規の廃止により、海外出張に関わる条文を削除）

附 則

（施行期日）

1. この細則は、2015年12月12日から施行する。

2015年特別研究費の助成を受ける者から適用する。

（注 研究費返還についての追記）

附 則

（施行期日）

1. この細則は、2017年7月21日から施行する。
2018年度特別研究費の助成を受ける者から適用する。
（各種提出物の原稿枚数表記から文字数表記への変更、研究費返還についての追記）

明治大学研究推進員及び研究支援者の採用等に関する規程

2006年3月30日制定

2005年規程第29号

（趣 旨）

第1条 この規程は、明治大学（以下「本大学」という。）における研究活動の促進を図ることを目的として、研究を遂行する上で必要となる研究推進員及び研究支援者の採用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 2 この規程は、科学研究費助成事業による研究、学外諸機関との共同研究及び外部から委託された受託研究並びにその他本大学が認めた研究に適用する。

（定 義）

第2条 この規程において「研究推進員」とは、一定の期間、研究スタッフとして本大学が認めた研究の遂行業務に従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 専門研究員
- (2) 博士研究員（ポスト・ドクター）（以下「博士研究員」という。）
- (3) グローバル COE 博士課程研究員
- (4) 研究員
- (5) 客員研究員

- 2 この規程において「研究支援者」とは、本大学の専任教員が研究代表者となる研究の遂行業務に一定の期間、研究スタッフの補助者として従事する者であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) リサーチ・アシスタント（プロジェクト型）（以下「RA」という。）
- (2) 研究技術員
- (3) 補助研究員

（研究推進員の資格）

第3条 専門研究員となることができる者は、博士の学位を取得している者であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従

事するものとする。

- 2 博士研究員となることのできる者は、博士の学位を取得している者（社会科学及び人文科学の分野にあっては、博士の学位を取得している者に相当する能力を有する者を含む。）であって、当該研究にかかわる一定の職務を分担して研究に従事するものとする。
- 3 グローバル COE 博士課程研究員となることのできる者は、本大学大学院博士後期課程に在籍する者であって、グローバル COE の研究に従事するものとする。
- 4 研究員となることのできる者は、自然科学分野に係る修士の学位を取得し、かつ、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者であって、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、高度かつ専門的な知識及び能力、熟練した技術等を必要とする業務に従事するものとする。
- 5 客員研究員となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、当該研究の参加において雇用契約を要しないものとする。
 - (1) 博士の学位を取得している者又はこれと同等以上の研究業績を有する者
 - (2) 独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「学術振興会特別研究員」という。）等本大学が学外諸機関から受け入れる研究員
- 6 前項第2号のうち、学術振興会特別研究員として本大学の客員研究員となることのできる者は、特別研究員 PD、特別研究員 SPD 及び特別研究員 RPD に限る。

（研究支援者の資格）

第4条 RA となることのできる者は、明治大学 RA・TA 及び教育補助講師採用規程に定める資格を有する者とする。

- 2 研究技術員となることのできる者は、本大学の研究プロジェクト等の研究支援のため、大型機器、特

殊機器等の操作等にかかわる特殊技術又は熟練した技術を必要とする業務に従事する者とする。

- 3 補助研究員となることができる者は、本大学の研究プロジェクト等の実施に必要な補助的業務に携わる者であって、当該業務を遂行する上で必要な能力を有するものとする。

(採用等手続)

第5条 研究代表者は、研究推進員又は研究支援者の採用を希望するときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を当該研究を所管する部署を通じて研究・知財戦略機構長（以下「機構長」という。）に提出し、採用申請を行う。

- (1) 採用申請書
- (2) 履歴書
- (3) 推薦書
- (4) その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、客員研究員の受入申請を行うときは、当該候補者にかかわる次に掲げる申請書類を提出する。

- (1) 受入申請書
- (2) その他必要な書類

3 前2項の申請にかかわる採用等は、研究・知財戦略機構会議に付議し、その承認を得るものとする。

(雇用契約、採用期間等)

第6条 研究推進員（客員研究員を除く。）及び研究支援者は、学校法人明治大学（以下「法人」という。）と雇用契約を締結し、採用期間は、1年以内の範囲で契約に定めるものとする。

2 雇用契約は、年度ごとに行う。

3 雇用契約は、当該研究の終了までを限度として、更新をすることができる。ただし、当初の採用日から起算して、専門研究員、博士研究員、研究員、RA、研究技術員及び補助研究員にあってはそれぞれ5年を、グローバルCOE博士課程研究員にあっては3年を限度とする。

4 本大学の博士研究員、グローバルCOE博士課程研究員及びRAであった者は、前項の規定により雇用契約の更新をする場合を除き、当該雇用契約終了後、再度、同一の職に採用することができない。

5 本大学の専門研究員、研究員、研究技術員及び補助研究員で、当初の採用日から起算して5年が経過したことにより契約を終了した者は、当該契約終了日から6か月以上経過した場合に限り、他の研究を行うため、再度、同一の職に採用することができる。この場合における雇用契約は、第1項から第3項までの規定を準用する。

(受入期間)

第7条 客員研究員に係る受入期間は、当該研究の実施期間の範囲内で、個々に定める期間とする。

(給与等)

第8条 研究推進員（客員研究員を除く。次項において同じ。）及び研究支援者の給与、通勤手当（以下「給与等」という。）及び勤務時間は、それぞれの雇用契約において定める。

2 研究推進員及び研究支援者への給与等の支払は、法人が行うものとし、当該給与等の支払額及び各種保険料（法人負担分）は、当該研究に対し交付される研究費をもって充当しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号に規定する博士研究員のうち、学長が示す教員人事基本方針に基づき、学部長会及び理事会が承認した博士研究員並びに同項第3号に規定するグローバルCOE博士課程研究員については、法人が給与等を支給する。

4 前項に規定する博士研究員及びグローバルCOE博士課程研究員の給与等については、別に定める。

(身分の喪失)

第9条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、研究推進員又は研究支援者の身分を失うものとする。

- (1) 採用期間又は受入期間が満了したとき。
- (2) 雇用契約を締結した者が退職を申し出て、雇用契約を解除したとき。
- (3) 客員研究員である者が当該研究の参加中止を申し出て、研究代表者がこれを了承したとき。
- (4) 当該研究が終了又は中止したとき。
- (5) 心身の故障により、職務遂行が困難であり、又は不適当であると認められるとき。
- (6) 勤務状態が著しく不良で、職務遂行に適さないと認められるとき。
- (7) 本大学に重大な損害を与え、又は名誉を汚す行為のあったとき。

(所 属)

第10条 研究推進員及び研究支援者の所属は、研究・知財戦略機構とする。

(呼 称)

第11条 研究推進員及び研究支援者の呼称は、第2条に掲げる当該の名称に明治大学を付したものとする。ただし、必要に応じて、当該研究の名称又はその略称を括弧書きで付することができる。

(証明書の発行)

第12条 研究推進員及び研究支援者には、身分証及び

採用又は受入履歴に関する証明書を発行することができる。

(本大学の施設の利用)

第13条 研究推進員及び研究支援者は、必要に応じて、本大学の教育研究施設・設備を利用することができる。この場合において、研究推進員及び研究支援者は、当該施設・設備に係る管理者に対し、校規に準じて許可を得るものとする。

(知的財産権)

第14条 研究推進員及び研究支援者との研究により生じた知的財産権については、明治大学発明等に関する規程に定める。

(実施細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究推進員及び研究支援者の取扱い及びこの規程の施行に関し必要な事項は、当該研究の実施要領、受託契約等に基づき、別に定めることができる。

附 則 (2005年度規程第29号)

(施行期日)

1 この規程は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 明治大学研究支援者に関する要綱(2003年度例規第7号)は、廃止する。

(通達第1448号)

附 則 (2008年度規程第34号)

この規程は、2008年(平成20年)10月2日から施行する。

(通達第1739号)(注 グローバルCOE博士課程研究員の新設に伴う改正)

附 則 (2013年度規程第22号)

この規程は、2014年(平成26年)3月20日から施行し、改正後の規定は、2013年(平成25年)4月1日から適用する。

(通達第2238号)(注 研究推進員及び研究支援者に係る採用期間の変更等に伴う改正)

附 則 (2016年度規程第8号)

この規程は、2016年(平成28年)10月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第1号及び第2号に規定する研究推進員の雇用契約、採用期間等の通算期間については、各名称変更前の資格に係る採用日から起算する。

(通達第2414号)(注 研究員の新たな新設及び資格名称、採用資格等の変更に伴う改正)

研究所主催の講演会等における謝礼金及び旅費の支給に関する暫定基準

昭和59年1月19日

理 事 会 承 認

(趣 旨)

1. この基準は、社会科学研究所、人文科学研究所及び科学技術研究所が主催する公開講演会、公開講座及び国際シンポジウム等(以下「講演会等」という。)の講師、司会者及び通訳に対する謝礼金及び旅費の支給について、暫定的に定める。

(謝礼金及び旅費の支給)

2. 謝礼金及び旅費は、直接本人に支給する。ただし、本学の専任教職員には、この基準による旅費を支給しない。

(謝礼金及び旅費の種類)

3. 謝礼金及び旅費の種類は、次のとおりとする。

- (1) 謝礼金は、講演料、司会者謝礼及び通訳謝礼の3種とする。
- (2) 旅費は、交通費及び滞在費の2種とする。

(支給額)

4. 謝礼金及び旅費の支給額は、次のとおりとする。

- (1) 謝礼金

謝礼金は、通訳謝礼を除き、税込額とし、その額は、次のとおりとする。ただし、講演料及び通訳謝礼の支給額については、各研究所長が基準内でその都度決定する。

ア 講演料(2時間を基準とし、半日以内)

(ア) 本学専任教職員 40,000円以内

(イ) (ア)以外の者 70,000円以内

ただし講演会が半日を越えて行われる場合は、100,000円以内とする。

イ 司会者謝礼

(ア) 半日以内の場合 6,000円

(イ) 半日を越える場合 10,000円

ウ 通訳謝礼(2時間を基準とし、半日以内)

(ア) 本学専任教職員 40,000円以内

(イ) (ア)以外の者 50,000円以内

ただし講演会等が半日を越えて行われる場合は、80,000円以内とする。

(2) 旅費

旅費は次のとおりとする。

ア 交通費

(ア) 外国人講師 居住地から東京までの往復航空運賃（原則としてエコノミークラス）

(イ) 日本人講師 東京から101km以上の者について、学校法人明治大学専任教職員旅費規程に準ずる。

イ 滞在費

(ア) 外国人講師 1泊20,000円以内で5泊を限度とする。

(イ) 日本人講師 特に必要な場合に限り、15,000円以内とする。

附 則

この基準は、昭和59年4月1日から施行する。

人文科学研究所の査読に関する内規

(査読制度の目的)

第1条 明治大学人文科学研究所が公表する研究成果（紀要に掲載する論文及び叢書）が人文科学の発展に寄与しうるよう、その質的な向上を図ることを目的として、査読制度を設ける。

(査読の対象)

第2条 人文科学研究所が公表する研究成果は、査読の対象とする。

(査読者)

第3条 人文科学研究所運営委員会（以下、運営委員会という。）は、査読対象論文と同一のもしくは近接する研究領域を専攻する所員から叢書論文の場合は3名、その他の論文の場合は1名ないし2名を選任し、査読を委嘱するものとする。ただし、所員から査読者が得られないときは、所員以外の研究者（学外者を含む）を選任・委嘱することができる。

2 査読者は匿名とし、公表しない。

(査読基準)

第4条 査読者は提出された原稿の内容と形式から次のような判定を行う。

A：適当である。

B：一部修正のうえ再提出を要する。

C：大幅に修正のうえ再提出を要する。

D：不適当である。

2 BもしくはC判定の通知を受けた執筆者は、3週間以内に修正を行うこととする。

3 日本語以外の原稿で、かつ、執筆者が当該言語を母国語としない場合は、当該言語を母国語とする者によって文章の校閲を受けていることとする。査読者はその校閲の状況も判定要素とする。

(査読結果の報告)

第5条 査読者は運営委員会に文書をもって査読結果を報告する。

2 査読者は、DもしくはCまたはBと判定する場合は、運営委員会にその理由を付して報告する。

(採 否)

第6条 運営委員会は査読者の報告を受けて審議を行い、採否を決定する。

2 人文科学研究所長は、運営委員会の議を経てのち、判定結果を速やかに執筆者に通知する。

3 BもしくはC判定の執筆者が修正原稿を提出した場合は、運営委員会は修正内容を確認し判定を行う。

4 査読者の評価中、Dが一つでも含まれていれば不採用とする。

5 その他の場合は、運営委員会において適宜判断するものとする。

(異議申立・再査読)

第7条 論文等が不採用とされた執筆者は、査読結果に不服がある場合は、運営委員会に理由書を付して再査読を要求することができる。

2 運営委員会は上の要求を適切と認めた場合は、速やかに前回とは異なる査読者を選定し、再査読を実施する。

3 再査読の手続きとその結果報告は、査読手続きに準じて行われる。

附 則

1. 本内規の施行期日は2007年4月1日とし、同日以降に刊行される紀要に掲載する論文及び叢書から適用する。

2. この内規は2017年7月21日から施行する。（査読制度の目的及び査読の対象の表記変更）

人文科学研究所叢書応募要領

1. 目的

叢書刊行の主旨は、学術的水準が高いにも関わらず、研究分野や研究歴等の関係で出版の機会を得にくい業績に対し、その機会を与えようとするものである。

2. 資格

人文科学研究所の所員とする。

3. 原稿

以下のいずれかに該当する原稿とする。

- (1) 未発表の書き下ろし原稿
- (2) 原稿の一部あるいは大部分が既発表の論文であっても、叢書の原稿として全体が体系的に再構成されたもの

4. 文字数

180,000 字以上 240,000 字以内とする。

5. 提出原稿

提出原稿は、完全清書原稿あるいはプリントアウト完全原稿とする。

6. 提出・受理

提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定する。

7. 採否

運営委員会により受理された原稿は、運営委員会が委嘱する3名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

附 則

1. この要領は 2007 年 4 月 1 日より施行する。
2. この要領は 2013 年 8 月 1 日より施行する。(原稿の条件の改正)
3. この要領は 2017 年 7 月 21 日より施行する。(原稿枚数表記から文字数表記への変更)

人文科学研究所紀要応募要領

1. 資格

人文科学研究所の所員とする。

ただし、大学院博士後期課程の学生は、指導教授の推薦を得て応募することができる。

2. 募集件数

そのつど運営委員会が決定する。

3. 枚数

日本文の場合は400字詰原稿用紙150枚(60,000字)、欧文の場合はA4判用紙にダブルスペースで50枚(1行66字、1ページ28行以内)を限度とする。ただし、図版・写真・表紙等は、原稿枚数に含む。

4. 体裁

「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。

5. 凸版原図

版下図は著者において作成する。

6. 校正

原則として2校までとし、校正に際しては大幅な書き直しは認めない。

7. アート紙の使用

予算との勘案で自己負担とする場合がある。

8. レジュメ

日本文の場合は、規定枚数とは別に、欧文レジュメ(約500語)を付する。

9. 採否

運営委員会が必要と認めた場合は、運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。

10. 抜刷

50部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数については、実費とする。

附 則

1. この要領は、1991年(平成3年)4月1日から施行する。(所報20号)
(応募資格の変更)
2. この要領は、1992年(平成4年)4月1日から施行する。
(欧文原稿の作成要領の新設、校正回数の変更、字句の修正、条数の移動)
3. この要領は、1993年(平成5年)4月1日から施行する。
(査読の新設)
4. この要領は、2007年4月1日から施行する。(査読者の人数の変更)

人文科学研究所紀要成果執筆要領

1. 原稿は、未発表のものに限定し、邦文または欧文とする。
2. 邦文の原稿は、原則として横書きとし、新かなづかい、当用漢字を用いることとする。ただし、特殊な用語、引用の場合はその限りではない。
3. 欧文の原稿は、A4判の用紙にダブル・スペースでタイプすることとする（1行66字、1ページ28行以内）。なお、欧文原稿の枚数は各研究（個人研究、共同研究、特別研究）毎に定められている邦文文字数の1/6前後とする。ただし、図版・写真・表紙等は、原稿文字数に含むものとする。
4. 原稿が邦文の場合は、規程文字数とは別に、500語前後の欧文レジュメを付するものとする。
5. 原稿には、論文題目と著者名を記載した表紙をつけることとし、邦文には欧文を併記するものとする。
6. 凸版の原図は、版下図を著者が作成するものとする。ただし、文字・数字および記号等は写植を依頼することができる。
7. 図・表および写真は、B5判以内の大きさを原則とし、それぞれ縮小寸法を指定しなければならない。また挿入位置を朱書きで明記することとする。
8. 数量の単位は、原則として国際単位系とし、術語の略・記号等は所属する学会の慣例に従うこととする。
9. 注は、本文中に注番号を表示し、所属する学会の執筆要領に準じて本文の末尾に文献・注釈欄を設けるものとする。脚注はやむをえない注釈を除き原則として避けるものとする。
10. 校正は、原則として二校まで著者が行うものとする。校正時の論文・図版の改定は原則としてこれを認めない。
11. 運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行う。

附 則

1. この要領は1992年4月1日から施行する。
2. この要領は1994年4月1日から施行する。（注字句の修正）
3. この要領は2007年4月1日から施行する。（査読者の人数の変更）
4. この要領は2017年7月21日から施行する。（原稿表記の追加及び原稿枚数表記から文字数表記への変更）

人文科学研究所欧文紀要 (The Journal of Humanities) 応募要領

1. 資 格
人文科学研究所所員とする。
2. 原 稿
外国語とし、未発表の原稿に限る。（なお、原稿提出前に使用言語を母国語とする人の校閲を受けることが望ましい。）
3. 枚 数
A4判用紙にダブルスペースで50枚（1行66字、1ページ28行以内）を限度とする。ただし、注・文献書誌等すべて原稿枚数に含む。
4. 体 裁
「注」は本文の終わりにまとめること。その他は、各学会の執筆要領に準ずる。なお、5～8語のキーワードを文末に記載すること。
5. 採 否
運営委員会が委嘱する1～2名の査読者により査読を行い、採否の決定は運営委員会が行う。
6. 抜 刷
50部を執筆者に贈呈する。それ以上の希望部数に

ついては、実費とする。

7. その他
人文科学研究所紀要応募要領に準ずる。

附 則

1. この要領は、1995年10月7日から施行する。
2. この要領は、2007年4月1日から施行する。（査読者の人数の変更）
3. この要領は、2017年7月21日から施行する。（原稿の表記の変更）

※研究所研究費については、「明治大学における公的研究費に関する使用マニュアル」をご参照ください。

研究費取り扱いについてのお問い合わせは下記へ	
研究知財事務室	03 (3296) 4135
研究知財事務室 和泉分室	03 (5300) 1451
中野教育研究支援事務室	03 (5343) 8052

※生田キャンパスの方は、研究知財事務室へお問合せください。

2. 2018年度募集人文科学研究所各種募集要項

2018年度人文科学研究所紀要原稿募集について（お知らせ）

人文科学研究所紀要の原稿を下記の要領で募集しますので、お知らせいたします。

記

- 1 募集論文数 5編
- 2 提出書類
 - (1) 人文科学研究所紀要論文申込書
※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。
 - (2) 論文概要
 - ①日本文 1,000字程度
 - ②欧文 500語程度
※ネイティブスピーカーの校閲を受けてください。
 - (3) 完成原稿 40,000程度
(400字詰原稿用紙100枚程度)

※完成原稿はプリントアウト・電子ファイルを提出してください。（電子メール添付不可）

- 3 提出締切日
2018年9月29日（土）正午まで
 - 4 提出先
研究知財事務室 人文科学研究所担当
(駿河台キャンパス グローバルフロント6階)
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp
TEL (内) 60 - 4135 FAX (内) 60 - 4283
 - 5 受理及び採否
提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。
- ※ご不明な点は、研究知財事務室（人文科学研究所担当）までお問合せください。

以上

2018年度人文科学研究所欧文紀要原稿募集について（お知らせ）

人文科学研究所欧文紀要The Journal of Humanitiesの原稿を下記の要領で募集しますので、お知らせいたします。

記

- 1 募集論文数 5編
- 2 提出書類
 - (1) 人文科学研究所欧文紀要論文申込書
※人文科学研究所ホームページからダウンロードしてください。
 - (2) 論文概要
日本語による題名及び1,000字程度の概要
 - (3) 完成原稿
A4判用紙に1行おきで50枚以内
1行66文字（MSワード全角33文字設定）
1ページ28行以内

※完成原稿はプリントアウト・電子ファイルを提出してください。（電子メール添付不可）

- 3 提出締切日
2018年9月29日（土）正午まで
 - 4 提出先
研究知財事務室 人文科学研究所担当
(駿河台キャンパス グローバルフロント6階)
E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp
TEL (内) 60 - 4135 FAX (内) 60 - 4283
 - 5 受理及び採否
提出された原稿の受理については運営委員会がその可否を決定し、受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。
- ※ご不明な点は、研究知財事務室（人文科学研究所担当）までお問合せください。

以上

2019年度人文科学研究所総合・共同・個人研究の募集について（お知らせ）

このことについて、下記の要領で募集しますので、お知らせします。

I. 研究種目・募集件数及び研究費額（予定）

1. 総合研究

- (1) 募集件数 第1種または第2種 1件
- (2) 研究期間 2019年度～2021年度（3年間）
- (3) 研究費 第1種 300万円以内（単年度）
第2種 200万円以内（単年度）

2. 共同研究

- (1) 募集件数 1件
- (2) 研究期間 2019年度～2020年度（2年間）
- (3) 研究費 100万円以内（単年度）

3. 個人研究

- (1) 募集件数 第1種及び第2種
合計で7件程度
- (2) 研究期間 2019年度～2020年度（2年間）
- (3) 研究費 第1種 70万円以内（単年度）
第2種 20万円以内（単年度）

II. 申請書受付開始 2018年10月1日（月）

III. 申請書提出期限 2018年10月31日（火）

午後4時まで

押印した原本を提出してください。

申請書は、下記のホームページからダウンロードしてください。

http://www.meiji.ac.jp/jinbun/bosyu/sougou_kyoudou_kojin_tokubetsu.html

IV. 採 否

運営委員会の審査を経て採否を決定し、結果は12月下旬頃通知する予定です。

V. 申請書提出先

研究知財事務室 人文科学研究所担当
駿河台キャンパス グローバルフロント6階
TEL（内）駿河台60 - 4135

◎留意点

- (1) 応募にあたっては、申請書に添付の「人文科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規」に記されている、成果提出の条件等を必ず確認してください。
- (2) 研究費（総合、共同、個人、特別の各研究費）の重複申請はできません。

(3) 2017年度研究員の方は、研究成果の提出締切日が2018年9月29日（土）となっています。2017年度研究員の方からの応募は、研究成果を提出していることが条件となります。

(4) 長期在外研究に従事する所員は、在外研究期間中は研究員になることができません。人文科学研究所研究員となる予定の者が、長期在外研究員に決定した場合、採択は取り消されます。また、人文科学研究所研究員として研究を開始後に、長期在外研究員となることが判明した場合、採択された研究は中止され、執行した研究費がある場合は、全額返還が求められます。

(5) 研究期間途中で退職される予定の方は申請することができません。研究期間途中でご退職された場合、又は研究グループから離脱した場合、執行した研究費は全額返還が求められます。

(6) 審査の一環として、応募者に対して運営委員会によるヒアリングを実施させて頂く場合もありますので、予めご承知おきください。

(7) 2018年度に研究最終年を迎える研究者が、2019年度の研究費を申請し採択された場合は、条件付きの採択となります。新たに交付される研究費の執行開始は、前の研究成果の査読結果が運営委員会において、承認された日以降となりますのでご留意ください。

(8) この募集は2019年度予算成立前の募集であり、当該予算は2019年2月中旬確定の予定です。研究所予算の削減や採択者数により、内規に記されている金額は大幅な減額を余儀なくされる可能性があることを予めご承知おきください。

(9) 人文科学研究所内規により、研究員は以下のとおり研究の実施状況の報告、研究成果の提出が必要となりますので、ご申請の前に必ずご確認ください。

<研究実施報告>

研究種目		原稿字数	提出期限	掲載誌
総合研究	第1種	3,600字以上 4,800字以内	毎年度末	年報
	第2種			
共同研究	-			
個人研究	第1種	1,800字以上 2,400字以内		
	第2種			

<研究成果提出>

研究種目		原稿字数	提出期限	掲載誌
総合研究	第1種	216,000字以上 288,000字以内	研究期間終了後, 2年以内	叢書
	第2種	180,000字以上 240,000字以内		
共同研究	-	43,000字以上 57,000字以内	研究終了年の 9月末日	紀要
個人研究	第1種	36,000字以上 48,000字以内		
	第2種	14,000字以上 19,000字以内		

以上

2019年度人文科学研究所叢書の原稿募集について(お知らせ)

2018年度人文科学研究所叢書の原稿を、下記の要領で募集します。

記

1. 募集論文数 1編

2. 提出書類

(1) 人文科学研究所叢書論文申込書

(2) 概要

3. 申請書類受付開始 2018年10月1日(月)

4. 申請書類提出期限

2018年10月31日(水)午後4時まで

5. 提出先

研究知財事務室

(駿河台キャンパス グローバルフロント6階)

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

6. 原稿について

(1) 原稿字数: 180,000字以上 240,000字以内

(2) 提出期限: 2018年10月31日(水)午後4時

※ 詳細は、裏面の応募要領をご覧ください。

7. 原稿の受理

提出された原稿の受理は運営委員会が行い、その可否を決定します。

8. 採否

運営委員会にて受理された原稿は、査読の手続きを経て、運営委員会が採否を決定します。

9. 問い合わせ先

研究知財事務室 人文科学研究所担当

駿河台キャンパス グローバルフロント6階

TEL(内) 4135 / FAX(内) 4283

E-MAIL jinbun@mics.meiji.ac.jp

以上

3. 2019年度人文科学研究所所員名簿

第一区分

「日本文学及び文芸学の分野 36名」

(各分野内は学部順。同学部内は氏名五十音順。)

(日本文学 29名)

法 学 部	伊 藤 剣	文 学 部	竹 内 栄美子
法 学 部	神 田 正 行	文 学 部	能 地 克 宜
法 学 部	小 財 陽 平	文 学 部	牧 野 淳 司
法 学 部	田 島 優	文 学 部	宮 越 勉
商 学 部	石 出 靖 雄	文 学 部	山 崎 健 司
商 学 部	永 井 善 久	文 学 部	湯 浅 幸 代
商 学 部	中 村 成 里	農 学 部	松 下 浩 幸
商 学 部	西 山 春 文	経 営 学 部	居 駒 永 幸
政 治 経 済 学 部	池 田 功 麦	経 営 学 部	戸 畑 中 基 紀
政 治 経 済 学 部	植 田 直 哉	情 報 コミュニケーション学 部	内 藤 ま り こ
政 治 経 済 学 部	嶋 田 直 成	国 際 日 本 学 部	小 田 中 瑛 輔
政 治 経 済 学 部	富 澤 成 實	国 際 日 本 学 部	小 田 中 牧 郎
文 学 部	生 方 智 子	国 際 日 本 学 部	渡 中 浩 一
文 学 部	小 野 正 弘		
文 学 部	杉 田 昌 彦		

(文芸学 7名)

政 治 経 済 学 部	ネルソン, リンジー	文 学 部	柳 町 時 敏
文 学 部	伊 藤 氏 貴	国 際 日 本 学 部	蟹 瀬 誠 一
文 学 部	内 村 和 至	国 際 日 本 学 部	張 競
文 学 部	相 良 剛		

第二区分

「英米文学の分野 52名」

(英米文学 52名)

法 学 部	斎 藤 英 治	文 学 部	越 川 芳 明
法 学 部	鈴 木 哲 也	文 学 部	サトウ, ゲイル K
法 学 部	辻 岡 宏 子	文 学 部	竹 内 理 矢
法 学 部	中 村 和 恵	文 学 部	塚 田 麻 里 子
法 学 部	西 垣 学	文 学 部	野 田 学
法 学 部	実 村 文	文 学 部	ワトソン, アレックス
法 学 部	矢 ヶ 崎 淳 子	情 報 コミュニケーション学 部	坂 本 祐 太
商 学 部	石 黒 太 郎	理 工 学 部	井 上 善 幸
商 学 部	泉 順 子	理 工 学 部	大 矢 健
商 学 部	小 澤 央	理 工 学 部	管 啓 次 郎
商 学 部	海 田 皓 介	理 工 学 部	波 戸 岡 景 太
商 学 部	小 宮 彩 加	理 工 学 部	浜 口 洋 平
商 学 部	今 野 史 昭	理 工 学 部	山 本 洋 平
商 学 部	ジェームズ, アンソニー S.	農 学 部	織 田 哲 司
商 学 部	杉 崎 信 吾	農 学 部	狩 野 晃 一
商 学 部	中 島 涉	農 学 部	下 永 裕 基
政 治 経 済 学 部	虎 岩 直 子	農 学 部	樋 野 さ ゆ り
政 治 経 済 学 部	永 江 敦	経 営 学 部	宇 野 毅

政治経済学部	中 村 幸 一	経営学部	辻 昌 宏
政治経済学部	マーク,ケヴィン L.	経営学部	山 下 佳 江
政治経済学部	森 本 陽 子	国際日本学部	大須賀 直 子
文学部	新 城 真 里 奈	国際日本学部	尾 関 直 子
文学部	石 井 透	国際日本学部	旦 敬 介
文学部	大 山 る み こ	国際日本学部	ルーゲン,ブライアン
文学部	梶 原 照 子	総合数理学部	河 野 円
文学部	久保田 俊 彦	総合数理学部	柴 崎 礼 士 郎

第三区分

「独文学, 仏文学, 中国文学, 露文学, スペイン文学及び演劇学分野 61名」

(独文学 22名)

法学部	伊 藤 真 弓	文学部	富 重 与 志 生
法学部	シェアマン, スザンネ	文学部	福 間 具 子
法学部	須 永 恆 雄	文学部	マンデルツ, ミハエル M.
法学部	田 島 正 行	文学部	渡 辺 学
商学部	コヴァリク, ユタ	理工学部	松 澤 淳
商学部	広 沢 絵 里 子	理工学部	水 野 真 紀 子
商学部	渡 辺 徳 美	農学部	辻 朋 季
政治経済学部	田 村 久 男	経営学部	瀧 井 美 保 子
政治経済学部	永 川 聡	経営学部	竹 内 拓 史
文学部	井戸田 総一郎	情報コミュニケーション学部	関 口 裕 昭
文学部	岡 本 和 子	国際日本学部	瀬 川 裕 司

(仏文学 20名)

法学部	乾 昌 幸	文学部	杉 山 利 恵 子
法学部	岩 野 卓 司	文学部	谷 口 亜 沙 子
法学部	渡 辺 響 子	文学部	田 母 神 顯 二 郎
商学部	高 遠 弘 美	文学部	根 本 美 作 子
商学部	久 松 健 一	理工学部	清 岡 智 比 古
商学部	松 原 陽 子	農学部	高 瀬 智 子
政治経済学部	瀬 倉 正 克	経営学部	折 方 の ぞ み
文学部	奥 香 織	経営学部	川 竹 英 克
文学部	合 田 正 人	情報コミュニケーション学部	高 馬 京 子
文学部	小 島 久 和	国際日本学部	鹿 島 茂

(中国文学 10名)

法学部	加 藤 徹	文学部	垣 内 景 子
法学部	川 野 明 正	文学部	志 野 好 伸
政治経済学部	本 間 次 彦	理工学部	清 水 則 夫
政治経済学部	丸 川 哲 史	経営学部	野 田 寛 達
文学部	甲 斐 雄 一	経営学部	福 満 正 博

(露文学 0名)

(スペイン文学 3名)

法 学 部	大 楠 栄 三	政 治 経 済 学 部	仮 屋 浩 子
政 治 経 済 学 部	内 田 兆 史		

(演劇学 6名)

文 学 部	伊 藤 真 紀	文 学 部	神 山 彰
文 学 部	井 上 優	文 学 部	武 田 清
文 学 部	大 林 のり子	国 際 日 本 学 部	萩 原 健

第四区分

「日本史学, アジア史学及び西洋史学の分野 34名」

(日本史学 8名)

商 学 部	清 水 克 行	文 学 部	野 尻 泰 弘
文 学 部	落 合 弘 樹	文 学 部	松 山 恵
文 学 部	清 水 有 子	文 学 部	山 田 朗
文 学 部	中 村 友 一	情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	須 田 努

(アジア史学 10名)

商 学 部	鳥 居 高	文 学 部	櫻 井 智 美
商 学 部	水 谷 尚 子	文 学 部	鈴 木 開
政 治 経 済 学 部	羽 根 次 郎	文 学 部	高 田 幸 男
政 治 経 済 学 部	山 岸 智 子	文 学 部	高 村 武 幸
文 学 部	江 川 ひかり	理 工 学 部	林 ひふみ

(西洋史学 16名)

法 学 部	佐 藤 公 紀	文 学 部	青 谷 秀 紀
法 学 部	田 中 ひかる	文 学 部	佐 藤 清 隆
商 学 部	北 田 葉 子	文 学 部	豊 川 浩 一
政 治 経 済 学 部	兼 子 歩	文 学 部	林 義 勝
政 治 経 済 学 部	佐 原 徹 哉	文 学 部	古 山 夕 城
政 治 経 済 学 部	武 田 和 久	文 学 部	水 野 博 子
政 治 経 済 学 部	廣 部 泉	経 営 学 部	薩 摩 秀 登
政 治 経 済 学 部	前 田 更 子	国 際 日 本 学 部	溝 辺 泰 雄

第五区分

「考古学及び地理学の分野 17名」

(考古学 6名)

商 学 部	井 関 睦 美	文 学 部	佐 々 木 憲 一
文 学 部	阿 部 芳 郎	文 学 部	藤 山 龍 造
文 学 部	石 川 日 出 志	文 学 部	若 狭 徹

(地理学 11名)

商 学 部	中 川 秀 一	文 学 部	川 口 太 郎
政 治 経 済 学 部	飯 嶋 曜 子	文 学 部	松 橋 公 治
政 治 経 済 学 部	石 山 徳 子	文 学 部	吉 田 英 嗣
文 学 部	荒 又 美 陽	経 営 学 部	中 澤 高 志
文 学 部	梅 本 亨	国 際 日 本 学 部	佐 藤 郁
文 学 部	大 城 直 樹		

第六区分

「教育学, 哲学, 倫理学, 博物館学, 図書館学, 美術, 心理学及び社会学の分野 82名」

(教育学 24名)

商 学 部	黒 崎 典 子	経 営 学 部	キアナン, パトリック J
商 学 部	ルプレクト, プライアン G.	情 報 コミュニケーション学部	小 田 光 康
文 学 部	伊 藤 貴 昭	情 報 コミュニケーション学部	鈴 木 雅 博
文 学 部	伊 藤 直 樹	国 際 日 本 学 部	大 矢 政 徳
文 学 部	小 林 繁	国 際 日 本 学 部	岸 磨 貴 子
文 学 部	齋 藤 孝	国 際 日 本 学 部	小 林 明
文 学 部	佐 藤 英 二	国 際 日 本 学 部	小 森 和 子
文 学 部	関 根 宏 朗 子	国 際 日 本 学 部	姫 野 伴 子
文 学 部	高 野 和 子	国 際 日 本 学 部	廣 森 友 人
文 学 部	林 幸 克	国 際 日 本 学 部	横 田 雅 弘
文 学 部	平 川 景 子	総 合 数 理 学 部	エルウッド, ジェームズ
文 学 部	山 下 達 也	グローバルビジネス研究科	ナオウミ・エヴィリーン J

(哲学 11名)

法 学 部	越 門 勝 彦	理 工 学 部	鞍 田 崇
商 学 部	清 水 真 木	農 学 部	長 田 蔵 人
政 治 経 済 学 部	稲 葉 肇	経 営 学 部	八 田 隆 司
政 治 経 済 学 部	柴 崎 文 一	国 際 日 本 学 部	美 濃 部 仁
文 学 部	池 田 喬	国 際 日 本 学 部	ワルド, ライアン
文 学 部	坂 本 邦 暢		

(倫理学 0名)

(博物館学 2名)

文 学 部	井 上 由 佳	文 学 部	駒 見 和 夫
-------	---------	-------	---------

(図書館学 3名)

文 学 部	青 柳 英 治	文 学 部	三 浦 太 郎
文 学 部	齋 藤 泰 則		

(美術 5名)

商 学 部	瀧 口 美 香	国 際 日 本 学 部	宮 本 大 人
理 工 学 部	倉 石 信 乃	国 際 日 本 学 部	森 川 嘉 一 郎
情 報 コミュニケーション学 部	波 照 間 永 子		

(心理学 14名)

法 学 部	堀 田 秀 吾	文 学 部	高 瀬 由 嗣
商 学 部	佐々木 美 加	文 学 部	竹 松 志 乃
政 治 経 済 学 部	樋 口 収	文 学 部	濱 田 祥 子
文 学 部	岡 安 孝 弘	文 学 部	諸 富 祥 彦
文 学 部	川 島 義 高	情 報 コミュニケーション学 部	岩 渕 輝
文 学 部	加 藤 尚 子	情 報 コミュニケーション学 部	蛭 川 立
文 学 部	佐々木 掌 子	国 際 日 本 学 部	マクロクリン, デイヴィッド

(社会学 23名)

商 学 部	藤 田 結 子	情 報 コミュニケーション学 部	江 下 雅 之
政 治 経 済 学 部	碓 陽 子	情 報 コミュニケーション学 部	小 林 秀 行
政 治 経 済 学 部	佐 久 間 寛	情 報 コミュニケーション学 部	鈴 木 健
政 治 経 済 学 部	ジョージ, ジョニー	情 報 コミュニケーション学 部	高 橋 華 生 子
政 治 経 済 学 部	杉 本 隆 司	情 報 コミュニケーション学 部	竹 中 克 久
政 治 経 済 学 部	中 島 満 大	情 報 コミュニケーション学 部	田 中 洋 美
文 学 部	大 畑 裕 嗣	情 報 コミュニケーション学 部	中 里 裕 美
文 学 部	昔 農 英 明	情 報 コミュニケーション学 部	南 後 由 和
文 学 部	寺 田 良 一	情 報 コミュニケーション学 部	宮 本 真 也
文 学 部	内 藤 朝 雄	国 際 日 本 学 部	藤 本 由 香 里
文 学 部	中 江 桂 子	国 際 日 本 学 部	眞 嶋 亜 有
文 学 部	平 山 満 紀		

第七区分

「保健体育学分野 21名」

(保健体育学 21名)

法 学 部	釜 崎 太	文 学 部	宮 脇 梨 奈
法 学 部	多 田 聡	理 工 学 部	梶 原 道 明
法 学 部	土 方 圭	理 工 学 部	金 子 公 宏
商 学 部	川 口 啓 太	農 学 部	加 納 明 彦
商 学 部	桑 森 真 介	農 学 部	多 賀 恒 雄
政 治 経 済 学 部	岩 波 力	経 営 学 部	一之瀬 真 志
政 治 経 済 学 部	春 日 井 淳 夫	経 営 学 部	鈴 井 正 敏
政 治 経 済 学 部	後 藤 光 将	経 営 学 部	田 中 充 洋
政 治 経 済 学 部	高 峰 修	経 営 学 部	星 野 敏 男
文 学 部	田 中 伸 明	国 際 日 本 学 部	長 尾 進
文 学 部	水 村 信 二		

4. 人文科学研究所叢書一覽

書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
巫女と仏教史	萩原龍夫 著	吉川弘文館	1983.06.01	
狩獵伝承研究・総括編	千葉徳爾 著	風間書房	1986.03.25	
西ドイツ農村の構造変化	石井素介 著	大明堂	1986.05.28	
ダン, エンブレム, マニエリスム	大熊榮 著	白鳳社	1986.05.15	
東京の地域研究	江波戸昭 著	大明堂	1987.03.27	
中国古代の身分制—良と賤	堀敏一 著	汲古書院	1987.08.01	
思いやりの動機と達成動機	岸本弘 著	学文社	1987.11.10	
村落景観の史的研究	木村礎 編著	八木書店	1987.12.07	
ブリュッゲルの諺の世界	森洋子 著	白鳳社	1992.01.20	
18世紀の独仏文化交流の諸相	河原忠彦 著	白鳳社	1993.03.10	
心と発達	岸本弘 著	学文社	1993.03.31	
信濃大室積石塚古墳群の研究 I	大小塚初三郎 著	東京堂出版	1993.07.31	☆
詩的ディスコース—比較詩学をめざして	安藤元雄 編	白鳳社	1993.10.20	◎
アリストテレスにおける神と理性	角田幸彦 著	東信堂	1994.03.31	
北欧神話・宇宙論の基礎構造	尾崎和彦 著	白鳳社	1994.05.30	
日本における民衆と宗教	圭室文雄 他著	雄山閣	1994.06.20	◎
ヨーロッパ演劇の変貌	山内登美雄 編	白鳳社	1994.08.10	◎
ポーランド人と日露戦争	阪東宏 著	青木書店	1995.03.25	
山形県川西町下小松古墳群 (1)	大小塚初三郎 編	東京堂出版	1995.03.31	◎
近世イギリスのやぶ医者—一つのヨーロッパ流氓譚	岡崎康一 編	象山社	1995.12.20	
民衆劇場—もう一つの大正デモクラシー	曾田秀彦 著	象山社	1995.12.23	
心の発達と心の病	岸本弘 著	学文社	1996.03.01	
関東中世水田の研究	高島緑雄 著	日本経済評論社	1997.03.25	
東京の地域研究 (続)	江波戸昭 著	大明堂	1997.03.30	
演劇の視覚	山内登美雄 著	白鳳社	1997.03.30	
詩と死と実存	大野順一 著	角川書店	1998.01.25	
アリストテレス実体論研究	角田幸彦 著	北樹出版	1998.03.30	
ドイツにおける大学教授の誕生	別府昭郎 著	創文社	1998.03.31	
源氏物語の準拠と話型	日向一雅 著	至文堂	1999.03.31	
明治社会教育思想史研究	北田耕也 著	学文社	1999.03.31	
絵解きの東漸	林雅彦 著	笠間書院	2000.03.20	
現代日本における先祖祭祀	孝本貢 著	御茶の水書房	2001.03.25	
東京：巨大空間の諸相	藤田直晴 編著	大明堂	2001.03.27	◎
戦時生活と隣組回覧板	江波戸昭 著	中央公論事業出版	2001.12.15	
スウェーデン・ウプサラ学派の宗教哲学	尾崎和彦 著	東海大学出版会	2002.03.31	
古代仏教説話の方法—霊異記から験記へ	永藤靖 著	三弥井書店	2003.03.12	
陸軍登戸研究所—隠蔽された謀略秘密兵器開発	海野福寿朗 編	青木書店	2003.03.19	◎
生と死の図像学—アジアにおける生と死のコスモロジー	林雅彦 編	至文堂	2003.03.31	◎
古代の歌と叙事文芸史	居駒永幸 著	笠間書院	2003.03.31	
植民地主義と歴史学	永田雄三 他著	刀水書房	2004.03.30	◎
ヨーロッパ生と死の図像学	馬場恵二 他著	東洋書林	2004.03.31	◎
「ヌーヴォー・ロマン」とレアリストの幻想	小畑精和 著	明石書店	2005.03.31	

書名	著者・編者名	出版社	発行年月日	
リベラル・アーツと大学の「自由化」	越智道雄 編著	明石書店	2005.03.31	◎
近代演劇の来歴—歌舞伎の「一身二生」	神山彰 著	森話社	2006.03.31	
信濃大室積石塚古墳群の歴史Ⅱ	大小塚初重 編 小林三郎	東京堂出版	2006.03.31	
近代への架橋—明治前期の文学と思想をめぐって	佐藤義雄 編 恒川隆男	蒼丘書林	2007.03.25	◎
ドイツ現代文学の軌跡—マルティン・ヴァルザーとその時代	遠山義孝 著	明石書店	2007.03.30	
大逆事件の言説空間	山泉進 編	論創社	2007.03.31	◎
石川啄木—その散文と思想	池田功 著	世界思想社	2008.03.31	
<i>Berlin und Tokyo – Theater und Hauptstadt</i>	井戸田 総一郎 著	IUDICIUM Verlag GmbH	2008.03.31	
「生と死」の東西文化史	林雅彦 編	方丈堂出版	2008.03.31	◎
近代の終焉 映像・図像・音像から見た 20 世紀先進諸国における時代精神の研究	山口泰司 編	文化書房博文社	2009.03.31	◎
前近代トルコの地方名士—カラオスマンオウル家の研究	永田雄三 著	刀水書房	2009.03.31	
障害をもつ人の学習権保障とノーマライゼーションの課題	小林繁 著	れんが書房新社	2010.03.31	
法コンテキストの言語理論	堀田秀吾 著	ひつじ書房	2010.03.31	
ジョルジュ・バタイユ—経験をめぐる思想の限界と新たな可能性	岩野卓司 著	水声社	2010.03.31	
周縁から見たアメリカ—1850 年～1950 年	林義勝 編	彩流社	2010.03.31	◎
<大学>再考—概念の受容と展開	別府昭郎 編	知泉書館	2011.03.31	◎
Aufführungsdiskurs im 18. Jahrhundert – Bühnenästhetik, Theaterkritik und Öffenlichkeit	富重与志生 編 井戸田 総一郎	IUDICIUM Verlag GmbH	2011.03.31	◎
現代韓国の市民社会論と社会運動	大畑裕嗣 著	成文堂	2011.03.31	
言語機械の普遍幻想	浜口稔 著	ひつじ書房	2011.03.31	
「哲学的人間学」への七つの視角	山口泰司 著	文化書房博文社	2012.03.10	
新劇とロシア演劇	武田清 著	而立書房	2012.03.31	
人類史と時間情報—「過去」の形成過程と先史考古学	阿部芳郎 編	雄山閣	2012.03.30	◎
教育委員会制度論—歴史的動態と<再生>の展望	三上昭彦 著	エイデル研究所	2013.03.29	
組織の理論社会学—コミュニケーション・社会・人間	竹中克久 著	文眞堂	2013.03.31	◎
古典にみる日本人の生と死	金山秋男 編 居駒永幸 原 道生	笠間書院	2013.05.15	◎
労働の経済地理学	中澤高志 著	日本経済評論社	2014.02.18	
顔とその彼方—レヴィナス「全体性と無限」のプリズム	合田正人 編	知泉書館	2014.02.25	
江戸・東京の都市史—近代移行期の都市・建築・社会	松山恵 著	東京大学出版会	2014.03.31	
歌の原初へ—宮古島狩俣の神歌と神話	居駒永幸 著	おうふう	2014.04.10	
近代大学の揺籃—一八世紀ドイツ大学史研究	別府昭郎 編	知泉書館	2014.04.15	
他者のトポロジー—人文諸学と他者論の現在	岩野卓司 編	書肆心水	2014.12	
パリ移民映画—都市空間を読む—1970 年代から現在	清岡智比古 著	白水社	2015.03.30	
漱石テキストを対象とした語り言語の研究—「三四郎」「道草」を中心に—	石出靖雄 著	明治書院	2016.01.30	
環境リスク社会の到来と環境運動—環境的公正に向けた回復構造—	寺田良一 著	晃洋書房	2016.03.10	
十八世紀ロシアの「探検」と変容する空間認識—キリーロフのオレンブルグ遠征とヤーロフ事件	豊川浩一 著	山川出版社	2016.12.20	
模倣と創造—哲学と文学のあいだで	大石直記 編	書肆心水	2017.03	◎
演出家ピスコートアの仕事—ドキュメンタリー演劇の源流	萩原健 著	森話社	2017.03.10	
雲南の歴史と文化とその風土	氣賀澤保規 編	勉誠出版	2017.03.10	◎
高校生の市民性の諸相—キャリア意識・規範意識・社会参画意識を育む実践の検証—	林幸克 著	学文社	2017.09.15	
戦前期アジア留学生と明治大学	高田幸男 編	東方書店	2019.03.31	◎

◎は総合研究, ☆は重点共同研究の成果である

5. 人文科学研究所公開文化講座講演集一覧

No.	書名	講演年度	発行年月日	
1	精神・人生	1977・1978	1982.11.15	
2	ことば・まつり	1979・1980	1984.10.15	
3	文化・空間	1981・1982	1983.10.15	☆
4	遺書・冒険	1983・1984	1985.07.15	
5	笑い	1985	1986.05.15	
6	妖怪	1986	1987.09.15	
7	修羅	1987	1988.03.31	
8	悪	1988	1989.05.31	
9	異国	1989	1990.05.15	
10	曖昧	1990	1991.05.31	
11	日本にとっての朝鮮文化	1991	1992.05.31	
12	文化交流—日本と朝鮮	1992	1993.06.30	
13	<small>ウチナー</small> 沖縄から見た日本 <small>ヤマトウ</small>	1993	1994.06.30	☆
14	文化における「異」と「同」	1994	1995.06.30	☆
15	越境する感性	1995	1996.03.31	☆
16	神話と現代	1996	1997.03.31	☆
17	歴史のなかの民衆文化	1997	1998.03.31	☆
18	『生と死』の図像学	1998	1999.03.31	☆
19	『身体・スポーツ』へのまなざし	1999	2000.03.31	☆
20	江戸文化の明暗	2000	2001.03.31	☆
21	パリ・その周縁	2001	2002.03.31	☆
22	異文化体験としての大都市—ロンドンそして東京—	2002	2003.03.31	
23	言語的な、余りに言語的な—現代社会とことば—	2003	2004.03.31	
24	巡礼—その世界—	2004	2005.03.31	
25	「生と死」の東西文化論	2005	2006.03.31	
26	人はなぜ旅に出るのか	2006	2007.03.31	
27	声なきことば・文字なきことば	2007	2008.03.31	
28	「映画」の歓び	2008	2009.03.31	
29	マンガ・アニメ・ゲーム・フィギュアの博物館学	2009	2010.03.31	
30	沖縄と「戦世」の記憶	2010	2011.03.31	
31	孤立と社会	2011	2012.07.31	
32	書物としての宇宙	2012	2014.05.31	
33	シェイクスピアと日本	2014	2015.03.31	

※全て風間書房から出版。2015年度分からは紀要に掲載

☆は日本図書館協会の選定図書

◎ 研究所長 豊川 浩一

◎ 運営委員 池田 喬
石黒 太郎
伊藤 剣
生方 智子
大楠 栄三
奥 香織
織田 哲司
梶原 照子
釜崎 太
清水 則夫
清水 有子
竹内 拓史
内藤 まりこ
中川 秀一
波照間 永子
波戸岡 景太
牧野 淳司
ワルド・ライアン

Director TOYOKAWA Koichi

Committee IKEDA Takashi
ISHIGURO Taro
ITO Ken
UBUKATA Tomoko
OGUSU Eizo
OKU Kaori
ODA Tetsuji
KAJIWARA Teruko
KAMASAKI Futoshi
SHIMIZU Norio
SHIMIZU Yuko
TAKEUCHI Takushi
NAITO Mariko
NAKAGAWA Shuichi
HATERUMA Nagako
HATOOKA Keita
MAKINO Astushi
WARD, Ryan. M

明治大学人文科学研究所年報 第60号

2019年10月31日発行

編集 明治大学人文科学研究所

発行人 豊川浩一

発行所 〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

明治大学人文科学研究所

印刷所 アライ印刷株式会社
